

第四百回 参議院補助金等に関する特別委員会會議録第三号

昭和六十一年四月二十一日(月曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

四月十九日

辞任

工藤万砂美君

杉元 恒雄君

水谷 力君

高杉 勉忠君

四月二十一日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

添田増太郎君

小林 国司君

金丸 三郎君

粕谷 照美君

補欠選任

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

嶋崎 均君

北 修二君

倉田 寛之君

真鍋 賢二君

矢野俊比古君

穂山 篤君

村沢 牧君

中野 明君

委員

石井 道子君

石本 茂君

金丸 三郎君

河本嘉久蔵君

小林 国司君

坂元 親男君

添田増太郎君

竹山 裕君

松岡満寿男君

吉川 博君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

(総務庁長官)

国務大臣

(北海道開発庁長官)

国務大臣

(沖縄開発庁長官)

国務大臣

(経済企画庁長官)

国務大臣

(国土庁長官)

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

中曾根康弘君

竹下 登君

海部 俊樹君

今井 勇君

羽田 孜君

三塚 博君

江藤 隆美君

小沢 一郎君

江崎 真澄君

古賀雷四郎君

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

北海道開発庁総務監理官

経済企画庁調整局長

経済企画庁総合計画局長

古橋源六郎君

竹村 晨君

西原 巧君

赤羽 隆夫君

及川 昭伍君

厚生省保健医療局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

厚生省保険局長

仲村 英一君

小島 弘伸君

坂本 龍彦君

幸田 正孝君

吉原 健二君

花輪 隆昭君

長尾 立子君

田中 宏尚君

鶴岡 俊彦君

後藤 康夫君

事務局側

事務局長

事務次長

事務官

自治大臣官房審議官

持永 堯民君

石山 努君

牧野 徹君

望月 薫雄君

高橋 進君

櫻橋 泰君

永光 洋一君

福川 伸次君

黒田 真君

佐野 宏哉君

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

保田 博君

水野 勝君

松原 幹夫君

曲崎 清久君

五十嵐耕一君

運輸大臣官房長

運輸大臣官房次長

運輸大臣官房第三課長

運輸大臣官房第四課長

運輸大臣官房第五課長

佐竹 五六君

田中 恒寿君

黒田 真君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

佐野 宏哉君

常任委員会専門 桐澤 猛君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の審査のため、来る四月二十三日、午後一時から当委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 私は最初に、経済構造調査研究会に關連した質問を行います。

總理、あなたが私の諸問機関としていわゆる経構研をつくった目的、その経構研の性格、報告書をどのように評価しておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昨年以来、日本の膨大な貿易のインバランス、不均衡、特に輸出が非常に伸びまして、輸入との差額が大体経常収支で

五百億ドル以上にも及び、なおこの傾向は毎年連続する可能性がある、そういうことで各国からかなり強い批判が出てまいっております。日本だけが単独でこのような膨大な世界に於ける資金を吸収してひとりで繁榮していることを続けるというところは許さない、そういうような重荷が強く

なっております。そういうことを背景にいたしまして、我々は最大限の努力をあらゆる方面で行つてこの傾向を緩和して、国際的な日本に対する緊張あるいは批判というものを正さなければならぬ。しかし、これは一朝一夕にしてできる問題ではない。このようなことが起こるというのは日本側の事情もありますが、国際金融上の事情もあり、また各国の事情もある。そういう意味においてこの状況をよく分析してもらい、中長期的にどういふふうな処置が行われるべきかという考え方を示してもらいたい、そういうような考えに立ちまして私の個人的な諸問委員会をつくつたものでございませう。

約十九回開きまして、私も十八回出席いたしました。熱心な御意見をいただきました。そして四月七日でございましたが、意見書の提出がありました。これは私の諸問機関でございませうから、国家行政組織法第八条に基づく審議会等とは性格が違ふというところはよく承知しております。

したがしまして、これを受け取りまして、政府としては、まずその内容については我々は時宜に適したものであり貴重かつ適切な意見であると評価する、そういう評価をいたしました。この取り扱いについては、いわゆる八条機関の報告とは違ひまして参考意見と、そういうふうにしたしまして、これを参考にしつつ政府・与党でその政策を練り上げていくという方針をとつたわけでございませう。そういう意味で、経済対策閣僚会議を開きまして今のような評価を行い、これに処置する方向を決め、政府・与党一体となつてこれに対応することを決めました。そして、当面の問題、それから中期的に時間がかかる問題あるいは長期的な措置を必要とするもの、そういうものに仕分け

をして、これを順次具体化するための検討をする委員会、会議をつくらうということ、大體官房長官を中心に関係各省及び党の首脳部等が参加した会議をつくりまして、これでこれを具体化していく方針を決め、これを挙げて推進していきたいと思つておるわけであります。

政府はそれの際に談話を発表いたしました。この總理大臣談話の中におきましては、まず第一に、この大幅黒字の背景には、我が国経済に見られる輸出指向等経済構造上の要因もあり、今後従来の発想を転換して我が国の経済構造調整という画期的な施策に取り組み、国際協調型経済構造への変革を図つていかなければならぬ、こういうふうにも言つておるわけであります。そして、輸出依存による大幅な経常収支不均衡のもとで日本のみが繁榮の孤島であり続けることは不可能であり、この変革の成否こそ我が国の将来を左右すると言つても過言ではない、そう言つておるわけでありませう。

もちろん、政治の要諦は国民生活の安定と向上を確保することにあります。そう言つて、政治の本質、要諦ははつきり我々つかんでおるわけでございませう。現在の状況にかんがみて対応する政策としてはこれは時宜を得たものである、そう考へたわけであります。

そして、世界に対して訴へたい、そう談話には言つておりました。我が国の大幅な経常収支不均衡の継続は憂慮すべき状態であると自分たちも思つておる。そして経常収支不均衡を国際的に調和のとれるよう着実に縮小させることはまさに国民的目標であり、この目標を実現するために国民の理解と協力を得つつ政府はあらゆる努力を傾注していき、決意であります。それと同時に、世界各国の努力と協力が不可欠であり、各国が構造調整によつてみずからの抱える困難な問題を克服するとともに、互いに政策協調の実を結ぶことにより国際社会の安定と発展がもたらされることを念願してやまない、こう言つて世界の協力、協調も求めておる、こういうことでございませう。

○村沢牧君 總理が次から次へと私的諸問機関をつくつて、自分のお気に入りの人を委員にして、その報告書を国の施策に誘導しようとしていて、これについては国会においても常に批判をされているところであります。總理は経構研の報告書が時宜に適したものである、高く評価している、と本会議でも答弁しているわけでありませう、この報告書は、今お聞きをするところの總理の任期中の単なる参考資料ではない、我が国の経済構造調整の基本方針として政府の施策として練り上げていく。したがつて、この報告書に盛られたことは将来の日本の産業構造の変化にもつながるというふう

に思ひますが、そういうことでよろしいですか。○國務大臣(中曾根康弘君) 構造調整に つながつていくだろうと思ひます。昨年は三百数十億ドル、ことしが五百数十億ドル、ことしと申しましてこれは三月三十日の状況です。来年度の三月末ぐらゐになれば石油の低落等も加へて、多く見積もる人は七百億ドルに及ぶ黒字が日本に累積する。かつてOPECがひとり占めでお金を世界からかき集めたときが約四百億ドル前後であると言われている。これは、世界の石油産出国が集まつてそれだけだということを、日本一國だけで五百億ドル、七百億ドルというお金をため込んで世界が黙つていゝるはずはないわけでありませう。しかしこれは必ずしも日本の罪のみによるものではない。しかし、一面において日本は貿易国家でございませうから、輸出に一生懸命になつて輸出構造型の社会経済情勢というものを一生懸命馴致して、そしてその成果がここに出てきたということも否定できな

い。御存じのように、吉田内閣のもとにおいて商工省が通商産業省と変えられた、あれはまさに輸出指向型で外貨を獲得するためにやらんとした努力であります。それがこのように実つてきたという、そういうことを考えますという、我が国の社会経済構造の中には輸出指向という面がまだ残つていゝる面もかなりあると考へなければならぬ。そういう面を今まで直してきたわけですが、市場開放

であるとかそのほかの努力もいたしまして。しかし、国際的にはまだ厳しい情勢にある。

例えば、この間アメリカへ行つてみますという、アメリカの上院、下院の議員二十一名が、日本の大使館に来て昼食をとみにしていただきましたが、そろってみんなが言うのは、まだ保護主義法案の圧力は非常に強い、特にオムニバス法案と言われる包括的な保護主義法案をいつ出されるかわからぬ、現在、予算と税制をやつておられるけれども、ことしの秋の選挙を目指してはつとそれが出てくる危険性がある、そういうことを非常に憂慮しておつたのでございます。もしああいうような保護主義法案が通過すれば、日本の輸出はとまってしまうとして、それは結局不景気と失業につながつてまいります。中小企業の困難はさらに大きくなります。

そういうことを考えてみますと、我々は全力を振るつてそのようなことを起こさないように努力しなけりやならない、それには日本自体がひとり黒字をひとり占めしているという情勢を真剣に国を挙げて直す努力をしているという誠意を示す必要があるものであります。それが保護主義法案を防止する一つの今日の我々の課題であります。きついつらいことではあるけれども、国家のことを考え国民のことも考えたら我々はやらざるを得ない。それが結局は繁栄と安定を続ける道になる。この間OECDの閣僚理事会がありまして、けさ外務大臣、企画庁長官から報告を受けましたが、やはりヨーロッパにおきまして同じような指摘が強くなされておる。

こういう状態を考えてみますと、我々は国民のお力をおかりし野党の皆さんの御協力もお願ひして、国民的努力としてこれを我々としては全力を振るつてやらなければならぬ。その方策についてはいわゆる経緯で半年近く権威者が集まつてつくつてくれた内容はなかなかよくできておるが、しかしこれは参考意見である、あくまで政策は政府・与党の協力によつてつくり上げていく、こういう考えに立ちましてその会議をつくるという

うことにして、これから練り上げていく。当面の問題としては、予算が成立しましたときに、四月八日に総合経済対策を発表したわけでございまして、これによつて公共事業の前倒しであるとか、あるいは電力やガスの一兆円を目途とする差益還元であるとか、あるいは民活であるとか、そのほか諸般の政策を行うことによりまして大体GNPを〇・七％引き上げる力を持つ政策を今推進しつつあります。これは当面の目標です。しかし、この経緯研の中においても内需の振興、それから輸出・輸入のバランスの回復、そのために輸入の増大あるいはさらに円ドル関係の調整、いわゆる国際通貨関係の調整、安定、そういうような諸般の政策が盛り上げられておりまして、我々はこれになかなか時宜を得たものであると考えておるわけでありまして。

○村沢牧君 報告書は、輸入の増大による経済転換を基本としております。総理は、この報告書を手土産に訪米してサミットの地ならしをした。そこで、日米会談で日本の経済構造を輸出依存体質から輸入指向型経済に転換するために百年に一度の外科手術をするような決意で取り組むということとを表明し、レーガン大統領からその決意と約束を高く称賛をされている。それだけに、私的諮問機関とはいへ、この報告書は中曽根個人の単なるPR文書ではなくて、我が国の国際的な公約として受けとめられておるわけでありまして。我が国は、これまで、そのいい悪いは別といたしまして、輸出の拡大によつて経済成長を遂げてきました。が、将来は輸入大国に導こうとするのは、まさに大きな政策の転換になります。このことは、国民世論はもちろん、与党内においてもコンセンサスは必ずしも私は得ていないというふうに思ふんです。こうした方向に日本の経済を転換するんですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 輸出入のアンバランスで膨大な外貨が日本に流れ込んで黒字が累積している、こういう傾向を国民的努力によつて変えていく、そういう適切な輸出入バランスを回復しよう、そういう政策を実行しようと思つておるんです。レーガン大統領に對しましては、私はこの経緯研の報告の性格をよく説明しまして、これは私的諮問機関の意見であつて、したがつてこれは参考にするというふうな考えで政府・与党で政策を練り上げていく、しかしこの内容というものは時宜に適したものであると考えておる、そういうことをはつきり私は言ひまして、国民的努力目標としてこの輸出・輸入のアンバランスを適切に改革していくという決意を私は告げた次第であり、そのことは間違つていないと確信するものであります。

○村沢牧君 経緯研報告を私的諮問機関の勧告書として紹介しただけだといふ今のお話でありまして、訪問先での発言の中身を帰国後すりかへるといふのは外交上不信を買うだけであつて、国政のために大きなマイナスなんです。あなたが外国で記者会見をしたことときよ国会で言うこととは大分違つておるんですが、真意はどなんですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 全然違つておりません。私は、外国で記者会見したときも今のようなことを言い、国会で申し上げていることと同じことを申し上げておる。つまり、日本は終戦以来今まで一生懸命貿易国家として努力してきた、その成果もあつて輸出・輸入の関係においては最近では輸出が非常に膨大になつて、これだけ黒字がたまつて国際社会にも若干迷惑をおかけしておる、こういうものは続けるわけにはいかぬ、こういう状態を続けていたら世界から村八分になつて、日本は第二のカルタゴになる危険もなしとはいへないといふ自分には心配しておる、そういうことも言つておる。それは、日本でも同じことを私は言つてきつておるのであります。そういう危険性があるということを知つていながら黙つておるということはない、国民に對する政治家がなすべきことではない。たとえきついつらいことであつても、国のため、あるいは中小企業や農村や国民全般の幸せにつな

がることについては、やはり勇気を持つて言つて、お願いしなけりやならぬ、そう思つておるんです。しかし、輸出入の適正バランスはどういうものであるかといふことについては、国民が、日本人が判断をいたします。外国からは輸入の目標の数字を示せと強く言われておる。私はこれを拒否してきておるわけでありまして。しかし、一般的に言へば、日本は外国に對して経済協力をしていますからある程度の外貨が要ります。日本は膨大な貿易国家であり、そして原料を入れて製品を輸出する国家でありますから、そのインベントリーの資金が要ります。あるいは日本は外国に對して直接投資をやつてまいりますからその資金も要ります。あるいはODAの資金も要ります。そういう意味においては、日本がこれだけの大きな国として外国と協力していくためにはある程度の適正外貨量といふものは要るわけなんです。しかし、それが五百億ドル、六百億ドルとなつて、外国に迷惑をかけ続けるという状態で日本民族が生き残れるとは思ふのであります。

だから、時間をかけて徐々にその体質構造を改革して適正バランスまで持つていく、それには拡大均衡でなければいけません。拡大均衡をやろうと思つたら、輸入を増大していくというのは一つの道でもあります。そういう意味においては、私は輸入も大事であると考えて申しておるのであります。

○村沢牧君 その問題については、きょうは時間がありませぬからまた後日改めて論議いたしましよう。

この際、報告書と日米交渉に關係して農業問題について若干伺つておきたい。

この報告書には「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」という項目を設けていろいろ提言をしておるところであります。その言わんとするところは国際分業論を前提とする農産物の市場開放であります。本法律案のように補助金が大幅カットされる、農業が大変厳しいときに、このような提言に對して、また今答弁になつた総理の決

意に対して、農水大臣はどのように考えますか。
○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。

全般につきましてはただいま総理からお話がございますように、やはり今日の我が国が置かれておる現状、こういったものを改革しながらむしろ私はそういう中であって日本が本当に質の高い国づくり、こういったものを指し示しているものであるというふうに考えております。その中で私ども農政につきましては今後育成すべき担い手、これに焦点を当てまして施策の集中化あるいは重点化、これを図りたいということがまず第一点だと思っております。第二点につきましては、構造政策を促進、助長する方向での価格政策の見直しと合理化であるというふうに思っています。三番目が内外価格差、この縮小と市場アクセスの改善への努力の三点ということでございます。確かに、競争すべきものは競争しない、あるいは輸入できるものは輸入しないということでありましてけれども、これは国際分業というものを指摘しているものであるというふうには受け取っておりません。

いずれにいたしまして、この提言につきましては、先ほど総理からもお答えがありましたように、内閣としてはいろいろな各審議会、そして党との連絡会議、そういったものの中でも進めてまいりますし、また私どももいたしましては農政審議会、ここにおきまして我が国農業を取り巻く内外の環境条件の変化を踏まえ長期的視点からあすの農業のあるべき姿を展望する新しいビジョン、これについて検討していただくこととしておりまして、その際、経構研の提言もやはり参考の意見としてその中で検討されるというふうに私どもは考えております。

○村沢牧君 農林水産大臣、この経構研の提言にあるような形に日本農業がなってしまうとしたら大変なことになるんです。ここではこの問題を論議いたしませんか、日本農業を守るといふ立場でもってこれからあなたは努力してもらいたいというふうに思っています。

そこで、我が国の重要農産物十二品目の輸入に

ついての暫定合意は四月二十二日、すなわち明日で期限切れになります。アメリカは今までの交渉で完全自由化を求めて強い姿勢でおりますけれども、そうしたこともこの経構研の報告や中曽根総理がアメリカへ行つて日本を輸入大国にしますなと言っていることが響いている。このことは間違いないというふうに思っています。日米農産物交渉がますます一体決着がつかぬのかどうか。この交渉の現況と我が国の基本姿勢について示してください。

○国務大臣(羽田孜君) 十二品目につきましては、先ごろ行われました例のアクションプログラム、この中におきまして、ガット及び関係国との協議、交渉を踏まえ、我が国農水産業の実情に配慮しつつ、国際的動向に即した市場アクセスの改善に努めることが政府の方針となっております。そういう意味で十二品目の問題につきましては、中長期の一つの方向を示しました経構研の報告というものが直接影響するものでないというふうに考えております。

なお二十二日の日に、明日でございますか、で一応切れることになっておりますけれども、この問題につきましては、今日まで大使クラスまで上げまして米側側といろいろと話しております。ただ、米側側の方では現在原則自由化といいますが、自由化というものを標榜されておられます。また現実的なものが出されておられません。私どもも今申し上げましたように大使等、また私どもも直接いろいろな方々に対してやはり現実的な対応をすべきであるということをお話しております。残念ながらまだその間に大きな隔たりがあるというのが現状であります。

ただ、この問題、日にちにつきましては米側の方の外交日程、そういったものもございまして、二十二日までに話がつかないのは今の段階では難しいなというふうに思っております。しかし、先方の方の外交日程等をこなした中で私どもの方もアプローチし、また向こうからも話しかけがございしますので、そういった中で何とか私どもは現

実的な対応ができるように十分話し合いを進めていきたい、かように考えております。

○村沢牧君 我が国の姿勢は、

○国務大臣(羽田孜君) 我が国の姿勢は、今日まずと申し上げてまいりましたように、我が国の農業に著しい変化あるいは大きな悪い影響、こういったものを及ぼさないように考えると同時に、やはりそれぞれの小さなものでも地域経済に大きな効果といえますか、成果をあらわしておる分野がございまして、こういったものもきちんとして先方側に話してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 本法律案の補助金カットによる地方の負担増については適切な財政措置を講じておるので、地方には余り迷惑をかけていないというふうなことを言っておりますけれども、その多くのものは国の負担の繰り延べであります。国債残高に加えて負担繰り延べ措置による政府債務は毎年累増しているわけでありまして、六十一年度末に予想される政府債務はどのくらいになりますか。

○政府委員(保田博君) 数字でございまして私の方から御説明をさせていただきます。政府の長期債務の残高は六十一年度末で百六十八兆三千四百億円で見込まれております。その第一は、当然のことでございますが、建設国債並びに特例債を合わせた普通国債が百四十三兆二千四百億円で、それから出資国債並びに交付国債等が二兆三千四百億円で、それから借入金二十二兆七千五百億円でございまして、なお、この借入金の中には交付税特別会計から一般会計に五十九年に振りかえられました借入金五兆八千三百億円で、今国会で御提案を申し上げております法律によりまして国鉄から一般会計が引き継ぐことを予定させていただいております借入金五兆六千億円を含んでおります。

なお、このほかや観点は違いますが、最も最近の極めて厳しい財政状況のもとでそれぞれの制度、施策をめぐる状況を勘案しながら、当面の

予算編成上の都合もこれあり、しかし中長期的な視野に立つて各制度に御迷惑をかけないという範囲内でのいろいろな施策を講じております。

その第一は、たしか五十八年度以降行っております国民年金の繰り入れの平準化措置が一兆九百億、それから厚生年金等の国庫負担の繰り入れ特例が約一兆四千億程度、それから政管健保の繰り入れ特別措置の合計額、これが六十年と六十一年度合わせまして約二千二百億程度というふうなことになるかと思っております。

最後に申し上げました三つのものは形式的には国の債務というものはカウントしておりませんが、けれども、多分にその多くは将来の財政負担となる性格のものというふうに考えております。

○村沢牧君 今説明があったように、国債残高を含めて我が国の債務は莫大なものになっているわけでありまして、

そこで、本法律案のようにすべての国の負担を六十六年以降に繰り延べるものは別といたしましても、それ以外のものについては政府の公約する六十五年度特例公債償却、これを達成するまでは償還はしない、国債を除いては、そういうお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる国民年金でございまして、厚生年金繰入特例、政管健保の繰入特例の措置、この問題につきましては、おっしゃいますとおり厚年、国庫の特例措置というのは、まさに特例公債依存体質脱却後できるだけ早い機会に繰り入れに着手するというふうな申し上げておるわけでありまして、それから、政管健保の場合には、将来政管健保財政の悪化によって事業の適正な運営が困難となるおそれが生じた場合には、繰入減額相当額に達するまでの全額を繰り入れる措置、その他の適切な措置を講ずるといふことを法律上明記することによってお願いをしておるというところでございまして、

○村沢牧君 大蔵大臣、さつき主計局長から説明があったですね、そのほかに、例えば国鉄債務

の負担金だとか、あるいは地方交付税特別会計の問題等あるわけですね。これも六十五年財政再建が完了するまではほうっておくんですか。

○政府委員(保田博君) まず第一点のお尋ねでございますが、国鉄の債務の一般会計に振りかえらるる予定の金額、これにつきましては、この金額を何年間据え置いて何年間で償還するかという具体的な償還の方法は、この法律が成立しました後、関係部局内で相談をいたしまして政令でこれを決める、こういうことになっております。

それから第二点は……

○村沢牧君 交付税特会。政府委員(保田博君) 交付税特会の借入金につきましては、六十六年度からいろいろな債務の総合的な整理を行うということになってはいるはずでございます。

○政府委員(持永壽民君) 交付税特会の問題について申し上げますが、これは五十九年度の地方財政対策の際に、従来この特会の借入金につきましては特会から償還をする、その場合に国が二分の一の一般会計から繰り入れをするという仕組みがあったわけでございますけれども、五十九年度の見直しの際に国と地方と整理をいたしまして、現在交付税特会として残っております債務は、おおむね当時の借入金の半分、五兆六千億ばかりでございますが、それについては交付税特会の中から六十六年度以降返還をするということに相なっております。

○村沢牧君 六十五年度特例公債償却のために、六十二年以降、毎年少なくとも約一兆三千億程度の国債の減額が必要であります。そのほかにも、今話があったように六十五年までに償還しなければならぬものまで出てくる。したがって、六十五年度赤字国債償却などということは、だれもそんなことができるとは思っておられない。大蔵大臣がその旗をおろさないということは一応理解はできるといたしましたが、そんなことをまじめに聞いている人はいないんです。

そこで、総理の私的諮問機関の経構研は「財政

政策の運営に当たっては、赤字国債依存体質からの早期脱却という財政改革の基本路線は維持すべきであるが、財源の効率的配分、機動的な対応を図る必要がある」と言っており、六十五年赤字国債償却などということは一言も言っておられないです。あなたが信頼をする学者の先生はそういうことを言っておるんです。総理はこのことをどういふふうに理解しますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 六十五年赤字公債依存体質脱却の旗をおろせとは言っていない。

○村沢牧君 おろせとは言っていないんです。それは知っていますよ。しかし、早期脱却は必要であるがということ、これは六十五年赤字国債償却はできる。あなたもこの会議には、さっきお話がありましたように、十九回開いた、そのうち一回欠席しただけで、あとは全部出席して一緒に討論をしておったと言っていますが、どういふ考えなんですか、総理。

○国務大臣(中曾根康弘君) 経構研は財政審議会と安定関係、全般を見ておるわけですから、六十五年赤字公債依存体質脱却という財政政策に焦点を当てた発言は遠慮したんだろうと思いますが、しかし、いつ放漫財政を許してはならない、早期に脱却すべきである、そういう一般の方針を示したものだと思っております。

○村沢牧君 あなたはこの経構研の報告で、日本の経済体質を輸入指向型に変えなさいということ、これを盛んに言っている。しかし、この報告の中にも「財政・金融政策の進め方」がちゃんと書いてあるじゃないですか、私が言ったように、このことについては極めて慎重な態度をとっているわけですね。口が非常に重い。一方の方は大変信用して貴重な資料だと言っていますが、こっちの方は、財政政策について言ったことはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 内需の拡大については昨年の十月に第一回の大きな政策をやり、また

去年の十二月に予算編成と同時にやり、さらに四月八日にまた第三回の総合対策をやり、最近におきましては公定歩合を三回も約一カ月前後の間に引き下げて、ドイツと並んで世界が一番低い金利の国にいたしたり、あるいは電力やガスの差益還元を思い切った一兆円をめどにやる。あるいは公共事業の前倒しを思い切った今までの記録以上やろう、そういう決意を示したり、ともかく財政政策もやっておるし、円ドルの調整にいたしましても、去年の九月二十二日のG5の会議をこつちもある程度インシアチブをとりまして、実行してきている。そういうわけで、財政政策もかなりやっていると御認識願いたいと思っております。

○村沢牧君 私は財政政策をやっていないと言わなければならないんです。私が今数字を挙げて指摘をしたように、また大蔵省側の答弁があったように、六十五年赤字公債償却というのとは大変なことなんです。総理はあくまで六十五年赤字公債償却ということ、この経構研の報告から見てもあなたも考えているんですか。そのことを聞いているんですよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは本会議でも大蔵大臣とともに答え申し上げましたように、この旗はおろすわけにはいきませんと申し上げておるわけですね。

○村沢牧君 この論議はいつまでやっても時間を食うばかりであります。旗をおろさないという気持ちにはわかるんですが、わかるけれども、これはもうできない、私はそのように指摘をしておきますが、また次の問題について関連して質問いたします。

そこで、中曾根内閣になって以来、このように政府債務が累増していますが、総理はこの責任をどう考えますか。そして、この法律案に見られま

○国務大臣(竹下登君) 確かに公債残高の歴史を見ましても、それは昭和四十年から始まって本当に十年間では九兆数千億でございます。その後累増してまいっております。しかしながら、この中曾根内閣以来、いわゆる毎年毎年の公債依存度というものはこれは逐年下がってきておるということ、やはり財政改革の努力のあらわれの一つではなからうかというふうに御理解をいただきたいものだと考えておるところでございます。

なるほど、御批判にありましたように、いわば後年度にツケ回しているんじゃないかということにつきましては、先ほど来御指摘のありました国年、厚年あるいは政管健保等のお金がある意味においては借りしてある、あるいはこれは制度間の財政の調整措置かとも言えるわけでござい

○村沢牧君 次は、総合経済対策について伺いますが、これまで本法律案と非常に関係を持つものであります。四月八日に発表した政府の総合経済対策は全体で四十項目にも達しておるわけであり、私ども切りに欠けて迫力不足である、私はこれをもって政府の期待するような効果があらわれるというように思っております。

総理は、今回の総合政策を執行すれば数兆円規模の減税をしたと同じような効果があらわれ相当な内需振興になる、そして景気は秋に向かって好転をしますと取り戻してくるであろう、こういうことを言われているようでありますが、この対策によつて算出される事業規模、それから国民経済にどれだけの波及効果があるというふうに思われますか。その根拠を示してください。

○国務大臣(平泉渉君) 今回の対策においては、電力、ガスについておよそ一兆円程度の差益還元を行うほか、試算困難ではありますが、他の品目

についても差益還元を行うことといたしております。円高の交易条件改善効果、原油価格低下のメリットによるものであります。実質所得を増大させる効果がございます。第二番目に、電力とNTTについては投資の追加を行う、こういうことで所得が増加をいたします。また、電力の投資の繰り上げ発注に伴い上期のやはり国民所得が増大する効果がございます。

今回の対策の中には効果は計測しがたいものがあるの以上で尽きるわけではございませんが、全体を加えて六十一年度上半期における対策の効果は二兆円を上回る名目GNPの増加になる、かように見ておるわけでございます。

○村沢牧君 それもやってみなければわからないことであつて、円高差益を国民が消費に回していけばそういうことも期待できるかもしれないけれども、その保証はないわけですね。

そこで、総理は日米首脳会議で、総合経済対策によつて十一兆円の内需がふえGNPを〇・七％引き上げる効果がある、したがつて六十一年度実質四％成長という目標は達成できる、こういう見方を切つておられるのでありますけれども、その自信はあるんですか。その根拠を示してください。

○国務大臣(中曾根康弘君) 上半期においては、今企画庁長官が申し上げましたように約一兆円、そして〇・七％のGNPを押し上げる力を持っている、そういう報告を聞いておりましたが、国民経済研究協会とかそのほかのいろいろな学者の論文等も読んでみますと、石油の値下がりや今後ずっと続いていく、あるいは公共事業の前倒しの投資乗数効果等も見ると、そういうような面で見ると事業量はふえていく、あるいは差益や余剰が出てくる。輸入が減りまして、そして輸出はいわゆるJカーブ効果というのでもまだ残っております。そういういろいろな面から見ると、十兆から十五兆ぐらいの数字のものが出ておりました。私はそれをどう覚えるに覚えておりました、大体十一兆見当ではないかというので申し上げたので、今の上半期の話とは別の話であります。

○村沢牧君 総理は、日米会談ではレーガン大統領の言うことはよく引き受けて、MOSS協議の対象品目に自動車部品などを入れるということについても前向きな姿勢を示した。ところが、国内の与野党幹事長・書記長会談で合意した減税問題などについては極めて消極的な態度である。総合経済対策で減税をしたと同じような効果があらわれるのだから、具体的な減税はなくてもいいというのですか。

先週の与野党国対委員長会談で自民党の藤波国対委員長は、今週、つまりきょうから始まる週の政府・与党連絡会議でさきの与野党の申し合わせを、実行方法を取り上げていく、そういうふうについているんですが、このことについて総理もそのような気持ちを持っていますか。

○国務大臣(竹下登君) 幹事長・書記長会談の申し合わせは、これはもとより重要に受けております。政府自体の今日までの姿勢といたしましては、抜本答申をお願いするように税調に報告をいたしておりますので、その推移を見守つておる、今週中にもあるいは中間報告がいただけるような環境にあるではないかということでありまして、一方、それと、重く受けとめております与野党幹事長・書記長会談の問題につきましては、既に数回政調・政審の責任者の会合が行われておる。その都度御連絡をいただきますところのもろもろの資料等につきましては、正確にこれを提出することによりましてこの協議がさらに進んでいくということに御協力を申し上げておるというのが実情でございます。

それで私が感じますのは、いわゆる政策減税の点と所得減税の点は分けてお考えになつておるようでありますが、所得減税の問題について年内に結論を得るということをお相談いただいておりますのは、結局政府税調の推移等をも恐らく横目で見ながら相談していかうということではなからうかというふうに、これは私が推測をいたしておるところであります。

国対委員長会談でどういふお話があつたか、ま

だ政府・与党連絡会議は今週行われておりませんので定かに承知しておりませんが、いずれにせよこれは私が聞いてみればわかることでございまして、適当な機会にその国対委員長のお考えはあるいは私から聞いてお伝えすることができるとおもいます。

○村沢牧君 国対委員長会談の話を何も竹下さんに聞いて伝えてもらわなくてはいいんですけれども、あなたのところの藤波国対委員長がそういうことを言っているんですから、今週中の政府・与党連絡会議でもつてこの問題についても詰めてまいりますと言っていますから、それはやりやすか。

○国務大臣(竹下登君) 普通月曜日にやるわけでございしますが、きょうは安井先生の葬儀がありまして、政府・与党連絡会議はきょうは行われませんが、藤波国対委員長からよくその辺の事情は承つた上で相談をしながら思つております。

○村沢牧君 そこで、このような総合経済対策を閣議決定して円高による不況感を心理的に和らげようとしておる、あるいはサミットを控え影れ上る一方の貿易黒字に対する海外の批判をかわすために、我が国はこんな努力をしておりますといつて経済対策や経構研の報告書を振りかざしてみても、現実には今提案されておるように補助金を一律削減して地方自治体と国民に負担を転嫁している、景気の回復と内需拡大の足を引っ張ることはまさに時代の要請に逆行するものであります、言うこととやっていることが違うんじゃないですか。どうなんですか、総理。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる補助金という問題になりますと、ただ御案内のとおり、公共事業におきましては確かに補助率をかえさせていたただくための今法律を御審議いただいておりますわけでありまして、事業費という点におきましてはこれを拡大いたしておりますので、これがいわゆる景気を引っ張っていく上での力となるということが言えると思ひます。それから、社会保障関係におきま

しても、末端の給付そのものには何らの変更があるわけではございませんので、いわば今回の措置は経済に対しては中立的なものというふうに理解をすべきであらうというふうに考えております。

○村沢牧君 そこで建設大臣、この対策では、公共事業については上半期における契約済み額を過去最高を上回ることを目指して前倒し執行するということになつておるわけでありまして、具体的な方針を示してください。

○国務大臣(江藤隆義君) 四月八日の経済対策閣僚会議で過去最高の前倒しをするという大方向針が決まりました。ちなみに、過去最高を上回るといいますと、最高が五十七年度の建設省分でおおよそ七八％でございまして、したがって、私どもは八〇％の前倒し執行を念頭に置いてこれから取り進めてまいります、こういうことになりました。通過をいたしましたので、翌四月五日に補助金のいわゆる引き下げ対象外の事業分について、国費分でございますとおおよそ一兆七千五百億、事業費ベースで言いますとおおよそ二兆三千二百億、この分を実は内示をいたしまして、特に積雪寒冷地帯あるいは災害復旧、あるいはまた雇用非常ににかわりのあるところ、それらの特に注意すべきところについては細心の執行上の配慮を払いながらするようにということをお四月五日に通達を出したわけでありまして。

ちなみに、昨年は四月二十六日に出しておりますから、ことは非常に予算の内示は早かった、通達は十四日でありまして、去年は予算の内示と通達は四月二十六日、これは予算の内示は五日、通達は十四日、こういうことで今取り進めておるところでございます。

○村沢牧君 そこで政府の資料を見ると、既に内示をしておる額が、建設省は今お話がありましたように一兆七千五百億、農林水産省、運輸省等加えて二兆七千七百億は既に内示をしたんです。この法律の成立を待つて箇所づけを決定するのが三兆一千三百億、そういう資料が出ておるわけであ

りますけれども、既に四六%は金額を内示したんです。したがって、前倒し執行するとならば、この既に内示をしている事業についての作業はかなり進んでいなければならないと思いますけれども、政府の指導性と地方の取り組みについて、どうなっているんですか。

○国務大臣(江藤隆雄) 先刻申し上げましたように、建設省ではおよそ二兆三千二百億の既に内示をいたしまして、事業執行の方針としては特に災害復旧、積雪寒冷地帯の事業の執行のいわゆる早期化を図りたい、こういうことが第一に示してございます。それから中小業者が仕事がございますから、特に中小規模の工事について急いで発注をしない。それから雇用が深刻化している地域が実はございますから、そういう雇用の深刻な地域については特に事業の実施に当たって雇用促進について配慮をしない。大まかにこういう三つの事項を付して、そして四月十四日にこの通達を出した。配分は四月五日にいたしました。こういうことでありまして、残る部分については今鋭意事務的には準備を進めておりまして、法案が通過次第、直ちにこれが執行できる体制にございます。

○村沢牧君 農林水産省は。

○国務大臣(羽田孜) 私どもの公共事業関係でございまして、執行経費のあれは一兆二千九百億円でございまして、既に本年度の予算の成立時に内示を行いましたのは六千七百億円で、五二%になっております。現在まだ内示してございせんものは四八%六千二百億円ということになっておりまして、現在内示してないものにつきまして、積雪寒冷地帯の特殊事情等を考えながら、こういったものについて法案成立後直ちに執行するようにということで進めております。

○村沢牧君 運輸大臣。

○国務大臣(三塚博) 過去最高は五十七年度の六九%ですから、建設省の七八%から比べますと一〇ポイントほど下がるのかなと思いますが、ただいま建設大臣言われましたように、内需喚起と

いう観点から右へならえをしながら、四千五百億円の配分予定額でありますけれども、既に二千九百億は内示をいたしております率に六四%であります、こういうことであります。

○村沢牧君 今説明のあったように、公共事業については既に五〇%に達する金額が内示をされてどんだんこの作業が進んでいるということなんです。したがって、大蔵省や大蔵大臣が言われるように、この法律を早く連休前に上げてもらわなきゃ公共事業の前倒しができないからこれをやってくれなというところは、そんなことをやらなくたってもうやっているじゃないですか。ですから、慎重審議をこれはすればいい。どうですか。

○国務大臣(竹下登) いや、村沢さん、内示はやってますよ、これは精いっぱい。そうして内示であつて、いわゆるそれは施行交付はしてないわけでございますから、したがって契約の実行行為を、これは補助率の関係のないものではできませんけれども、しかし補助率の関係のありますものにつきましては、これはこの方が大型でございますし、この法律を通してもらえば、それこそ翌日からでも、もう地方公共団体も、あるいは直轄分も欣喜雀躍としてこの御趣旨に沿うような努力をするということが、これはやっぱりまともな答えでございます。

○村沢牧君 公共事業については一応の仕分けをして内示をしたが、非公共事業についてはどうなっていますか。

○政府委員(保田博) 非公共事業のうち今回の補助率引き下げの対象となりますものにつきましては、六十一年度以降の補助率をいかに扱うべきか、目下この法案を御審議いただいておりますので、交付決定をさせていただくというところは、いかなものかと考えておりますが、これは差し控えていただいておりますが、補助率引き下げの対象外となりますものにつきましては、通常年と同様の交付決定その他の手続を円滑にやらしていただいております。

○村沢牧君 非公共事業について、特に金額も多

く重要な問題が厚生省関係にあるんですが、厚生大臣の見解を伺いたい。

○国務大臣(今井勇) 私どもは、現在御審議いただいております補助金の例の特例法案の成立を見ない段階で、都道府県とか市町村に補助金を交付しますことは困難でございます、その間、県や市町村に経費の支出をしていただくことになるわけでございます。したがって、県や市町村におきます立てかえ払いをできるだけ少なくすると同時に、県や市町村の計画的な財政運営を確保するためにも、ぜひひとつこの法案の早期成立をお願いしなければならぬところでございます。

なお、昨年度におきましては、法案の成立後、必要に応じて補助金を前倒し的に交付いたしました。県や市町村の立てかえ払いによります金利負担というものを現実的に生ぜしめないように措置したところでございますが、本年度におきましても同様の措置を講じまして、県や市町村の実質的な財政負担にならないように十分配慮してまいりたい、このように考えているものでございます。

○村沢牧君 厚生省関係で、例えば老人保護費にしても生活保護費にしても、本法が成立しなければ交付決定はできない。しかし、本法が成立しないとしても、地方団体は必要な措置をしなければならぬ。現実しておるんです。それに要する財源対策、つまり借入金とか利子、こうしたものはどのように対応していくんですか。

○国務大臣(竹下登) これはやっぱり、まず非公共関係補助金についての問題について、対象外のものについてはきちんやりやります。対象のものについては国会で法案御審議中でございますから、法律行為として交付決定を行うことはいかなかと。しかし、先ほど来お答えがありますように、車の両輪でありますところの地方団体の財政運営に支障を生じてはならぬ、こういうことから自治省で御苦心をいただいで地方交付税の交付については早期交付に努めておられる、そしてし資金繰りに問題が生ずる地方団体につきましてはその実情に応じて資金運用部資金の短期融資制度の活

用と、こういうことを行っておるわけでございます。基本的には今回、関係予算の執行がおくれたことによつて地方団体に金利等について実質的な財政負担を生ぜしめることのないよう国庫支出金を前倒し的に早期交付するというようなことで、結論から言くと、昨年も実はこれは体験をさせていたわけでございますし、金利負担等御迷惑のからない形で対応してまいりますというお答えかと思ひます。

○村沢牧君 今、地方交付税の早期交付をやっておるといふ説明だったんですが、自治省にお伺いしますが、本年度はどのように対応したんですか。

○政府委員(持永義民) 突然のお尋ねでございますので具体的な数字はちよつと持ち合わせておりませんが、先ほど大蔵大臣から御答弁ありましたように、四月交付の段階で毎年この法律上交付すべき額がある程度決められておりまして、その交付につきましてもたけ早く交付しようというところで努力をいたしたわけでございます。あわせて、この資金繰りにどうしても困る団体があるといけませんので、そういうところは申し出をするように連絡もいたしまして、今幸いにしこの借り入れは比較的楽に借り入れができる金融情勢でございますけれども、できるだけ借り入れ等も円滑にいくように今調査をし、連絡を受けまして御支援を申し上げてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○村沢牧君 突然のお話で答弁ができないなんというところは、それだけ熱意がないということじゃないですか。昨年は、こういう事態が発生するために地方交付税の早期交付を行った。前の年に比べて二・五%の増加交付をしたんですよ。これも配慮したとするならばそういう実績があるわけなんだ。どうなんですか。

○政府委員(持永義民) 恐縮でございますが、数字をちよつと持ち合わせておりませんけれども、去年と比べますと交付税総額大体四%程度の伸びでございますので、その程度の概算交付の増額はいたしておると思ひます。

○村沢牧君 このような法律に關係をして地方自治体が非常に迷惑を受けている。そのことを考慮に置いて交付税の配分をしたんですが、今あなたの答弁を聞いてみると、全然そんなことは考えてないんじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(持永義民君) 今、具体的な数字は早速取り寄せましてお答え申し上げたいと思います。

○村沢牧君 それじゃ、それを待っていると時間を食いますから次に進みましょう。

公共事業の仕分けと早期発注については昨年の本委員会でも大きな問題となり、そのために審議も混乱した事実があります。政府が景気対策で公共事業の前倒しをし、またこれを確実に実行しようとするならば、この法律が成立せぬだつて今までの法律があるんだからそれによつてやればいいことなんだ。ことは仕分けをして早期発注がある程度できるようにしたことでありまして、しかし非公共事業についてはまだ仕分けもしてないわけでありまして、こういうことを毎年繰り返してはいけなと去年も強く言われたんですが、大蔵大臣、どうなんですか。

○國務大臣(竹下登君) 去年、法律の性格が、一年かかって勉強しますのでとあえすは一年限りのアバウト一律カットで御勘弁をと、こういう内容の法律でございました。したがつて、法律そのものに公共事業のみでなくいろいろな角度から議論が集中し、そして実際にこの法律を成立せしめていただくにも時間がかかった。そこで、いろいろな議論の過程、経過を通じて最初はやはり院の、いわゆる国会の意思が決まるまでの間は執行するのはいかにがたかというので、全体的にこの執行に対して慎重であつたわけでありまして、本院等においての御指摘がありまして、少なくとも補助率の關係のないものからはこれは執行に移すべきだということと合意に達して、これはそこで一遍なれたわけですが、なれたという、いいことになれたわけじゃないかもしれませんけれども。

したがつて、ことしの場合、補助率に關係の

ないものについてのいわゆる箇所づけてございましてとか執行態勢には万全を期したと。そしてもう一つは、対象になるものにつきましても本場に準備だけは完全に行つておこうという態勢が整つたということとは、やはり昨年以來の経験に照らしてそうなんだものではなからうかというふうに私はこれを理解いたしておるところであります。

非公關係についてもいろいろ議論があつておりましたが、なるほどなと思つたんですが、去る十八日にやつぱりちゃんと通達を資金運用部に出して、生活保護費補助金等の国庫支出金の交付が例年よりおくれ、そのために資金繰りのため資金運用部地方短期資金の貸し付けを希望することがあれば早くそれに対処しなさいと、これも六十年度に同様の措置をとらしていただいた経験に照らして早々とそういう通達を出しておるということとございまして、執行につきましても万可能な限りの措置を行つて地方団体等に迷惑をかけないように、もとより給付を受けられる人にも迷惑をかけないようにするのは当然のことでありまして、重ねて何とぞ早期成立を伏してお願いをいたす次第でございまして。

○村沢牧君 建設大臣に聞くが、公共事業の前倒しは執行期間を早めるだけで総事業費がこれによつてふえていくわけじゃない。このことによつて政府の期待をするような景気が仮に若干上回つたとしてもそれは全体のことである。公共事業を請け負う業者、業界は下半期にはほとんど仕事がなくなつてまた苦しくなつてしまふ。したがつて、下半期にも仕事が確保できる、そういう保証がない限り、よしんば上半期に契約をしたとしても明年の三月までは仕事を待たなければならぬ。これは前倒ししようとしたつてかけ声だけに終わつてしまふんですが、これにはどのように対処するんですか。

○國務大臣(江藤隆義君) 昭和六十年度にはことしの二月に実はゼロ国債、すなわち債務負担行為でもつておよそ六千億の事業の実追加をしていただきました。それから災害復旧費を六十年度災

は八五%、五十九年度は九五%終わるということとおよそ五千億余りやらしていただきました。そして年度末の事業のいわゆる陥没を防ごうということと、また同時に、年度末になつたら全く仕事がないというようなことがないように処置をさせていただいたのが実は六十年度末でございまして。

今回はおおよそ八〇%の前倒し執行をするわけでありまして、朝飯はまあどうにか腹いっぱい食うが晩飯になつたらもう茶碗の底には飯が残つていかなかったというのでもまことにこれは不景気な話でありまして、これからひとつ諸般の経済状況、財政状況等をよくにらみながら事業の執行の段階でまた財政当局、政府全体と御相談を申し上げていろいろ御心配のないような措置もひとつ工夫してみたい、こう思つておるところでございまして。

○村沢牧君 前倒し発注をしますと、ですから下半期も大丈夫ですよと、その保証がなければ幾ら前倒し前倒しと言つたつて気持ちよくできないじゃないですか。ですから、率直に言うならば、下半期においては補正予算を組むとかあるいは建設国債を発行するとか、何らかの措置がなければいけません。そのことをやればこゝで保証しなきゃいけないんですが、どういうふうにお考えですか。

○國務大臣(江藤隆義君) 建設国債とか補正予算ということについては私も大變うれしい話であります。これは政府全体にかかわることとございまして、大蔵大臣を中心としていわゆる中曾根内閣全体の今後のいわゆる財政運用の中で考慮していくべきものである。これは一建設大臣が申し上げてもうどん屋のかまみたいになりましてからこれで御勘弁をいただきたいと思つた。

○村沢牧君 建設大臣は大変うれしいことだということと答弁ですが、あなただつたらこうすべきだ、こうしてもらいたいというひとつ意見があつたら出してください。

○國務大臣(江藤隆義君) なかなか言いにくいですが、これは、建設省としては事業費が伸びるとい

うことは大變結構なことでありまして、他の公共事業を持つておる役所も同じようにやつぱりゼロシーリング、マイナスイーリングに悩んできたわけですから、早くひとつ、総理が言われますように、円高の成果がだんだん年末に上がつてきて景気もよくなつてくるであらうと、こういう御託言も一方ではありますから、早くそういう時期が来ぬかなと、こう思つてひたすら神に祈るような気持ちでおる、これが心境でございまして。

○村沢牧君 大蔵大臣はどういうふうに思ひますか。

○國務大臣(竹下登君) 私も随分昔の話でございまして、建設大臣も経験していただきましたが、円高メリットというようにいろいろ考えてみますと、過去最高のものをやる。そういったものと、卸売物価が資材等二〇%以上上がつておるものの中にはございまして。そうすると、これは数字的に必ずしも正確な数字じゃございませぬが、いわゆる同じ費用でもつて効果が、百メートルのところは百十メートル道路ができる、こういうようなことがいけば事業費だけでなく事業量の増加によつてそれが下期へどういふふうな影響をもたらしていくものかなというふうなことも、この法律を上げていただきました後、補助金關係連絡會議というもので各省と詰めてみなければならないというふうに思つておるところでございまして。それと同時に、今度は円高によるメリットが出て、民間活力等一つの公共事業的支出というものが加わつてまいりますならば、私はなだらかな公共事業的執行というものができ、それが期待できるではなからうかというふうにも考えておるところであります。

ただ、補正をどうするか、こういうことになりまして、何分この間予算を成立さしていただいたばかりのときに、はい、補正を考えておりますというふうなことは、これはやつぱり財政当局として今日の時点で申し上げるべき筋合いのものではないというふうにお答えをするのが限界であらうというふうに考えております。

○村沢牧君 総理、そこで公共事業の前倒し執行をする、なるほどそれはいいことです。上半期は仕事が進める、しかし下半期になったら仕事が進まなくなってしまう、これに対しては政府が何らかの手当てをしなくてはならなくなる。どうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 総合経済対策の中にも、金融そのほか弾力的措置を総合的にとっていかうと、そういうふう書いてありまして、この変化を見守ってまいりたいと思っております。

○村沢牧君 そこで、もう一回もとに戻ったような質問になりますが、総理の経緯研ですね、これでもやっぱり金融対策上機動的な対応をしないといけないということを書いていますが、それはこの建設国債などのことも意味しているんですか、どうなんですか。総理に聞いてみるんだ、これは総理の諮問機関だから。

○国務大臣(竹下登君) 今の問題についてはやはり私の担当でございまして、ちょうどきょうからまた第三回目の公定歩合の引き下げが行われたと。したがって、大体完全にもろもろの金利体系に影響が出ますのが約一月かかりますが、そういうのもまさにいわゆる金融政策の弾力的、機動的対応の一つではないかというふうに考えております。

建設公債の発行ということになりますと、これは金融的の措置というよりもいわゆる財政上の措置ということになるかと思うわけでございまして。その問題につきましては、財政という点については、原則今日まで対応してきた政府の姿勢を基本的には維持すべきである、という経緯研の御報告もいただいておりますので、そういう態度で対応していくべきであらうというふうに考えておるところであります。

○村沢牧君 次に移りますが、昨年の補助金法案審議の際、政府は繰り返して一年限りの措置であると、こういう答弁をしておりました。本院特別委員会、法案の採択に当たって「本法律の高率補助率の一律引下げ措置と行革関連特例法の延長

措置は昭和六十年年度限りの暫定措置とすること。」、こういう附帯決議もつけております。このことは、審議の中で出された各委員の意見を集約して、国の財政が苦しいからといって地方に負担を転嫁すべきでない、という国会の意思を表明したものだ、というふうに思っています。

政府は、補助金問題検討会で検討してもらって新たに提案したものであるから単なる延長ではない、と、こう言いたいようでありまして、本法案は形式も昨年と同じ、期間、カット内容とも拡大をしている。しかもその財源対策は先送りをしている、こうした実質的な改悪延長であります。昨年の経過にかんがみて、このような国会、国民を軽視するような態度は許されなと思うが、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 六十年年度においての高率補助の引き下げは一年間の暫定措置である、そのとおりでございまして。そして、参議院の補助金特別委員会における附帯決議、昭和六十年五月十六日にも確かに「一律引き下げ措置と行革関連特例法の延長措置は昭和六十年年度限りの暫定措置とすること。」と、こういう附帯決議をちょうだいしておることも事実であります。

したがって、今、村沢さん答弁の先取りをして御意見の中でお話がありましたように、六十一年度以降の補助率のあり方については国と地方との間の機能分担、費用負担の見直し、これを政府部内においていろいろ行なったわけでございまして、すなわち、一年の間にその結論を出します、まさに一年間の暫定措置としてお認めいただきたいということでお認めいただいて、その後、補助金問題関係会議というふうなものにも検討会を設けて、村長さんも市長さんも県知事さんにもこの検討会に入ってもらったとしまして、たしか十二回これを開催して、そこで年末の十二月二十一日に、その報告に基づきまして補助金問題関係会議の決定で今度はこれをお願いした。したがって、いわゆる事務事業の見直しを行って、やっぱり昨年と違いますのは、一年間かかって検討しま

すからアバウト一割で、いわゆる一律カットをお願いしますと、これがごとしの場合は、それぞれ見直しを行った形においてお願いをしておるといふのが、性格的にはやはり基本的に違ひがあるところではなからうかというふうに御理解をいただくと、お答えを一生懸命しておるといふのが現状でございまして。

○村沢牧君 これから私を含めて各委員が質問をしまし、政府は、補助金問題検討会で検討してもらったからという答弁が必ずしもね返ってくる。しかし、それだけ検討しておるのだとすれば、何も暫定措置として法律を出す必要はない。そこで補助金問題検討会の検討の内容というものは極めて重要な問題なんです。

検討会の中には両論併記の問題がたくさんあるわけでありまして、そこで検討会の会議録なりあるいはその内容を記したものをぜひ資料として提出してもらいたい、提出すべきである。このことは衆議院段階でも強く要請したんですが、我が党も本委員会が始まる前にこの資料を要求したわけですから、現在に至るまでまだそれが出てこない。どうしてなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 検討会の検討の議事録というものは、速記をとっておるわけでもございませぬからありません。したがって、確かに両論併記のものがございますから、それがまた三年間の暫定にした一つの理由になるわけでございまして、けれども、これは、いわゆる報告書と先生方と議論をしておるのを個別に照合してみますと、結局あの報告書自体の中へ大抵正確にこの議論が行われたものが結果として整理されておりますので、失礼な言い方でございますが、そのとき私も工夫してみましたが、順序を入れかえてお出ししてもやっぱり意味がないし、やっぱり議論しておりますと、あの報告というものがまさに議事録というふうに御理解がいただけるのじゃないかというところで、この問題、御要求あるいは理事会等でも、これは国会でお諮りいただくことでございまして、御説明して理解を、あの報告書そ

のものがまさに議事録でございましてという性格を持つものでございまして、これを御理解を得なきやならぬと実は思っております。どうございませう。

○村沢牧君 今の答弁を聞いておると、まとめた議事録みたいなものはある、しかしまとめてみるとあの報告書になってくるということですが、あるとすればそれを提出してください。私たちはこれから参考人と呼んで意見を聴取するにしても、こういう問題が出てくる、あるいは検討会の委員の皆さん方はそれぞれの立場を代表する人たちでありますから、どういふ意見が出たと、そのことを十分把握しなければ法案の審議にもならないんです。ぜひ提出してください。

○国務大臣(竹下登君) どの先生がどういふ意見を吐いたといういわゆる速記録のようなものがあるわけではございませんが、あの報告書を読んでいただまして、そしていろいろなことを予測して先生と突き合わせをしておりますと、結局、あの報告書そのものがなるほど議事録的な性格だ、と、こういうふうに理解をしておられると思っております。これからは何回も議論をしておるうちに恐らくそういう御理解がいただけるんじゃないかなと思っておりますが、なお、この問題は国会の問題でございまして、我々として努力するにやぶさかではございません。

○村沢牧君 大蔵大臣は見ておるから、突き合わせてみるとこれになると。私も、全然資料を出さないんだから、見ていないからわからないんです。国会の問題だということですから、委員長の方からひとつ取り計らっていただいて、私はぜひその資料を出してもらいたいと思つておる。

○委員長(嶋崎均君) ただいまの村沢君の発言につきましては、理事会でよく協議をさせていただきますと思つておる。

○村沢牧君 それでは、私も理事ですから。そこで、昨年もそうだったけれども、政府の法案提出時期がおくられて年度の開始の時期に法案が成立していない、そのために予算と法律の乖離が

生じている、こうしたことがないようにこの種の改正は予算編成の前に行つて、改正案が成立したらその法律に基づいて予算編成をすべきであり、また、地方財政法第十九条には、国の支出金の支出時期が明示されている。政府はこのような法規定や常識を守らぬために国会審議にも混乱を来している。本改正案提出に当たつていかなる配慮をしたのですか。

○国務大臣(竹下登君) これは昨年も御議論をいただきましたが、今回の補助率の総合的見直しにつきましては、補助金問題検討会において十二回にわたつて議論が行われて、そうして十二月二十一日にやつと閣僚会議で決めたということであり、

したがって、今までの例として、恐らく念頭に置いての御質問というのは、行革関連特例法を行革国会というので一遍やりまして、そこで補助率を決めておいた後予算編成をしたという、模範的といえますが、一つの先例が存在することは事実でございますが、今回は年末ぎりぎり、検討会の報告に基づいて閣僚会議で決定をしたということでございますので、予算編成の前に法案を例へば臨時国会等で御審議をいただくというわけにはいかなかったわけであり、

しかし、六十一年度予算と表裏一体の重要な予算関連法案でありますから、これはぜひとも必要だという意味におきまして政府として姿勢を示さなきやならぬということで、予算提出と同じ日の一月二十四日に提出して御審議をいただく、こういう姿勢をとつたわけであり、その年度の予算関連法案というものにつきましては、普通の場合、二月の第三金曜日ぐらゐをいつもタイムリミットといたしておりますが、これについては予算案提出と同日に提出したということで私どもの姿勢のほどを御理解願いたい、このようにお願いする次第であります。

○村沢牧君 昨年の本院特別委員会委員長見解として次のことが言われております。
今回の補助金整理特例法案の参議院における

審議が、予算成立後、かなりの日数を経過した後になつたために法案の審議が内容的にも、期間的にも著しい制約を受けることとなつた。
このために法案審議の過程において「法案成立までの期間は、現行法があるものであるから、これによって執行し、国民や地方公共団体に迷惑を及ぼさないよう、配慮すべきである」との意見も出されているところである。

このことは、参議院としての審議権を確保する上では、このような多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点、予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点等を指摘しているものである。
本特別委員会としては、このような問題点に留意し、今後政府の善処を要望するものである。委員長見解が出されておるわけであり、

本委員会のこうした意思や決意があるにもかかわらず、今の大蔵大臣の答弁では国会軽視も甚だしいと思ふんです。政府の責任ある態度を示してください。

○国務大臣(竹下登君) 委員長見解もございまして、そこで、いろいろ工夫をいたしましたが、行革国会というものがかつてあつた、あの先例は実際問題としてなかなか難しいことだと思ふわけであり、一年かかつて審議して、年末ぎりぎりに結論を出した。そうすると、政府の姿勢としての最大限というものは、他の予算関連法案は二月の第三金曜日ぐらゐがタイムリミットになります、これだけは一月の予算書提出と同日に出すというところで我々の、いわゆる委員長見解にこたえた一つの考え方として御理解を賜りたいというふうに考えるわけでございます。

それから、いま一つの問題につきましては、去年議論のありました問題は、やつぱり四十八本もの法律改正を一括して提案するのについても議論があつた、こういう御意見がありました。これは種々その後も議論をいたしまして、やはり最近における財政状況及び累次の臨調答申等の趣旨を踏まえて行われる一般論として、財政上の措置であ

るといふこと。それから、まさに国の補助金、負担金等に限つて行われる措置である。そして三番目には、財政資金の効率的な使用を図るために行われる措置で、財政収支の改善に資するものであるという共通の性格を有しておるから、その趣旨、目的が一つであるので、一体をなした法律として提案するということに結論から申して帰結したわけであり、

したがって、いわば一括して御審議をお願いすることは、ある意味においては全体を通覧し総合的な御審議をお願いすることもできるといふ考え方に立つておられますので、ぎりぎり国会審議を制約するという法律の出し方ではないだろうかといふところに議論の上、帰結をいたしましたようお願いを今日しておるというのが実情でございます。

○村沢牧君 総理、国庫支出金は、法律の規定によつてその負担割合が多岐にわたるものと定められております。したがって、これを変更するときはそれなりの理由、理論が必要だといふふうに思ひます。そして補助金の見直しは、その後にある行政施策、行政領域を見直して、国と地方との機能分担のあり方を第一義的に取り上げなければならぬ。補助金問題検討会で検討してもらつたとか、あるいは関係閣僚会議で何回も協議をしたと言つておるわけであり、しかし、それは国の財政負担をいかに軽減するかというところが第一義的な問題であつて、それなるといふ三年間の暫定措置にしたといふふうに思ふのでありますが、まず第一に、財政問題より前に、この国と地方との関係を検討してかからなきやいかぬ。そのことについては総理、どのように考えますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点につきましては、臨調答申あるいは行革審の答申もあり、また財政制度審議会の御答申もありまして、国と地方との事務を整理し見直すようにということで鋭意その作業を進めて、今回の国会におきましては機関委任事務等については別途法律で御審議をお願いしておるわけで、今後も続けてまいるところでございます。また、他方、財政的見地からは、大蔵

大臣から御答弁申し上げましたような次第で、今回同じように事務事業の見直しの一つの財政的見地としてこのように措置をお願い申し上げておる次第でございます。

○村沢牧君 今、大蔵大臣から答弁があつたように、本改正案は四十九の法律改正を一括して提案しておる、そして本案によつて補助金カット及び繰り入れ延期の節減額は一兆四千七百五十億円という巨額に達しておるんです。しかも、その多くは国庫負担制度の根幹に触れる内容を含んでおり、現在及び将来の自治体運営に重大な影響を及ぼすものであります。大蔵大臣は先ほど答弁をしておつたんですが、しかし大臣、本来ならば一つ一つの法律について慎重審議すべきである。このように多くの重要法律の改正を一括法案として提出すること、しかも予算関連法案であるから早期に議決してもらいたいといふようなことは国会の審議権を侵害するものだ。昨年もこのことが論議されたんですが、先ほどの大蔵大臣の答弁では納得できません。ことはせめて少しは変わつてゐるかと思つたが、変わつておらない。どういふふうに考えますか。

○国務大臣(竹下登君) 委員長見解というものがございまして、それに基づいていろいろ私も議論をしてみました。ただ、委員長見解も、そういうこともいわばもう一遍勉強してみろと、こういう趣旨にも受け取れるわけであり、種々勉強しましたが、大ざっぱに申しますと、言つてみれば財政上の措置であるといふ点が共通の性格を持つておるといふようなことからいたしまして、やはり全体を通覧した総合的な御審議に対応するという意味においては、この一括法というものは、今おっしゃつたのと別の角度から国会の審議権を制約するといふことにはならないであらうと。したがって、国会の方でこれに対応するつて特別委員会をおつくりになつたのだなといふふうに理解をさせていただいておるところでございます。

○村沢牧君 今回の提案された法律を見ると、片方では他の法律でもって審議をする、そして補助

金の問題はここで審議をするということになっておりまして、私が先ほど指摘をしたように、いずれにしても重要な法律なんです。したがって、例えば生活保護法にしてもその他の問題にしても、なぜ補助率を下げなければならぬのか、この背景はどうなのか、そのことをやっぱり慎重審議をしなければならぬけれども、このように四十数本の一括提案をされたのでは審議するにとまなないんですよ。ですから、大臣がいかに答弁しようとしても、幾ら言いわけしようとしても、こういう提出の方法はまずい。

そこで総理にお伺いいたしますが、昨年も総括質問等において、あるいは締めくくり質問においてこの問題は随分論議をされた。総理もいろいろ答弁してありますが、ここに会議録を持っておりまして、総理の最終的答弁は、「将来の問題と受けとめまして、今回国会でいろいろ御議論になった趣旨等もよく検討を加えて、そして適切な処理を今後はいしたい。その線に向かって努力したい」ということを私は約束いたしますと、こういうことを言っているんです。どういふふうにご対応をしたんですか。今の答弁を聞いて限りに限って、また出された法律を見る限りにおいてそのことは全然検討されておらない。どうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 六十年及び六十一年度につきましていろいろ御迷惑をおかけして恐縮に存じておるところでございますが、六十一年度の予算編成につきましては、六十一年度の経験にかんがみまして、また委員会の御意向等もよく頭に入れました。そして検討会をまずつくりまして知事さんやあるいは市町村の代表の方の御参集もいただき、鋭意検討していただきました。それから党の方ともいろいろ御意見も承りました。そしていわゆる地方六団体の皆様方の御理解も得るよう懸命に努力をいたしまして、六十一年度とは違つて、六十一年度につきましては特に地方との対話、協議というものを積極的にやりまして、その結果このような措置をとった次第でございます。

○村沢牧君 私は、一括して出すというこのあり方について今質問したんですが、竹下大臣、あなたもこういうことを答弁してありますね。こういうことは暫定とか、臨時とかいっても、毎年やるべきことではありません。それは、答弁に当たります私自身の立場としても、毎度こんなことをやつたら大変なことじゃないかという感じをいたしております。こういう答弁をしております。しかし、あなたの答弁だと、総理もこういう答弁をされているのですが、これは国会の意思なんですよ。委員長見解、附帯決議なんですよ。これを実行してもらわなければならない。これはあなたの法案審議をやつてどんなことを約束したつて、また来年変わつちゃうんだ。ですから、私のこの質問ということもありまして、これは国会の意思ですから、なぜこういうことをしたのかはつきりした見解と、将来果たしてまたこういうことをやるのかやらないのか、そのことを明快にしてもらわなければ、幾らあなたと論議をして答弁をもらつたつてまた変更されてしまいますから、私は納得できません。これ以上質問できません。

○国務大臣(竹下登君) 昨年の議論は私も十分承知しております。したがって、本当は一年かかって検討をいたしますと、だから、ことは一年限りでございまして、この一律カットをお認めいただきたいて、概してそういう趣旨であつたわけでありまして、そこで一年かかってこの検討をいたしまして、本来ならばあるいは恒久的なものであるべきかもしれない。しかしここに二つの理由がありまして、一つは私の頭の隅には財政再建期間中、すなわち六十五年までという考えがないわけではございませんでした。が一方、特に生活保護の問題につきましては、いわゆる両論併記の報告をいただいた。両論併記とは、すなわち三分の二にすべきだといふのと、十分の八に返すべきだといふ議論でございまして、で、政策選択の決定として、中をとつたという意味じゃございませんが、昨年同様十分の七にしようという決定をした。いわばこれは両論併記だからやっぱりもう一度議論して

みなきやならぬという気持ちがあつたというのが一つであります。それからもう一つは、いわゆる税制の抜本改正というのを今日税制調査会へ諮問をいたしておる。そうすると、仮に、国税、地方税のあり方でございまして、答申をちょうだいして、地方税とか国税とかいろいろな仮に変化が行われたとしたら、普通の場合それが平年度化するには二年かかるというのが普通でございまして。かれこれ考へて、されば三年というこの暫定措置でお願いしようということにいたしましたわけでありまして、したがって、昨年申し上げましたとおり、毎年毎年とりあえず一年間で御勘弁をという措置はとらなかつた。しかし、両論併記の中で議まとまらずのものもあつた。一方、税制改正の問題もある。かれこれ考へまして、三年でお願いをしようといふことで一応我々の考へ方を整理いたしました。委員長見解等を念頭に置きながら整理をして御提案し御審議を賜らう、こういうことにいたしましたという経過でございまして、

○村沢牧君 今の答弁納得できませんけれども、もう一点だけ何ておきましよう。六十一年度の一括法案によつて、補助負担率の引き下げに伴う地方負担の増加は地方交付税と建設地方債で全部埋めるから地方には迷惑をかけません、そして、建設地方債の償還については元利を六十一年度以降の地方財政計画に算入するといふ方針である、こういう答弁をしていますが、ことはどういふ処置をしたんですか、去年の問題について。

○政府委員(持永義民君) 六十一年度の補助率の引き下げに伴ひまして地方債を発行したわけでございますが、その元利償還の一部を国の方で手当てをするということになっておるわけでございます。具体的に申し上げますと、臨時財政特例債という地方債の利子の問題が六十一年度に出てくるわけでございます。六十一年度におきまして、私も地方財政全体の収支の見込みをまず立てたわけでございますが、その段階におきましては、国の

補助率の引き下げが六十一年度仮にないとなれば収支は一応相償うという数字に相なつたわけでございます。そこで、結果的には六十一年度の補助率の引き下げに伴う影響額一兆一千七百億円でございまして、これを別途補てんをするという形で全体としての収支を合わせることにいたしましたわけでございます。

そこで、先ほどの昨年度の、六十一年度の起債の償還に伴ひます国の負担分でございますけれども、今申しましたように、六十一年度におきましてはそれがなくても補助率のカットがなければ収支が償うということでございますので、むしろ地方財政の中期的な健全化を図るという観点から、この国が払うべきものにつきましては実は六十一年度以降に交付税に加算をするということにいたしましたわけでございます。と申しますのは、六十一年から、先ほど申し上げましたように、地方交付税特別会計の借入金償還が始まるということもございまして、償還が始まるにむしろ返していた方が全体としての交付税の安定的な確保ができるだろうということであるという措置をとつたわけでございます。

なお、先ほどの御質問でございますが、地方交付税の六十一年度の四月交付分は二兆二千八百十八億でございます。これにつきましては六十一年度の場合よりも交付日を一日繰り上げますと同時に、金額につきましても先ほど四〇%程度と申し上げましたが、正確には三・九%でございますけれども、約九百億程度去年よりもふえているわけでございます。

○村沢牧君 大蔵大臣、今お聞きのとおり、去年の補助率カットによる財源対策は六十一年度から処理しますとちゃんと約束しているんですよ。政府答弁している。ところが、今話があらつたように、これを六十一年度へまた先送りしちゃつた。ですから、あなたたちがどんな答弁をしたつて、その場限りになつちやつて約束を守つてないからだめなんですよ。そのことを含めて、せっかく国会で一括法案なんていうもののもうやっちゃいけない

と指摘をして、総理もああいう答弁をしているんです。それも一括法案として出してきたんです。これは国会の意思を尊重するという立場から重大な問題だと思ふのです。一体今後どうするのかわ、そのことがはっきりしない限り、私はこの質問を続けるわけにいかない。今までやった措置と、今後どうするか、はっきりした答弁をしてください。

○国務大臣(竹下登君) 私、数字的なことはあるいは後からつけ加えて答弁していただかなきゃ正確を欠くかもしれません、マクロの地方財政計画の中で、ことしの措置によるものなりせば六十一年度は、マクロの経済対策。去年の答弁したもののについても、恐らくマクロの地方財政計画の中ではその問題は吸収できます、ことしの措置で、がしかし、新たに生じたものについてきちんとした措置を交付税の出口ベースにおいて行いました、こういうことであらうと思います。

そこで、将来の問題でございしますが、去年の場合、一括法もさることながら、一律一括ということに対しての御指摘が非常に強かったと思うんです。ことしの場合は、事務事業のあり方、なかんずく社会保障を中心としてのあるべき姿というのをともかくにも検討会で議論をした上で三年間ということをお願いしておるわけでございしますから、その限りにおいては、国会の意見というものも十分念頭に置きながら御議論もいただき、また政策選択もさせていただいたということ、御理解をいただかなきゃならぬ課題であらうなと思っております。

三年後どうするかという問題につきましては、その時点における財政事情等を検討してその時点で決めなきゃなりません、いすれにせよ、地方財政の出口ベースにおいて支障を来してはならぬということ、これは鉄則として守らなければならぬと思っております。

○村沢牧君 大蔵大臣、あなたの答弁は違っておるんですよ。六十年度に生じた欠損については六十一年度から支払いますと答弁しておる。去年

はそういうことになっておったんだ。ところが、去年の地方団体に迷惑をかけた、総計で百七億だと思ひますが、それは六十六年度へ全部繰り越しちゃったんですよ。新たに発生したもののじやないんだ。去年のものを繰り越しちゃったんだ。違いますか。

○政府委員(持永亮民君) 去年のものを繰り越すという御指摘でございしますが、具体的には恐らくこの臨時財政特例債の百七億の分をおしやっておられるものと思ひます。これは、先ほど申しましたように、今年度、六十一年度におきましてこの措置がされなくても地方財政の運営には支障がないという判断をいたしまして、そういう取支見込みになったものですからそういう判断をいたしまして、むしろ六十六年度以降、交付税の償還が開始するときに措置をさせていただいた方が中期的、長期的には交付税の全体的な安定的な確保ができるだろう、そういう考え方で先送りをいたしましたというところでございします。

○村沢牧君 それはこの会議録とも違うんですよ。それはあなたの勝手な解釈だ。去年の答弁のときには六十一年度から支払いますと言ったのを、六十六年に送った方がいいだろうなんて、あなたは勝手な解釈をして法律改正をしちゃったんじゃないですか。ですから私は、委員長、この国会の決議、態度、そのことについて政府は何らことも配慮しておらない。今言ったように、去年の答弁とことしやったことは全く違っているんですよ。ですから、私は、この点を明らかにしなければ、これ以上審議することはできない。委員長の方で語ってください。

○委員長(嶋崎均君) 速記をとめて。

(午前十一時二十分速記中止)

(午前十一時三十五分速記開始)

○委員長(嶋崎均君) 速記を起こして。
○政府委員(持永亮民君) 先ほどの百七億の点でございしますけれども、昨年のこの補助率の引き下げに伴います諸対策の中で、これは交付税に加算をするという覚書を取り交わし、かつそういうお

答えを申し上げたわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、六十一年度についてこの取支を見ましたところ、六十一年度においてこれが、措置がなくても地方財政の運営には支障がないというところで、そういう判断のもとにむしろ六十六年度以降の交付税特会の償還のことを考慮したときに、そちらに送った方がよりベターではなからうかという判断をいたしまして、それで現在衆議院で御審議いただいておりますが、地方交付税法案の中にもそういう規定を盛り込みましてお願いをいたしておる、こういう次第でございします。

○村沢牧君 いかにしても、私ははつきりこういう昨年の自治省の答弁も持っています、今の答弁では納得できません。重大な政策変更です。しかも法律事項ですからね。これ以上、私は審議することはできません。もつとはっきりした答弁をしてください。

○国務大臣(竹下登君) 確かに昨年、それで先ほども答弁いたしましたように、出口ベースでことしの措置はたばこ消費税等でできる。むしろその問題は将来に先送りした方が地方財政計画全体の姿としてはベターである。したがって政策変更とおっしゃいますが、その問題については地方交付税法の改正の中で法律事項として別途今日審議していただいております、こういう筋合いにはなるわけでございます。

ただ、先生おっしゃっているのは、それはマクロで見る地財計画には支障がないかしらぬが、あのとき言ったことと今やっている措置とが違ふじやないか、これは食言じやないか、こういう御議論であらうと思ひますが、その問題は別途地方交付税法の改正の中で法律改正、法律の中に組み入れられて措置されておるから、具体的に今年度の地方財政計画を執行するには支障のない措置がとられておりますので御理解を賜りたい、こういうことを言っておるという趣旨であると私も理解をいたしております。

で先送りをやっている、そういう出し方はいけないと言ふんですよ。どんなに答弁しようとしても、去年六十六年度まで先送りするなんというところは一言も言っていないじやないですか。六十一年からやりますと言ったことが、もうことしになったらそういうふうに変えられちゃった。勝手に変えたんですよ、皆さん。そういう態度は許すことができない。ですから、私はこの問題がはつきりしない限りは以下の審議を続けるわけにいかないんですよ。

○委員長(嶋崎均君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(嶋崎均君) 速記を起こして。
○国務大臣(竹下登君) 先ほど来のお話でございしますが、今予算編成に際しましてそのことは念頭にございまして、今年度の地方財政計画においては、いわばたばこ消費税等千二百億円で対応ができる。したがって、この問題については別途地方交付税法の方で政策判断をいたしまして、国会で議論をいただいておりますのが現状でございします。したがって私は、御指摘なきいます問題について、なすべきこととして少なくとも関係方面にそれだけの、例えばたばこの問題でも、時期はおくれましたが、精いっぱい関係方面へお断りしたりお願いして歩いたんでございしますから、それだけの配慮はしておくべき問題ではなかったかという反省は十分いたします。

○村沢牧君 今の答弁、わかっておりませんが、自治大臣に聞くけれども、結局こういうことじやないですか。

ことしの補助金カット分は全部六十六年度へ送ります、六十年度にカットした分については、ことしから払っていくかなきゃならぬけれども金がないうのであわせて六十六年度へ送ります、そういう話じやないですか。たばこ消費税とか金とか言っているけれども、実際問題、金がないから去年の分をことしは払わなきゃならぬけれども、これも六十六年度へひとつ送ります、実際そういうことじやないですか。

○國務大臣(竹下登君) たばこ消費税等があつて、ことしの地方財政計画はこれで一応支障のないことになったから、したがってそれは先送りしても、いわばことしのことに對しては何の影響もないではないかという政策判断が私自身にはあつたなという感じがいたします。

○村沢牧君 それじゃ、六十六年まで送つたらいいじゃないかと……。

○國務大臣(竹下登君) 毎年、いわば地方財政計画そのものの遂行には、大蔵省マクロベースでございませうけれども、支障のない手当てを行うわけでございませうから、六十一年度以降と、こう言つておられますから、私は、したがって先ほども申し上げましたように、こういうふうになりましたよという少なくとも事後了解ぐらゐをする政治的配慮に欠けておつたではないかという反省を込めてお答えをしたこととあります。

○村沢牧君 どういう答弁をしても、とにかく六十六年度以降に送るといふことはつきり言つて書いてあるんですから、ですから私がここで、そのことは大蔵大臣も先ほどから熱心な答弁をやつて、ある程度了解しましたなと言つと、交付税の法律がかかつてきているんですよ、そのときに、私はこれは納得しましたなと言つたらどういふことになるんですか。別途この問題の法律がかかつてきているでしょう。納得できませんよ、それじゃ。つまり、私もがこの委員会ですういふこともやむを得ないなというのを認めたとするならば、交付税の方の審議は即ちそういうことになつちやうわけですよ。その点をどうお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) それは、地方行政の主体的な法律であるところの交付税法にかかわる分を、ここで竹下登の答弁で日本社会党は承知したと言つちや、それはいけませんと私も思います。それは納得いかないままであるのではないかな、そのいわば野党の皆さんの方の考え方を代表して申し上げちゃいけませんけれども、その問題はここで承知したとおっしゃつてくだされいと言つても、

それは言えないだろうと私も仮に立場をかえた場合そう思いますよ、やっぱり。

○委員長(嶋崎均君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(嶋崎均君) 速記を起こして。

ただいまの村沢君の質疑に關しましては、理事會において協議をして決定をさせていただきたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○村沢牧君 六十三年度までは本法の適用が續いていく。しかし、その時点になつて財政再建が期待をしたように進んでいないから、先ほど来論議しているように、さらにまた延長する、カット率を強める、こういうことは絶対にありませんね。

○國務大臣(竹下登君) 六十四年度以降の問題につきましては、これはいわば税法改正とかいろいろな客観的要素もありますし、そのときの財政事情等もございませうが、その時点で決めるべき問題だといふお答えに尽きるではなからうかと思つております。

○村沢牧君 ですから、そういう答弁をしているから、ときどき財政が苦しくなつてくるといふでもないことをしちやうんですよ。だから、この法律は三年限りですから、三年過ぎたら財政再建がどうあろうともとへ戻しますよと、そのくらいな決意を述べることはできませんか。

○國務大臣(竹下登君) これは一応事務事業のあり方、費用負担のあり方等についての御議論をいただいた上で提出した法案でございませうから、昨年のような事情とはいささか違ひますので、したがつて期限が過ぎたら單純にすべて五十九年以前の補助率に返しますといふお答えをするわけにはこれはまいらないといふことであります。

○村沢牧君 そのことも納得できないんですが、まだ私どもの党の総括質問もあるし、また一般質問もありますからとどんやうやっていきますがね。

そこで、六十一年度の地方財政は、國庫負担率の引き下げなかりせば収支が均衡するはずであつたとさつきから答弁しているんですよ。ところが、今回の補助率引き下げによつて一兆一千七百億円

もの財源不足が生ずる。このことは地方財政法第二条の地方財政の運営の基本にも抵触するし、地方制度調査会あるいは地方財政審議会の意見、答申にも相反するものであるといふふうに思ひます。したがつて、法的にもあるいは國と地方との信頼關係から見ても、このような法律はこれを出すべきでない。自治大臣どう思ひますか。

○國務大臣(小沢一郎君) 地財法二条におきましては、國の地方への転嫁となるような政策を禁じておるところでございませう。それからまた、地方制度調査会あるいは地方財政審議会におきましては、いわゆるこの補助負担率につきましては対象事務事業の國と地方の責任の度合いに應じてこの負担比率というものを決めていくべきでありまして、單に國の財政、金がないから地方で負担してくだされいといふことはいけませんという趣旨を言つておると思ひます。

今回のことは、先ほど大蔵大臣等の答弁にもございませうが、基本的には六十年度予算編成を終えまして、その後檢討会におきましていろいろと真摯な議論がなされまして、考え方としては基本的な考えに立つて、社会保障につきましては事務事業の見直し、権限の委譲等も行つて予算編成が行われた、また地方財源の不足につきましては、異例の措置を含めて補てん策もとられた、そういうような経過になつておりますし、私どももいたしまして、もちろんまだ例えば生活保護費等については結論が出ておりません。それからまた、その他につきましてもいろいろまだ見直しをしていかなきゃならない問題点もたくさんあると思ひます。

そういうような意味合いにおきましては、必ずしも全部こういう考え方のもとに結論が出たわけではございませうけれども、基本的な思想といたしまして、國と地方の負担比率につきましてもの考へのもとになされたといふことでございませうので、その意味におきまして、地財法二条に反してゐるとかあるいは地方制度調査会の意見に完全に反してゐるといふことではないであらうと私も

解釈をいたしております。

○村沢牧君 法律に反しているかどうかという具體的な問題は詰めていかなければならないというように思ひますけれども、このように補助金がカットされて地方に負担が転嫁される、地方の富裕論なんという人が一部あるけれども、決してそんなものじゃない。去年補助金がカットされたことによつて地方財政は起債が多くなり、ますます硬化化してきた。ことしの予算編成から見ても、地方の予算から見ても、自治大臣としてこの実態をどういふふうに思ふのか。こういう形でもつてどんなこの補助金がカットされて地方に負担を転嫁することについて、大臣としてはどういふふうに考えますか。

○國務大臣(小沢一郎君) ただいま申し上げましたように、この補助負担率というものが國と地方の本来のいわゆる役割分担あるいは事務事業の見直しの中で、そして國はどのぐらゐ、地方はどのぐらゐというのが決められていくべきものでありますし、そういう形で負担割合が決まつていくというところは、これは私も従来申し上げておいた筋道の議論でございませうからその点はこれはもうあらねばならないと思つております。ただし、先生御指摘のように、今回の補てん措置につきまして、地方債につきましては地方交付税において元利償還等もできるだけ見ますよという形で補てん策を講じておるわけでありませうが、今後こういうたつたような状況が続くといふことになりませうと、それなりにいゝゆる交付税の中におけるそういった費用がふえていくといふことは事実でありますし、現実に地方は五十八兆八千億の六十一年度末で借金を抱えます。そういうような現状で、いわゆるマクロの單なる数字合わせからいへば富裕論みたいなものも出てきておるようでありませうけれども、決してそういう状況ではない。私ももといたしましては、今後元利の償還等地方債のそういうものにつきまして交付税総額を何としても確保して、そして地方財政に支障を来さないようにといふことで今後とも対処するつも

りでありまして、地方交付税の総額確保をするにつきましては、その交付税のあり方等々も含めまして必要な交付税総額というものは確保していかなければならない、そのように考えておるところであります。

○村沢牧君　そこで、今自治大臣からお話があらまされた例え生活保護の問題等について、補助金問題検討会は三分の二が適当だという意見と十分の八とするのが妥当だという意見があったというふうな両論が出されておるわけですね。そこで補助金問題関係協議会では、大蔵、厚生両大臣が三分の二を、自治大臣が十分の八を主張して結論が得られなかった。政府・与党連絡協議等に持ち上げて最終的には十分の七と一が二が決まった。自治省が十分の八を主張し厚生省が三分の二を主張した。厚生省は福祉を担当する省なんですよ。なぜこんな自治省よりも補助金が低くていいようなことを主張したんですか。厚生大臣の見解を聞きたい。

○国務大臣(今井勇君)　これは結論におきまして三分の二というふうには書いてありますことを踏まえまして、前大臣は三分の二というふうなことで御協議を申し上げたと私も聞いております。

○村沢牧君　三分の二と書いてあるのじゃないんですよ。厚生省が主張したんですよ。自治省がそれじゃいかぬから十分の八にしなさいと主張して意見が対立したんです。なぜ三分の二と主張したんですか。

○国務大臣(今井勇君)　これは、事務の性格というのとは今後とも国が行います機関委任事務とすることが適当であつて、その補助率としてはやっぱり補助率の体系的な見直しの観点から三分の二とするのが適当であるというふうには主張した、そういうふうには決まったというふうには私は聞いておりまして、そのように思っております。

○村沢牧君　自治省がこの種の補助金は十分の八にすべきだと、そういう主張をした、私はこの主張を評価する。自治省はどういう見解でこういうふうには主張したんですか。

○国務大臣(小沢一郎君)　生活保護につきましては、いわゆる社会保障制度の基幹的な政策、基盤的な政策でありまして、したがって国が責任というものがよりほかのものより強く求められておるといふ考え方に立ちまして、いろいろな予算編成の段階において自治省としてはそういう意味で主張してきたものと考えております。

○村沢牧君　大蔵省が三分の二を主張した根拠は何ですか。生活保護というのは重要な項目ですから特に聞きたい。

○国務大臣(竹下登君)　この問題につきましては、やっぱり今厚生大臣からお答えがございまして補助金問題検討会報告において、私も総じて言いますならば身近なものから地方公共団体に担いでいただこう。そこで、そういうことになるとおおよそ二つの一だ。そうすると、それ以上国の力を入れるものは三分の二という刻み。そして、それ以下でも補助率の達成できるものは今度は三分の一という刻み。従来は十分の七がございまして、三分の二なりがございまして、いろいろな数字がありましたが、大体二つの一というものを基準にして上のものは三分の二、そして下のものは三分の一と、こういうふうにおおむねそういう水準を想定することが妥当であらうというふうにかねて考えておったわけがございまして、したがって生活保護は、それは昭和二十一年以来のいような議論がございまして、憲法二十五条から発生するところの議論もございまして、その上の三分の二ではいかかかという主張をしてきたというのが現実的な私どもの考え方でございます。

○村沢牧君　厚生大臣、厚生大臣も大蔵大臣の言うようなことと大体同じですか、あなたも。ただ金の面からだけ考えるんですか。

○国務大臣(今井勇君)　先ほど私の寸足らずの御答弁でございまして、結論から申しますれば補助率全体の問題として三つあつて、そのうちの一番高い三分の二ということとをどうしようというのが前大臣の発言であつたと、私はそういうふうには引き

継ぎを受けております。このときもできるだけ高い補助率が望ましいと考えたのであらうと思ひますが、この補助金問題検討会の報告の結論によりまして三つ、三分の二と二分の一と三分の一がありまして、そのうち最も高い三分の二の補助率をとることがこの際必要だと考えられたものだというふうには理解をしておるわけでございます。

○村沢牧君　ですから、厚生省がそういう態度でありますからここの予算を見ても、またこの補助金の引き下げの問題を見ても、引き下げ額のうち厚生省関係はその四五％にも達する五千六百九十億、このほかに厚生年金国庫負担分三千四百億円の繰り延べがあります。国の責任で対応しなければならぬ福祉関係予算が、補助金カットの名目でのこのように縮減をされておるんです。こう算が組めなかつた、このことが実態だというふうには思ふんです。防衛費は突出させても福祉予算を犠牲にして六十一年度予算を編成した、これが中曾根政治の実態じゃないか。大蔵大臣、厚生大臣どう考えますか。

○国務大臣(竹下登君)　私もがやっぱり一番注意しなきゃならぬのは、それによつていわゆる福祉の水準を落とすはならぬと。したがって、その水準というものを維持しながら国と地方との費用負担のあり方ということで決定をしたわけがございまして、このこと自体によつていわばサビビスの水準が落ちたというならばまさに福祉の後退でございまして、水準を落とさない工夫の中で行われたということをお断りいたします。

○国務大臣(今井勇君)　私も今大蔵大臣から御答弁がありまして、福祉水準はこれは低下を招いてはいけないということとをまず主眼にしたわけがございまして、特に今後の社会福祉の行政を考えます場合に、地方の自主性のものと住民に身近なところできめの細かなサービスができるようにということとを私は基本に考えているわけがございまして、このような考え方から立ちまして事務

事業のあり方を見直しまして、これに合せて国と地方の負担区分を変更しようとするものでございまして。先ほど大蔵大臣がおっしゃいますように、今回の負担区分の変更に伴ひまして地方の負担がふえますが、このための所要額につきましては地方財政の対策で手当てが講ぜられるということ、私も給付水準の低下を招かないというふうには考えたわけでございます。

○村沢牧君　いすれにしても、ここ数年間の福祉関係を含めて厚生省の予算を見ても、伸び率もだんだん悪くなつてきている。そこで、こうした財源を確保するために厚生省としては社会保障の特別会計みたいなものをつくりたいというやうなことを真剣に検討されておるやうであります。が、そうなんです。あるはまた、そういうことは今は考えておらないということなんです。

○国務大臣(今井勇君)　おっしゃいますように、厚生省の福祉予算等々は人口の高齢化と同時にこれは伸びるわけがございまして、それで、あるお年になりましての方に対して年金とかそういうものを持つてくださいますというわけにまいりませんから、年々増加するわけがございまして、それをどう賄うかという一つのとして、今もおっしゃいましたやうな特別会計というものができないうらうかというのを前大臣が申し上げまして、そういう考え方を発想したわけでありまして、なかなかこの問題につきましては一概に簡単にいかなない問題がございまして、一たんこれ相談をしていこうというのが実情でございます。

○村沢牧君　大蔵大臣、この社会保障特別会計、これについて大蔵大臣はどういう見解を持っていますか。

○国務大臣(竹下登君)　これは前厚生大臣の増岡私案として一つ出ております。それから日本社会党さんからも、これはただ年金に絞つた形でございまして、そういう考え方が出ております。その他経済研究所からの提言等もございまして、したがって、各方面からそういう提言がありますとい

うのは、これは示唆に富んだ御提案だということ
は少なくとも敬意を表して言うべきであると思っ
ております。

しかし、現実にどうなるかということになりま
すと、当然いゆる目的財源ということになります
と目的税の問題が出てまいります。税体系全体か
ら言いますと、可能な限り税金には色のつかない
のがいいわけでございますから、目的税の本質の
問題が一つあるということと、いま一つは、それ
によって、考えようによれば硬化化する要因にも
またなるのではないかとことも言えます。あ
るいは見方によれば聖域化していくんじゃない
か、こういう問題もある。

したがって、この問題は、示唆に富んだ提言で
はあるが、やっぱり相当広範囲な角度から議論を
進めていかねばならぬ問題であるというふう
に、今日のところ総じてお答えをすることにいた
しておるといふことであります。

○村沢牧君 文部大臣に聞きますが、文部省関係
も今回の補助率カットによって受ける影響は大
きい。昨年は一律カットによって教材費だとか旅費
等が引き下げをされた。ことは恩給費その他が
引き下げをされるということになってまいりま
す。こうしてまいりますと、地方に与える影響な
んかも非常に大きい。例えば教材費が率引き下
がったことによつてどういう影響を来しておるの
かということも文部省は把握しておられるかど
うか。

そして同時に、義務教育費国庫負担法による二
分の一国庫負担率の引き下げなど、こういうこと
は絶対やってはいけない、国と地方の財政関係を
基本的に変えるようなことがあつてはならない
と思ひますが、まず文部大臣の見解をお聞きし
、あるいは具体的な問題については政府委員から答
弁してください。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の義務教育国庫
負担制度につきまして、共済費の追加費用及び恩
給費について暫定的に国庫負担率を二分の一から
三分の一に引き下げるといふのは、これはあくま

で特例であると私どもは承っておりますし、今回
の措置は、現下の国の厳しい財政事情等諸般の状
況を考慮し、地方財政当局とも御相談の上講ずる
ことにしたものであります。これに伴う地方財
政への影響については、所要の地方財政対策が講
じられることになっております。

なお、文部省といたしましては、この義務教育
国庫負担の制度の根幹についてこれを変えるつも
りはございませんので、この制度の根幹は引き続
き維持していきたい、このように考えております。
残余の数字については政府委員から御答弁いた
します。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十年度に教材費
のいゆる一般財源化を行ったわけでございます
が、六十年度の各地方における予算計上の状況を
見ますと、九月補正後段階での数字といたしまし
て、総額的にはおおむね前年度と同額あるいは全
国的な総額としてはそれ以上の金額が計上されて
おります。ただ、個々具体の市町村について見ま
すと、前年度をある程度下回るといふようなケ
ース等もあるようでございますので、現在、昭和六
十年度におきましてその事情等を聞くと同時に、
適正な額を確保するようという指導を行つてき
たとところでございまして、年度末まである程度の
補正が行われてきたと思つておりますが、まだそ
の数字は調査中でございます。

○村沢牧君 いずれにしても、国が補助金ある
は補助率をカットすることによって、教育の關係
でも地方に及ぼす影響は大きいんです。
そこで文部大臣に重ねて伺ひしますが、国庫
負担の二分の一は確保したいということでありま
すが、ことしのカットに続いてなお栄養職員だ
とか事務職員の給与費が一般財源化されるのでは
ないか、こういう危惧されている面がありますか。
ども、これについては文部省はどう考えますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の学校事務職員
及び栄養職員につきましては、私どもは学校運営
のために重要な基幹的な職員と受けとめておりま
すので、この制度は引き続き対象にしていきたい、

こう考えております。

○村沢牧君 大蔵大臣、いいですね、文部大臣の
答弁で。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる義務教育国庫負
担法の基本的な根幹はもろん維持すべきもので
あるというふうにご考えておりますが、具体的な問
題については、今の問題は今後とも慎重に検討す
べき課題だといふふうに考えております。

○村沢牧君 文部大臣がそういう決意を述べてお
りますから私は素直に受けとめておきますが、ま
た来年になつて学校の栄養職員とか事務職員を
云々なんてことは大蔵省としては絶対言い出さな
いように。よろしいですね。

○国務大臣(竹下登君) これはやっぱり、絶対と
いう中に財政当局が存在すると言ふのは、絶対に
あるいはいけないかとも思つて、謹んで意のあ
るところは承つておりました。

○村沢牧君 そこで、義務教育諸学校施設費国庫
負担法の附則の中で、国が昭和六十二年まで三
分の二の負担をする、こういう法律があるんです
が、これと今回提案されておる法律との關係はど
うなんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 公立の小中学校の施設
費の国庫負担につきましては、いわゆる急増対策
ということと昭和四十八年度から五年間ずつの時
限ということで補助率のかさ上げ措置を講じてき
たわけでございます。三回目の延長が昭和六十
二年度までということに相なつております。した
が、いまして、今回のかさ上げ措置の一部は正策を
暫定的にお願いしておりますが、その分につきま
してもこの分だけは六十一、六十二の二年間に
ついてかさ上げ措置を引き下げるといふことでお
願いを申し上げておるわけでございます。

なお、六十三年度以降かさ上げ措置そのものを
どうするかという課題がございまして、急増その
ものは六十一年度で中学校関係は終わるわけで
ございまして、これは全国的に見てのことと
ございまして、各市町村別に見ますとお急増状
態が残るというケースもあり得ると思ひますの

で、六十三年度予算編成の段階で財政当局とも御
相談をして適切な措置を講じたい、かように考え
ているところでございます。

○村沢牧君 この法律に基づくものはカットの対
象にしない、なつておらないと了解しよう。
そこで、補助金カットの中でやっぱり金額と数
が多いのが農水省であります。農林関係の補助金
のカットは土地改良長期計画、これだつて進んで
おりません。これを阻害するものである。あるい
はまた林業活性化対策なんと言つてゐるけれど
も、これもまた補助金をカットする。今非常に苦
しい立場に置かれてゐる漁業についてもそうだ。
幾ら大臣が農業の構造改善をしていくとか体質改
善をしていくと言つたつて、現実には補助金を
カットして地方に負担を転嫁する、仕事ができな
いようにする、こんなことで農林業の振興が図れ
ますか。

○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。
確かに、今日の財政事情非常に厳しいという中
で、私どもの方としても高率補助につきまして
カットせざるを得なかつた、これは現実でありま
す。ただし、事業費全体といたしましては、一般公
共事業で前年対比五百三十四億円の増、それから
一〇・二・三％、この伸びを実は見ておるところで
あります。そういう中で私どもとして国営土地改
良事業につきましても財投の金を持つてまいると
か、あるいは今お話がありましたように、森林に
ついては確かに非常に厳しい状況でありますけれ
ども、森林、林業、木材産業、この活力回復のため
の予算というものも特別につくつたところであり
ます。また海につきましても、こういう時代が到
来しておるといふ中で将来を見はるかしながらマ
リノフォーラム21というふうな施策などもいたし
まして、厳しい中にありましてもやっぱり必要な
ものについてはめり張りをつけながら前進をさせ
ようという、非常に厳しい苦しい中でありませ
れども、私どもとしても努めておることを御理解
をいただきたいと思ひます。

○村沢牧君 大分時間も過ぎてきましたが、大蔵

大臣、本年度はたばこ消費税を値上げして何とか切り抜けた。この問題については私は大蔵委員会で随分大臣とも議論をしたからここでは触れません。しかし、来年は一体どうするのか。たばこ消費税は一年限りの措置だということではありませんから、また来年もこれをやるというわけにはいかないというふうに思うのでありますが、今こつちからお話がありましたように一年限りの措置でありますから、これはたばこ消費税は上げなければならぬ来年になればまた戻す、そういうことであらうというふうには私は思っております。このような措置をしたけれども、明年度以降の措置が出てきておらない。そこで今回の特別措置は三年間継続だ、こういう内容にかんがみましてこの補助金、負担金にかかわる自治体の負担の増加額、措置をしたと言ったって実際は負担が増加するんです。これについては一般財源で必ず補てんをする、その具体的な措置を予算編成期に明示する、こうすべきだと思ひますが、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、たばこの問題、法律を通過していただいたわけですが、ごさいいます、これはまさに手続的に申しまして税調審議後でございいますし、各方面へ翌日から事後の報告に行くというふうなことでございまして、一方税調で抜本策の議論がなされたときでございまして、臨時異例の措置だからこれについては一年でございまして、こう申し上げておるわけでありまして。

したがって、来年度まず二つに分けてたばこはどうかと、こういう問題がございいます、これはいわゆる間接税のあり方という問題についての議論の中で、税制調査会の後半の課題として議論をしていただく。そこで、基本的にきちんとしていかなきゃならぬことは、あくまでも地方財政計画自体には支障を生じないような措置はきちんといいたし、ということだけは、基本的にまずお答えをしておかなければならない問題であるというふうに考えております。

○村沢牧君 基本的にそういう理解が立つならば、私が指摘をしたようなことも今後ぜひやるべきだ、このことはこれからの審議の中でさらに要求してまいります。また御意見も聞いてまいります。そこで、地方の財政対策として地方交付税が大きな役割を占めておるわけでありまして、最近行革審の小委員会では地方交付税の国税三税の三二%を引き下げるような案を出しているわけですが、このことは絶対に私は認めるわけにはいきませんが、自治大臣、大蔵大臣の見解を求めたい。

○国務大臣(小沢一郎君) 今日の地方財政の状況は、先ほどちょっと触れましたけれども、五十八兆八千億の借金を抱えておりまして、またいわゆる三千三百数十の団体の集まりでございまして、非常に個々の地方公共団体でもそのやりくりが厳しい状況になっております。したがって、現在の状況を前提とする限り、交付税率を引き下げるといふような議論をする余地はないと思ひますし、そのような地方財政の状況にない、私どもはそう理解しております。

○国務大臣(竹下登君) 昨年度補助率の引き下げ措置に関連いたしまして大蔵、自治両大臣の覚書というものがございまして、これは地方交付税率についてまで両大臣で合意したという性格のものでは全くございせん。交付税ということになりますと、それは国と地方との間の基本的財源配分にかかわる問題でございまして、地方税、それから地方譲与税がどうあるか、それから機能負担、費用負担がどうあるか、全部をくんで議論しなきゃならぬ課題でございまして、短絡的に比較富裕論などというもので現行の制度、施策を前提に置いておいて引き下げるべきだというふうな議論が直ちに成り立つとは私思ひません。

○村沢牧君 私の持ち時間もほぼつ終わりになりましたから、先ほど理事会扱いにした問題は保留いたしまして、そこで最後に総理に円高の問題について伺っておきます。

円がまた高くなって百七十一円台を更新しております。総理はレーガン大統領との会談で、あの当時のたぐいまぐらゐの水準がいいと思うと言われ

れておるわけですが、現在のこの急激な円高についてどう考えられますか。また、政策協調、相場安定のためにも我が国としてはどういう対応をすべきだということに思ひますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国際通貨の調整につきましては急激な円高下は避くべきである、そのように考えております。したがって、我が国の対応をいたしても、できるだけそのような急激な円高下を回避するように努力をいたしたいと思っております。

○村沢牧君 極めて抽象的な答弁ですが、あなたはアメリカへ行つてレーガンさんという話をしてきたんですから、あなたは外国へ行くとき非常に格好のいいことを言つて、先ほど申しましたように、レーガンさんの言うことはよく聞くけれども、国内へ来ると極めて国会では抽象的な答弁をしている。私はそのことが気に入らないんですよ。重ねて答弁は求めませんが、大蔵大臣はどういうふうに思われますか。

○国務大臣(竹下登君) 昨年来ドル高は正がなされてきたということそのものは評価をいたしますが、さて自国通貨を考へてみました場合に、その急激な変化は、余りにも急激であつた場合は我が国産業にも大きな影響をもたらす。きょう百七十三円台で寄りついておりましたが、私の手元にも今百七十一円台までつておる、こういうことでございまして、十一時半現在の相場が入つてきたわけでございます。

これに對して、どういふ背景がそうなされたか。まあ全面的なドル安という傾向のようではございますが、具体的な問題につきましては、いま少しこれは時間をかけていただいて判断すべきではなからうかというふうにと今考えております。

○村沢牧君 もう一問だけ。

私の資料では、百七十一円の高値を更新しているという資料を今私は持っているんですが、このことがドル暴落の懸念はないですか。

○国務大臣(竹下登君) 暴落というのがどれぐらゐが暴落かということについては議論のあるところでありまして、総体的なアメリカの経済指標が必ずしも大変いい指標にはないということがございまして、一般論として、暴落の懸念というのはいずれの指標を見る限りにおいては私は感ぜられないというふうに考えます。

○村沢牧君 終わります。

○委員長(嶋崎均君) 午後二時に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時十分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○磯山篤君 委員長、ちよつと資料を先に配りますから。

〔資料配付〕

○磯山篤君 今資料を一通配付しました。その一通は「財政赤字下の後年度負担等を伴う財源対策」、それからもう一通は、「最近の倒閉の状況と補正予算の公共事業追加」の資料であります。

大蔵大臣、この「財政赤字下の後年度負担等を伴う財源対策」というものは、昭和四十九年から一応六十年まで代表的なものをピックアップしたわけですが、けさほど次長の方から金額的なものが明示をされましたが、ほぼ私が整理をしたものの集計だろうというふうに思ひます。これだけの後年度負担、言いかえてみますと後々に返済をいたしますという数字が右側にずっと書いてあるわけでありまして、この中で地方財政にかかわるものが幾つかあるわけですが、

そこで伺ひをするわけですが、五十九年度です、振り分けをいたしましたためにほとんど六十六年以降返済をする、こうなっているわけですが、これについては自信があまりでしょうか、まずその点からお伺ひします。

○国務大臣(竹下登君) 私どもがアメリカへ参りました場合、為替相場は安定することが好ましいという点はお互い確認をしておるわけでございます。確かに、昨年九月のニューヨーク以来いささか急激に過ぎたという問題意識は私どもも持っております。ただ、為替相場そのものは、物価でございますとかあるいは相互の金利差でございますとか、あるいはもつと基本的に失業率でございますとか、そういうものが総合的に市場に反映して決まるものでございまして、幾らが適正水準かという点になりますと、最近はその上にかえて原油価格の下落の問題がそれぞれの国の通貨のレートに變動をもたらしてきておりますので、幾らが適正だと、こういうことになりまして、これを正確に発言することはなかなか困難な問題でございますが、少なくともいわば安定した状態にあることが好ましいという事は双方の合意でございます。

さて、さようしからば一方、今度はいわばドル以外の通貨が高くなつておるわけでございまして、ドル買い介入をするか、こういうことになりまして、協調介入というものは、本当に双方が乱高下でそれぞれ世界経済に大きな影響を及ぼすと認識したときにはもとよりやむを得ない道はこれは残されておるわけでありますけれども、どの程度の変動幅のときにはやるか、どうした時期にやるかという点については、それはまさに為替相場そのものに影響を与えます問題でございますので、これは介入の時期、方法等については発言することとはやはり差し控えるべきであるというふうにお互いが認識をいたしておるところでございます。

○中野明君 きやう総理、百七十一円というふうなことで、これはもう史上最高ですね。ですから、今やらなんだらいつやるんだらうかという不安でいっぱいなんですね。その辺、ただ推移を見守る見守るとおっしゃっているうちにどうもめどなく、相場ですから円が高くなつていくという可能性は私は出てきていると思うんですね。そういう点について、何かしら、東京サミットがもう目前

ですから、当然サミットで大変な一つの国際間の話し合いの柱になると思ひますけれども、そういう点、総理はもう逆介入の時期、政策介入せなきやならぬと、こういうふうな判断されているんじゃないかと思ふんですが、その辺どうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) いわゆるフローティング制度のもとにおきましては、経済のファンダメンタルズを正確に反映するということが好ましいし、ある一定の時間を置けばそういう方向に馴致されていくという考えに基づいてフローティングシステムというものが作用している。その間に時々投機や何かが起こりますけれども、しかし結局は長い目で見れば経済の基礎的諸条件、強さというものに影響してそれが出てくる、そういうことになると思ふんです。

それで、今の状況を見ますと、ドルが弱くなつて、きやうあたり見るとポンドも随分強くなつて、それからマルクも強くなる、フランも大体強くなつてきて、ドル以外はみんな強くなつてきております。円もその一環としてなつておる。そういう状況になると国際環境の問題として、これが経済のファンダメンタルズを反映しているであろうかどうか、長く続けられるであろうかどうか、そういう判断も各国の専門家もするであろうし経済の当局者もしていくであろう、そう思うのであります。日本は日本でまたしているだろうと思ひます。

そういうような状況下に我々が積極的にあつてこようとするという事は政府としては言えない立場にありますが、しかし申し上げられることは、今まで何回も申し上げましたように、急激な変動というものは望ましくない。そういうような乱高下あるいは急激な変動というものはできるだけ避けるようにお互いが努力し合うということが正しいと思ふし、その点については国際合意があるわけでありまして、そういうようなことを重視しつつ我々はこれからの対応を考えていくということでありまして。

○中野明君 入り口で国際協調で介入をしていた

だいたわけですから、東京サミットではこれはぜひ、日本がこれ以上円が高くなつてきたらそれこそ中小企業はたまらぬでしょうし対応がとれなくなる。ですから、やはりある程度一定の線はお持ちになつていられるんではないかと、その辺まで押し戻してもらふような、そういう要請はやはり日本の方から出されるべきじゃないか、私はこのように思ふんですが、大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは適切と判断した場合においては、いわゆる日本から言い出すとか言わないとかという問題は別として、国際協調で対応することは極めて有意義なことだというふうな考えをしております。

○中野明君 本題じゃありませんので、ぜひこれは重大な問題ですのでよく情勢判断をお願いしたい、このように要望しておきます。

それでは、昨年も補助金特別委員会でも私共審議に参加をしたわけですが、去年も大変問題になつたところでございまして、結局同じことをこしも繰り返さなければならぬという、まことに審議をしておる立場として残念この上ないんですが、まずその一つは法案の提出の仕方といふことが条文の作成の仕方、これがどうも私たち審議をする側から考えまして納得がいけない。まことに我々の審議権を束縛しているということ、これについて去年も随分議論があつたんです。

まず大蔵省に聞きたいんですが、この法律は日切れ法案と同じ考えですが、これがおくれた場合は一体どうなるのかということについてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは中野さんおっしゃつていただきましたように、私どもとしては精神的にはまさに日切れ法案だと。すなわち予算が通過、成立いたしましたら直ちにこの補助率をもつて執行に移したいという気持ちでいっぱいでありまして、しかしながら、今日衆議院における審議を含めまして今御審議いただいておりますわけでございまして、この補助率に關係のあるものにつきましては、いわば執行することをやつぱり差し

控えるべきであらう、そこで去年の御審議の中で出た知恵というものが、少なくとも總体的な予算関連法案であるけれども、補助率の問題に關係のないものについては可及的速やかに執行しよう、そしてその点については地方自治体において資金繰りに苦勞される場合にはいわゆる四月分の地方交付税の前倒し交付でございますが、そういうことと、それから資金運用部資金の短期融資等を積極的に御協力申し上げるということで対応をしておるわけでございまして。

したがって、去年とどう変わったかと、こうおっしゃいますと、少しは審議が、衆議院から送られたのは少し早いわけでございまして、やつぱり私どもとしては当初からそういうことがあつてはならないというので、箇所づけ等につきまして補助率に關係のないものについては極力準備しておいて、予算の通つた日にそれを発表することができたというふうなことが、昨年から反省に基づいて対応の仕方ではなかつたであらうかというふうに思ひます。

いま一つは、総理が行政管理庁長官であられたころに行革特例法というのをやつて、あれはまさに補助率のあり方を臨時国会で決めておいて、それに基づいて予算編成したわけですから、あれはうまいといったという、表現はおかしいんですが、やつぱり非常にオーソドックスであつたと私も思ふんであります。しかし、何せこの一年かかつての議論というのが十二月の二十二日までかかつたわけでございますから、したがつて予算案と一緒に国会へ提出するというのが我々としては精いっぱいのことであつたというふうに思ひます。他にも予算関連法案というものは、それは遅く出す法案もございまして、中身によりましては五月実施でありまして六月実施でありまして五月のものもございまして、この問題はそれは精神的には確かに日切れ法案、いわゆる予算成立と一緒にこれが機能した方が一番いい法律でありますだけに、精いっぱいこの努力というのが予算案と一緒に国会へ提出して御審議いただくという姿勢

の上にあられておるといふに御理解をいた
だかざるを得ないではなからうかと、こんなふう
に考えております。

○中野明君 去年だったからこれ以上申し上げな
かったんですけれども、去年と同じパターンを繰
り返すわけです。それでこの法律では、附則の一
項で「昭和六十一年四月一日から施行する。」と
こうなっております。これが衆議院で修正され
てきましたね、「公布の日から」と。ところが二項
を読みますと、これは法律が通れば四月一日
から施行するように二項では書いてあるわけす
ね。そういうことになる、極論をすればこの法
律はいつ通ってもちゃんと四月一日からやれると
いうことになるわけですね。そういう法律の提出
の仕方というものは、それは大蔵大臣が先ほどおっ
しゃったように財政当局として予算と法律が一致
することはこれはもう理想的な姿で、最も願望さ
れていることはわかります。しかしながら、予
算と法律案とは違ふことも審議の過程であるわけ
です。全然なしとは言えませんが、我々審議する
んですから。そういうことを考えましたときに、
こういう提案の仕方というのは果たして国会の
審議に、我々審議する側から見たときに、こうい
う提案の仕方というのは本当にこれを恒例化して
いいんだらうか。日切れ法案なら、その日に成立
しなければ修正をして、あるいは予算が足らなけ
れば修正をしなければいけませんね。そのために
当参議院の予算委員会でも日切れ法案については
予算委員会の審議の途中で一日あけて、そしてそ
の日は日切れ法案の審議の日と、それほどまでし
て協力をして何とか予算と法律を一致させようと
努力をしていくわけですね。

ところが、この法律は、けさほどからも問題に
なっておりますように、大変な大きな数の法律を
一本にしてきて、そしてやられるものですから、
こういう結果が出てきているわけですね。これは去
年の苦い経験でおわかりだと思ふんですね。それ
にもかかわらないで、同じ手法を持ってこれられる
というのはいくつかの点がある。私たちが議会の

立場で言えば、こういう附則をつけなくて公布の
日からということになれば、それなりの処置をさ
れるという法律の仕方、あるいは当委員会最終
的にそういう修正をする、四月一日からできると
いう修正をする。それならそれで審議権というも
のはわかります。だけれども、今の状態ではこれ
は幾ら審議しても、結局、この法律が、極端な言
い方をしたら八月に通過すると十月に通過すると四月
一日にさかのぼるんですと、こういう提案の仕方、
これはどうなんですかね。財政当局として
我々審議をする議会に提案される提案者として、
これは守らななきゃならぬ一つの節度はあるんじや
ないだらうか、これを越えていないだらうか、こ
ういふ気がしてならぬのです。大臣も、今は政府
側ですけれども、立法院におられるんですから御
理解できるんじゃないかと思ふますがね。大臣が
こちらの側に立つて質問されたらわかるんじゃない
か、同じことを言われるんじゃないかという気が
するんですが、いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) どういう立場で質問する
ようになるかということを考えてみますと、本
当に本院における多年の蓄積の中で、いわゆる日
切れ法案をわざわざ法案処理日として予算委員会
の終盤に一日あけて処理していただいております
よね。したがって、本来ならばこの法律もその中
へ入れていただけるような状態になれば一番好ま
しいことであるのかということに思ひます。

しかし、それは政府が決めるわけではございま
せんので、政府は四月一日から、この今年度予算
全体に係る補助率のあり方についてございま
すから、お願いをしておると。それが国会の審議の
状況の中でおかれれば、やっぱり公布の日からと、
こういうことにならざるを得ない。そうすると、
この年度全体の予算にかかわった法律でございま
すから、勢い全体に係る補助率としてそのとき確
定をするわけにございます。だから本来は、それ
はかつての行革関連法に、補助率のあり方につ
いての臨時国会があつた、その後、通常国会で、予
算というのは、あれの方がむしろ例外であつたか

もしれませんが、あれは私も一つの非常に特筆す
べき事態であつたなということは感じておりま
す。

しかし、いろいろ考えてみて、さて私が中野さ
んの方へ座つておつたときにどういふことを言っ
たら、政府はもと協力して我々がこれを法案処理
日に処理するよう必要をきくんじゃないかと説く
努力をすべきである、こういう質問をあるいはす
るのかなあと、こんな感じもいたしております。

○中野明君 大蔵大臣、法案処理日に入ればどう
すれば、この法案の提出の仕方が問題なんですよ。
各省ごとに分けてお出しになつておつたら、全部
これは法案処理日に自動的に参議院では入るよう
になつていくんです。それをなさらないで一括に
してくるというのは、去年も問題になつたわけ
ですね、一括ということが、これだけ数多くの法律、
しかも補助金というのは、それぞれの委員会が長
い間の議論の経緯があつて出てきているもので
しょう。それを一まとめにして出してくるもので
するんですから、こんなにおくれる。それは去年
の経験なんです。ですから、去年そういう苦い経
験をなさったんだから、まさかこゝしは一本にし
てこれないだらうと私たちは思つていたわけで
すけれども、やっぱり同じことを繰り返しておら
れて、そして同じ答弁をなさるわけですね。

そうすると、法律そのものの、しかもこの附則
というようの中に我々国会の審議をそこまで東縛
して果たしていいのか。我々はそれをしようがあ
りませんと言つて黙つて見逃していいのかとい
う、国会の審議権の立場から今申し上げているわ
けでして、法案処理日までつづつて、参議院とし
ては最大限政府の提案した、あるいは政府の予算
に對して協力をする姿勢はとつてあるわけですよ
ね。そういう議会に對して、こういう不親切なと
いいますか、ちよつと財政当局の願望が過ぎて甘
え過ぎじゃありませんかねと、こういう感じがす
るんですが、もう一度。

○國務大臣(竹下登君) 甘え過ぎとおっしゃれ
ば、それは幾ばくか當を得た御感想かなとも感じ
ます。本来、そればらばらして各委員会御審議
をいただく、いろんな歴史もあることですから。
そういう考え方ももとよりございます。それぞれ
ばらした場合は審議がおくればばらばらに上がつ
てくるんじゃないか、だから一括にした方がベ
ターだと、政府側にとつて。そんな国会の推移を
見通して、こういう手法をとつたという意味じゃ
決してございせん。が、結局いろいろ議論して
みますと、やはりいわば補助率全体の問題であり、
まさに財政問題であるというところになれば、総覧
していただくためには一括して提出するの、一つ
の手法だ、その方がむしろ国会に對して総覧して
いただくための手としてはいいじゃないかという
判断もしたわけでございます。しかし、国会の方
でどちらがいいかという判断をされない前に一方
的にこれがいいと言ふのは、これは非礼でござい
ますから、今までの先例もこれあり、やはり事財
政に関する問題であるから、総覧していただくに
は、この方が法律として御審議していただくのによ
りベターだと、こんな感じでもつて、いろいろ議
論した末のことでございますけれども、一括法で
あるという意味においてはまさに去年と同じ手法
をとらしていただいたということに尽きること
なつてございせん。

○中野明君 大蔵大臣、わかるんですよ、財政当
局の願望はね。だけれども、法案を決めるのは議
会ですから、そのところを言つていられるのであ
りまして、そして一括法ということになりますと、
私たちが審議するのでも非常に困るわけですね。
本当はこれを別々に出していただいたら、議會で
我々が審議するということ、採決が多いほど責
任のある審議ができるわけですね。だから、ばら
らに出していただいたら、一つ一つそれぞれの委
員会で責任を持つて審議していきけるわけですね。
一本ということになると一回しかできないんで
す、採決は。そうしたら、極端な言い方をしま
す、この中にどうしても私たちが言えばこれはい
い、これはやらなきゃいかぬというのがあるで

しようし、これはおかしいぞ、何とか修正をしなきゃならぬとか、あるいはこれはもつとこうすべきだ、こういう意見はあるんです、皆、そんなことは全然できない。だから、一括法というのは、その意味では私は議会の審議権というものを非常に制約をしている、こういうふうには考えられますが、この点はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) それは、一つのやっぱり御見識だと思つて、私もそれは十分承りおくべき問題だというふうに考えます。それは、中に、これは中野さんとしてはこの部門は賛成だという点がおありになることもあろうと十分想像できますが、やはり総体的に考えた場合、財政としましては全体に係る、総覧していただく補助率の問題だという意味において一括をして出して御審議をいただいております。そこで国会におかれては、特別委員会をつくつて、それに対応してやろうという御判断をなすつた、その辺が言つてみれば両者の調和点であつたのかなと。しかし、私は中野さんの御指摘の意味は十分理解できることであるというところは問題意識として十分持つております。

○中野明君 いわゆる去年の経過が全然生きているというところに、私たちは何かしら国会審議というものをどのようにお考えになつていらっしゃるのかな、こういう疑問といえますか、いささか去年の国会がそれじゃ何の役に立つたのかなということを残念に思つておられるわけです。やはり国会の審議権というものを皆さん方はそれなりの立場で尊重していただいで、議決するのは我々の側でしよう、その議決に従つて対応なさればいいことであつて、予算でも結局は、例えて言えば、当初予算でもし関連予算が決まらなければ、補正の制度もあるんですから何にも不都合なようにはならぬようにできてゐるわけです。それをとにかく、いつ通つても四月一日からやるんですよというところが初めから書いてあるということになつたら、これはゆつくりやりましようよと、そういうようなことを言いたくなるんですよ。

くださいという御答弁でしょう。そしたら、我々の審議権というのはどう考えておられるんだということになつてくるわけであつて、こういう提案の仕方というものは今後考えていただきたい。そして、国会はそれなりの協力態勢を示して、日切れ法案はちゃんと処理している。ことしもちろんと処理したじやありませんか。そういうことを考えれば、一括法にして日切れの中に入れろと言つたつて、これは無理な話です。ばらばらに出してきて、そしてこれは日切れですからぜひ予算と裏腹になつてゐるので協力してくれというのならば、それなりに議会としては対応しているはずでございまして、今後こういう手法でやりにならないように。去年が一回で、ことし一回ですから、もう三回目はいきませんよ。私も余りやかましく言う方じやないんですけども、三回目はいきません。これだけは申し上げておきます。

それで大臣、去年いろいろと委員長も見解を出した。総理も言つていただいた。それで、ことしはこういう形になつて残念なんです、去年とことしと法律を同じ形式にしてこられたんですが、去年よりも知恵を出して一歩よくなったところ、よくなったと言へば語弊がありますけれども、少しは改善されたところ、それから悪くなったところ、そして去年と同じだったところ、大きく三つに分けて、大蔵大臣はどう認識をしておられますか。

○国務大臣(竹下登君) よく言つた、悪くなったところ、その表現は別として、補助率が去年よりも上がったものは在宅福祉というのがたしかありました。それから一緒に上がったものが生活保護、それから一般的に社会保障のいわゆる生活保護関連以外のものについては二分の一、低くなつた、在宅福祉がたしか上へ上がった、上がった、下がったということではそういう種類のものがある、これは正確を期するために事務局からきちんとお答えさせます。

○中野明君 そういう細かいことを私言おうとしているんじゃないございまして、去年よりも知恵を出されたのは、一括で予算を抑えないでとにかくこの法案に関係のないのはすぐできるようになさつたということ、これは去年の苦い経験でそうになつたんですが、好ましくないけれども一歩前進と私は思つておりますが、ところが、中身が後退したのは、去年は一年間でしたが、ことしは三年の暫定になつて、そして去年は六千億でしたが、ことしはその倍の一兆二千億に強くなつていますね。それで、全然去年と変わつていないのは何かといひますと、悪い言葉で言へば、地方の困窮を人質にされて、そして国会審議を束縛しているということとは去年と一つも変わつていません。それから、法案提出の方法も一括法ですから去年と変わつておりません。そして、役割分担と費用負担の見直しというのを総理も大蔵大臣もはつきり約束されたんですが、結局、補助金問題検討会かなんかというところを一つの逃げ道というんですか、隠れみのというんですか、表現がどうか知りませんが、そこへ任せてしまつて、そこもろくに肝心のことはやつていないと私は思つてゐるんです、後ほど触れていきますけれども、これは結局、結論を出しますと言つて出てきた結論が暫定でしよう。ことしは一年間限りの暫定でございまして、だから何とかこれは通してくれと言われて、我々も、最終的には地方も涙をのんだわけです。去年の参考人の供述もお聞きになつたと思ひますが、大変な不信を持つということと、一年間限りで涙をのみますということと、そして泣く子と地頭には勝てませんと、この三つ、私印象に残つていますがね。そういう思いで地方はおるんですよ。

ところが、その一年間で結論を出しますと言つて十二回も議論をされた。その出てきた結論が暫定でしよう。これで、私たちは去年それじや一生懸命汗かいて、この特別委員会が審議したことが何だつたんだらうかな。もう一つだけ言へば、全部の予算を抑えないで、この法案に関係のないのはちゃんとしましたということだけじやありませんか。これで果たして大蔵大臣は、参議院の特別委員会が納得すると思つていらつしやるのかどうか、ちよつと聞きたいんですがね。

○国務大臣(竹下登君) それは、去年は要するに十二月の予算編成の際に、とにかくなかなかそれだけの補助率について合意を得ることができなかった。しかし、財政上かなわぬというので一律です、多少の違いはありますけれどもアバウト一律一割削減と、こういうことでお願いしよう。そうならば、一年間かかつてきちんとした費用負担のあり方についての結論を出しますから、これは一年間の暫定で御勘弁くださいというので通していただいた。そこで一年間の検討期間というものが始まるわけです。それでこの参考人の御意見もそうでありまして、知事会等でも総理からも、いわばお互いの理解を得るに余りにも時間がなく唐突であつた、これからは理解を得るようにしたいというふうな発言があつて、したがつて検討会にはことしは村長さんも、市長さんも、県知事さんも入つてもらつて議論をして、そこでおおよその方向は出ることは出しました。だからその方向とは、すなわち社会保障でも身近なもの二分の一、そして特に責任の多くが政府にあるというものは三分の一、そこまで出さなくてもいいだろうというものが三分の一、こういう三段階の一つのお話が出ましたが、生活保護については三分の二ということについての合意を得るに至らなかった。したがつて、私の頭の中では少なくとも財政再建期間中というふうなことでお願いしたいという気持ちはいささかありました、やっぱり両論併記の生活保護という問題があつたから三年でお願いしようということになつた。

それからいま一つは、国税、地方税のあり方についての抜本的税制調査会の審議が行われておるということも片方で考えてみますと、それらの結論が出て税制改正が行われていくことになる、完全になるためには、六十二年度税制が完全に平年度化するのには六十三年度かな、こういうふうなことも考え、そこで三年の暫定措置、こういうことをお願いをしたわけでありまして。

ただ、三という数字につきましては、これはど理論的に立派に構築された数字ではありませんというふうなものはございません。率直に言つて、そういうことで三年間の暫定措置。だから去年と違ひますのは、一年かけて村長さん、市長さん、知事さんも含めた検討会でもんだということが昨年とのやっばり大きな違いではなかつたかというふうな考へております。

○中野明君 いや、もんだとおっしゃっているんですが、この補助金問題検討会の報告というのを見てもいいんですが、何か大方この報告については前回合意ができていたというやに聞いておりますけれども、「むすび」のところ、国・地方の財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題とされている、じゃ、初めからこれは検討してないんじゃないやありませんか。去年のお約束と全然違ふと私は思うんですが、去年は総理も大蔵大臣もきちんとそれを見直してやります、こう言っておられるのにこの検討会の報告では、「財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題」と、初めからもうきちんと決められてこの人たちは議論しているというんですから、これは話にならぬ検討会になりますよ。その辺、「抜本的な見直しは今後の課題」とだれがしたんですか。頼むときにそう言っているんですか。

○国務大臣(竹下登君) やっばり財源というものは、いわゆる税源配分というものにかかりますと、今税制調査会へ抜本的な改正というものの御審議をお願いしてあるという限りにおいては、そこが税源配分の場所というふうな理解し、政府としてはそれが今審議中でありまして、それをいゆる尊重すべきものであつて、今度の検討会は、現在の状態の中におけるいわばおむね現在の税源配分の土俵の上に立つての補助率のあり方について議論をしていただいた、こういうことでござい

○中野明君 それでは去年の附帯決議並びに去年の当委員会における総理、大蔵大臣の見解とは違ひますよ。国と地方の役割分担を見直すというこ

とをおっしゃっているわけですね。役割分担の見直しというのはどういうことをいうんですか、説明してください。

○国務大臣(竹下登君) これはやっばり現在の税源配分の上に立つた役割分担の見直しというものを基本に検討会では議論をしてもらつた。これは身近な問題だから、可能な限り地方の負担を余計にすべきだとか、あるいはまた、これはもう権限を委譲すべきものであるとか、そういう議論をちやうだいして、それをもとに今度の法律を作成した、こういうことでございまして、検討会で事務事業のあり方、負担分任あるいは費用負担のあり方等については議論をちやうだいした、こういうことになるわけでございます。

○中野明君 この役割分担の見直しということはこれはなんでしょう。役割分担を見直すということは、仕事の分担を見直すとともに財源の分担も見直すということでないかと役割分担の見直しにならぬでしょう。それを、財源の分担は抜きにしてやつてくださいという検討会では、これはもう初めから暫定という、そういう考え方の検討会じゃなかつたんですかね。どうなんでしょう、そうなりますか。

○国務大臣(竹下登君) 強いて言えばその立論は成り立つと思ひますが、可能な限り恒久的な、補助率というものは大体安定しておつた方がいかに決まっていますとございまして、可能な限り恒久的なものにしたいという気持ちはあります。そして、一方いわば財政再建期間中、すなわち五年ぐらいつつかなという気持ちももちろんございまして、が、しかし、結果からいって三年といつたしました理由は先ほど申し述べたとおりでございまして、が、やっばりいわば権限委譲したものにつきましてはあるいは一般財源化するか、そういういゆる役割分担の作業が行われて財源の調整は行われたというこは言えると思ひます。

○中野明君 だから大蔵大臣、言葉は悪いかもしれませんが、去年のお約束、それでここのこのやり方を見ると何かベテンにかつたような気が

するんですが、我々の方は、もう一年限りの暫定ということで泣く泣く地方もそれで涙をのんだんでしよう。ところが、初めから今度は一年間かけて根本的に検討しますとおっしゃつておいて、今のお話を伺つていられると初めから財源の配分、財源の分配というのはこれはもう棚に上げておいて、今の時点でちよつと相談してくれというふうなことで、初めからもう結論は暫定となるに決まっているじゃありませんか。何か我々だまされたなというふうに感じるの、ちよつとこれは思い過ぎでしょうか。大蔵大臣どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 結局は、今御指摘なさいましたとおり、補助金問題検討会で、以上のとおり意見をとりまとめたが、補助率の見直しについては、基本的には、事情の許す限り極力安定的なものとする必要があると考へる。私もそう考へます。したがつて、その限りにおいては可能な限り安定というものは恒久に近いものがないといふふうに考へます。しかし、書かれてありますとおり、「財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題とされていること、政策分野の特性に配慮しつつ、今後とも引き続き事務事業の見直しを行う必要があること等から、今回の措置は、当分の間の暫定的なものとして行われるべきものと考へる。」このとおりの検討会の報告をちやうだいしたわけでありまして。だから私は、それは可能な限り安定するがいに決まつておりますから、可能な限り長い方がいいという考へ方はござい

ました。しかし、それにしても仮に三年が五年であつたとしましても暫定措置ではあるわけですね。毎度見直していかなくやならぬのは、事務事業のあり方はこれは絶えず見直していかなくやならぬ。一方、財源問題といふものは、やはり一方にいゆる税制改正の抜本審議というものがまきに行われておるといふ段階である。したがつて、費用負担のあり方といふことについての結論を、一部両論併記もございしたものの検討会から意見をちやうだいしたということに尽きるであらうというふう

に

思ひます。可能な限り、ベテンにかけたとか言われないうちに一生懸命勉強してきたわけですが、しかし国会においてそれらの批判はこれはまた甘んじて私どもも受けて、それこそ緊張を続けながら今後とも行政に当たつていかなきゃならぬというふう

○中野明君 今、大臣言われるように、確かに費用負担の見直しというのはこれはやつておられま

○国務大臣(竹下登君) 現行の施策、制度をそのままに置いた場合は、ほかの問題はかなり議論していただいたから可能な限り大変化がないのがい

○中野明君 その恒久化というのはちよつと問題

二二

が、「国と地方公共団体との間の財政関係」ところで「地方財政も厳しい状況にはあるが、事務事業の見直し等に努めつつ、補助率のあり方を見直し、地方公共団体に協力を要請することもやむを得ないのではないか」と考えられる。」という判断をしているわけですね。だから、この補助金問題検討会にこういう判断が出てくる根拠というものが、どんな資料を出して説明したんだろうか、と不思議でならぬのですが、自治省、どんな説明をしたんですか。地方公共団体に、先ほどの議論でいえば肩がわりですね、肩がわりしてもこれは「やむを得ないのではないか」と考えられる。」という結論が出てきたんですが、自治省は地方財政の現状というのをそんなに裕福なように説明したんですか。説明した人はだれですかね、ちょっと言うてください。

○政府委員(持永義民君) 補助金問題検討会の席上で、地方財政の現状等につきましても御説明を申し上げた次第でございます。その際には、地方財政も大変多くの借入金を抱えまして厳しい状況にあるということを御説明申し上げ、御理解をいただいたつもりでございます。

ただ、今御指摘ございました検討会の報告のところでございまして、この内容におきましても「事務事業の見直し等に努めつつ、補助率のあり方を見直し」ということに相なっております。これはかねてから地方制度調査会あるいは地方団体側におきましても事務事業の見直しをして、つまり国と地方の役割分担を見直すこととあわせて補助率のあり方を見直すという主張をしてきたわけでございます。そういう考え方がここに書かれているというふうに理解をいたしておるところでございます。

○中野明君 常々自治省は、補助率の引き下げというものは、公経済の中では国から地方に負担を移すだけであって、公経済全体としての支出が抑制されるものではないという意見、こういう考えをいつも持っておられて、我々委員会でも質問しても絶えずそういう答えが返ってくるわけです。だ

から、恐らくそのことを説明なさったのだろうと思うんですが、ここに出てきている結論は、「地方公共団体に協力を要請することもやむを得ない」、これをもう一つ肩がわりの一つのしきの御旗にしているわけなんです。ですから、説明不足じゃないんですが、自治大臣どうなんですか。

今回の、先ほど大蔵大臣は法律違反とおっしゃいませんでしたけれども、地方公共団体に聞いてみたらわかりますが、もう明らかに国から押しつけられて国の肩がわりをさせられたとしかとていけません。だから、法律違反であるとかないとかいうことは別にして、自治大臣、率直にどう感じておられますか。総務庁長官がおられたらいいんですが、ちょっと御用事があるそうですから自治大臣に伺いたい。

○国務大臣(小沢一郎君) この補助負担率の問題につきましても、先ほど大蔵大臣からいろいろ御答弁がございましたけれども、現象としてとらえますと、先生御指摘のように、国で国債発行して予算編成というわけにはいかなかったから地方債の増発ということになっておるのではないかと、御指摘は、現象の事実としてはそのような形になっておると思います。しかし、私どもとしては、ましては、公共事業と経常経費的な要素とは若干のニュアンスの違いはあるとは思いますが、これは、検討会の報告も、これも御指摘のとおり十分な役割分担といえますが、事務事業の見直しとかいうのが完全にできたわけではなくて、今後とも進めなければならぬということになっておるわけですから、一部とはいえず、そういう考え方のもとに予算編成もなされたということでございます。

ただ今後、地方自治体におきましてもいわれる地方債、借金が非常に多くなつてまいりまして、それを今後の交付税措置等によって対処していく、見ていくということにいたしておるわけでございます。それによつて、それにいたしまして今後とも非常にその元利償還等が地方財政に大きな影響

を持つてくることは事実だと思います。したがって、私どももいたしましては、このような状況がもし仮にますます続くとするれば非常に厳しい状態になる。私どもは、地方交付税等におきまして元利償還等をみ込んで対処し得る限りにおいては、はたしていくつもりでございますけれども、そういうような状況をもつてしてもなおかつ地方財政の運営に支障を来すというような場合におきましては、やはり交付税そのもののあり方、仕組み等も考えながら、なおかつ地方財政の運営に支障を来さないようにしていくのが私どもの役割であらう、そういうふうな思っておるわけでありまして、いすれにいたしましても、大変国も厳しい状況でございますが、地方においてもいろいろ御苦労をおかけし、また地方財政自体も大変厳しい事情であることは変わりはない、私どもはその点十分に認識いたしまして今後とも対処していかなければならない、そのように考えております。

○中野明君 どうも検討会の結論がそういう結論が出てくるということは、僕は知事さん市長さん町長さんですからも入っておられて、それで全会一致でこんな結論が出てくるということは到底考えられないですね。ですから、自治省と大蔵省が国の財政状態、地方の財政状態をどんな説明をしたかという資料をこの検討会へ出したのか、私はそれが知りたいですね。この検討会の人に渡した資料、出して説明をした資料というものを、ぜひこれをお出しただきたいと思うんですが、これは出せますか。

○政府委員(保田博君) 検討会の非常初期の段階におきまして、大蔵省から最近におきまする国の財政事情、それから自治省側から地方財政の現状といった説明をさせていただきまして、一般的に我々が対外的にも説明に使っている資料でございます。特段の意図を持って特殊な資料を調製したといったようなことはございません。非常に一般的な資料でございます。

○中野明君 出せますかと聞いています。

○政府委員(保田博君) その程度の資料ということ

とであれば、お出しできないことはないと思ひます。

○中野明君 自治省も出せますか。

○政府委員(持永義民君) お出しできると思ひます。

○中野明君 じゃ、後ほど出してください。

それで総理、私の受け持ち時間が迫つてまいりましたので総理にお尋ねをするんですが、前々から何度も申し上げておりますが、地方の財政の方为国よりは豊かであらうという判断が出たから、この検討会でもやむを得ぬだろうということになったんじゃないかと私は思ふんですが、総理はやっぱりそう思つておられますか。地方が余裕がある、こういうふうな思つておられますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 地方といつても三千三百も市町村はありますし、県によつても富裕の度合いは違いますから、一概にどうということとは比較できないと思ひます。ただ、地方財政計画の一覧表で非常に抽象化された資料等見ますと、債務の負担割合あるいは利子の支払いぐあい、そういう面においては今日の時点では国の方がきつくなつてゐる。しかし、かつては地方も非常にきつな時代もあった。いろいろ入り組んでゐる要素がかなりあるだろうと思ひます。

○中野明君 そうすると、国の方がきつい、それは一応客観的に私らもわからぬではないですね。国の方がきつい、地方の方が国よりはましだ。だから、この際地方でちょっと持つてくれ、それが車の両輪だ、こういう考え方はいいか、こう思ふんですけれどもね。これは総理、行政改革、特に行政改革というのは、総理がそれこそ中曾根内閣の最重要課題として、いわゆる臨調までおつくりになつて行政改革の成果を上げて国の方の苦しみのをよくしていくというのがこれがもう大眼目でありまして、国が苦しいから、地方の方がまだちょっとましやから持つてくれというところになつて、地方の足をこで引つ張つて国と同じように苦しくなつてくれというのじゃこれはえらいことになつてくるわけなんです、地方も苦しい、国

も苦しい、国の方がもっと苦しいのだったら、国の方が財政改革、行政改革をやって直していくのが建前でありまして、地方も苦しいのにそれへかぶせたら、地方はなお苦しくなつて国と同じことになつてしまふ。

結局、地方が裕福とか、国が苦しいとかいう国を基準にして物をお考えになつていられるような気がしていかぬのですけれども、地方が裕福であるかないかという基準は、そういう国との対比で言うのは私はこれは危険だと思ふんです。国の方が苦しいのだったら、国の方をよくしていくことに力を入れていかないと、苦しい地方に国のあれを合はしたら、結局国とレベルを一緒にせい、国と一緒のレベルになつたら、地方は富裕論というか、それはなくなる、こういうことなんですかね。その辺よくわからぬのです。何を根拠にして国が地方へ持つてくれとのか、その辺の根拠が私よくわからぬのですが、このままでいったら共倒れということになるんです。国と地方と心中してくれという意味なのか、その辺の判断の基準というのをどこに置いておられるのか、ちょっと教えてください。

○国務大臣(竹下登) 私いつも申し上げますように、地方富裕論、こういうことがございますが、これは三千三百の団体の集合ですから、それぞれの財政状況はもとよりかなりの相違があることは事実であります。ただ、マクロ地方財政計画ベースというもので比較した場合に、公債依存度でございまして、残高でございまして、あるいは公債費比率、いずれをとつても国は地方に比べより厳しい状況にある、こういうことは一般論としては言えるわけですが、基本的にいけば地方財政は富裕論という基本的な立場に立つて問題を律してはいけないというのは、私も本日は常日ごろ我々が身にも言い聞かしておるわけでござい

す。したがって、今度の場合も、私どもは非常にマクロ的なものを見がちでございます。個々の市町村に当たつておらぬという点もございしますが、い

ろいろ考えてみて、この辺ならば許容し得る範囲のものではなからうかということが、いわゆる建設地方債の発行とか、そういうことに国は満度発行しておる。地方はもちろん富裕団体もございまして、満度発行ではない。赤字公債は少なくともないとかいうような点から、許容し得る範囲内のもではないかというところを考えたわけなんです。それで地方の一般財源比率は六十年度の水準をさらに上回つて若干でも一般財源比率はよくなつてきておるから、基調的には改善されておるといふうな見方はできないわけじゃないけれども、富裕だからという、いわゆる富裕論というものを前提に置いて問題を律してはならぬというところは絶対に言い聞かしておる。そこでやっぱり今度は身近なところは半々だと、財政状態を全然外に置いて議論するわけじゃない、いけませんけれども、そこから議論を繰り上げていただいたから、現行に比ぶれば地方へ御負担をしていただくのもやむを得なからうかという結論が検討会としても出たんではなからうかというふうに考えております。

○中野明君 後ほどまた議論したいのですが、この補助金問題検討会で「補助率決定の要素等」、このあたりですね。それで今おっしゃつたように、二分の一とか三分の一とかということ、こんなことを言うのがおかしいということも私あります。根拠なしにそんなことをだれが言い出したんだというところも一つあります。それからもう一つは、この中で「国及び地方の財政状況等の諸要素を総合的に勘案の上、決定」しよう、補助率というものは、国の財政状況等あるいは地方の財政状況等諸要素を総合的に勘案の上、決定されるべきものと考えているというんですから、取り方によつたら、このように何ば率を言いながら、片方で国の財政状況、これも考えて率を決めるんだ、こういうようなことを言つておるんです。この検討会は、そんなものでしょうか、補助率というのは、そういうものじゃないかと私は理解をしておつたんですけれども、何か国の財政事情によつてその年の年々補助率が変わつてくるということになつ

たら、これは大変ですよ。地方も困るわけですね。だからそういう考え方をよく、みんな頭のいい偉い先生が集まつたんでしようけれども、これは参事院に來てもらつてまた議論をしますけれども、こういう考え方でおられたら困るということ、今大蔵大臣言われましたように、地方富裕論という前提に立つたことは、これは大変な間違いです。国を基準に物をお考えは困ると思ふんです。この問題は、国の財政は国自身が努力をして、そして財政再建をしていくというの、これが基本でなければなりません。たまたま地方が今のお話では国よりは少しはどうかというので、地方も国と一緒にしたらこれはどうなるんだということですね。ですから、地方富裕論とかいうのが出てくる私の根拠が知りたいんです。恐らく大蔵省の発想じゃないかと思ひますがね。自治省はそんな地方富裕論という発想はないでしょう。だから、これは危険な発想でして、本当にそういう考え方で、これは財政再建できませんし行政改革はできません。この点だけは改めて御忠告を申し上げておきます。

それで総理、こういうふうな補助金の率をカットする、率を下げる、そのことは行政改革ではございせん。これは御理解があると思ひます。総理はもう専門ですから、これは行政改革じゃないんです。地方も望みあるいは私たちが一番問題にしているのは補助金そのもののカットです。不要なもの、補助金のカットが行政改革に通じるわけです。しかも、予算委員会でもちよつと私議論しましたが、少額の補助金です。その補助金をもつたための事務手続あるいはヒアリング、そういうことに要する経費の方が補助金の額よりも二倍も三倍もなるようなそういう補助金がたくさんあるわけですね。これを切る、こういうのはなくする、そして地方にお任せする、あるいはもうそんなのやつたら地方も要らぬというならなくする、そういうふうにするのが行政改革だと思ふんですが、それが今回は、去年も議論が出たんですが、今回のこの一括法の中ではもうほとんどありません

ね。二本でしたかな。こういうことについて総理はどうお考えですか。将来補助金を切らなければいけません。減らさなければならぬ。補助金の数を、ところが、メニュー化したつて中身は一つも変わつてない。これでは地方の事務を預かっている人たちは国のやつていことに對して不信を持つだけなんです。改革になりません。ですから、補助金そのものをなくする、そして少額のはもうやらぬ、こういう基本方針をお出しになつたらどうなんですか。総理、どうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘) 中野先生の言わんとするところは私もよく理解できまして、筋の通つたお話であるだらうと思ひます。

要するに、国と地方との事務の調整、再調整、合理化をおやりなさいということに尽きるもので、一方を切るとか切らぬとかという問題よりも、そういう意味の再調整をおやりなさい、合理化をおやりなさい、そういう御趣意であるだらうと思ふんです。そういう意味において、おっしゃるような余計手数料がかかるとか、膨大な資料を要求されるとか、地方自体が迷惑に思つていられるようなそういうものは思い切つて整理しなさい、そして、もっと合理的なものに直しなさい、そういう御趣意であり、かつまた、国が余り過剰に干渉し過ぎているような仕事の内容も整理しなさい。それによつて、ある意味においてはお金の関係も整理されるかもしれないが、しかし、そういうものについては地方の固有の事務に近くなつてくるわけだから、財源が要る、そういう形もそのときには出てくる。要するに、中央・地方の事務あるいは分担の再調整をしなさい、そういう意味ではないかと私は受け取つております。

○中野明君 ぜいこれはやつていかないと行政改革じゃないと思ひます。ですから、これだけの法案をお出しになつても、これは率をいろいろいふだけなんです。ですから、ここで私どもも議論しておつても、先ほどのお話じゃなければ、またおしりから火がついてきてから、しまいはまた早う通してくれというふうなことを地方が言つて

くるかもしれません。そういうことでは何のため
の議論だろうかということになります。ですから、
要するに、行政改革をもう最大の政治課題として
中曽根内閣は取り組んでおられる。だったら、行
政改革になることを最優先でやってもいいとい
な、こういうことですね。ですから、ぜひこれはお
願いをしたいということです。

それからもう一つは、率のカットをすることに
よって、去年も私申し上げたんですが、地方公共
団体の間に不公平をさらに助長するわけです。経
済力の弱いところは、率を切られたらたまたまぬ
ですね。そして、交付税でカバーする、こう答弁が
あるんですけれども、交付税のカバーも限界があ
ります。だから国の方針としてこういう措置をな
さるということになると、国の方針で地方に不公
平を助長したことになるわけですね。ですから、
その手当てを制度として何かお考えになる必要が
あると思いますよ。もう交付税で何とかなるから
交付税のあれで考えたらよろしいという、こう言
うだけでは私は済まないと思います。一番困って
いるのは、大きなところはさしずめ何とか、苦し
いけれども、おもしろくないけれども、やりくり
できます。ところが、もう小さなところはたまた
まぬです。もう予算が組めなくなってくるでし
う。見通しも立たない。ですから、こういうことを
国の方針でやりになる以上は、必ずその手当て
として制度的に何かひとつお考えにならないと地
方も納得できないんじゃないかな、こう思うん
ですが、何かいい知恵はないでしょうかね、大蔵大
臣。

○政府委員(持永義民君) 個別の地方団体に對し
ます財政措置でございますが、経常経費、投資的
経費両方ございませうけれども、経常経費につきま
しては、今御質問の中にございましたように、地
方交付税で措置をしていくことにいたしております。

そこで、交付税だけでは十分じゃないやない
かという御指摘だろうと思えますけれども、こう
いった補助率の引き下げによって出てくる影響の

分につきましては、従来以上に個別の団体ごに
影響額がきちんと措置されるように算定方法の改
善もしていこうということで考えておりました。
現に六十年度の場合におきまして、税金等が伸
びないということで大変苦しい団体もございま
すけれども、この補助金カットの影響についてはそ
れなりの措置をし得たものと思っております。ま
た、投資的経費の系統につきましては、これは公
共事業の多いところ少ないところ、いろいろござ
いますけれども、そういった面は地方債で調整い
たしております。各都道府県あるいは各市町村
の個別の事情も十分聞きをしなから、こうい
った補助率の引き下げということでもございま
すので、従来以上にきめ細かくいろいろなヒアリン
グその他を通じて状況をお聞きして措置をいた
しておるところでございまして、六十一年度にお
いてもそういったことを来すことのないように努
力をしてまいりたいと考えております。

○中野明君 自治省、どうですか。私は今のお答
えでは納得できないです。交付税で手当てをし
りなんかしてと言っていますけれども、地方債で
ももう限界を超えているところはどうなるん
です。ですから、自治省としては何かそういうこと
について知恵はないですか。

○政府委員(持永義民君) 結局、地方団体に對し
ます個々の財政措置は地方交付税と地方債、具体
的にはそういうものに限られてくるわけございま
して、今、地方債についてもその限度を超してい
るという御指摘もございましたが、確かに一般
的に、地方債を多く発行して償還費の負担が大変
だ、あるいは起債制限という問題も出てくる団体
もないわけじゃございません。しかし、今回の補
助率の引き下げによって、これに関連して発行す
る地方債、措置をする地方債については、後々償
還財源については普通交付税で元利償還費を算入
することになったしております。それから同時に、
起債の発行のチェックをする場合におきまして
も、今回の起債については通常の地方債とは意味
合いが異なりますから、こういう団体は出さない

とかこういう団体は出すとかいうような制限はし
ないことにいたしております。そういうしたこと
からして地方債による措置についてもいづれの団
体においても支障はないというふうに考えておる
次第でございます。

府県もありますし市町村もございます。いいとこ
ろもなきにしもあらずです。都会地あたりは割合
にいいと言われております。そういうことで、一
概に地方が富裕であるとか国よりはいいというふ
うに決めつけるべきものではない。これは個別個
別で一つずつを対象にして考えるべきものであ
る、そう思うんです。そういうような考えから考
えてみますと、できるだけこういふものは
短くして、そして安定性を持たせるといふやり方
はいいと思いますが、国の情勢自体がなかなか厳
しい状態で、六十五年赤字公債依存体質脱却とか
あるいは増税なき財政再建ということをお願い
しておるといふ、ある意味における至上命令を
持つておるといふ点から見ますと、ある程度の長
期的な観点における安定性というものもぜひお認
めいただきたい、このように考える次第でござい
ます。

○中野明君 わかりました。
きょうの私の質問の最後になると思いますが、
先ほど大蔵大臣は、五年にわたったけれどもま
あ三年だということであつたとおっしゃるん
ですけれども、総理、これは去年の約束はもう一年限
りということですよ。中身はいろいろ理屈がある
でしょう。あるでしょうけれども、一年限りと約
束をして、それが守れなくてまた暫定をするとい
うのに三年というのは、これはひどいと思いま
せんか。一年限りと約束してだめだったんです。そ
れで、恐らくことは税調からも基本的に答申が
出てくるでしょう。そういうことになると、申し
わけないけれども、去年はもう予算が組めなかつ
たから一年限りで暫定でしただけけれども、将来
は必ず抜本的に全部やり直します、一年かかってや
つたけれども財源配分その他が残ったからもう一年
辛抱してもらえぬかと言っている一年の暫定にするの
が、頼むと言ったら語弊がありますが、要望する
方の私は常識じゃないだろうかと思うんです。一
年限りやと言つて手をすり合わせて頼んでおい
て、それで結論を出しますからと言つて約束して
おいて、結論が出てきたら今度は三年で、しかも
率の減るのがその倍ですよ。これはちよつとむ
ちゃやというものじゃないかなと私は思うんです
が、総理、一年の暫定というふうにしなうという
考えはありますか。

○中野明君 地方がやはり国に協力をしてや
つていこうとする姿勢は、皆地方の人は持っている
と思います。それには一番根底になるのはやはり信
頼関係でしょうから。だから、先ほど私も申し
述べましたように、去年の当委員会の参考人で地
方の方知事さん、市長さん、町長さんですか、おいで
になつての意見で、こんなことをやられたら私た
ちは不信を持つただけでございますという切実な
声、それでもう泣く泣くのむ、だから一年限りの
暫定をお願いしたい。先ほど言いましたね、泣
く子と地頭は勝てませんという、そんな思いを地
方にさしたらいかなと私は思うんです。ですから、
そうならば地方に信頼をさらにつなげていくとい
うのか、不信を解いていくためには、やはり理由
を説明して、そしてもう一年辛抱してくれ、必ず
抜本的に恒久的な安定したものにすることを
方が説得力があるんじゃないかなと、こう思つて
お尋ねをしているわけです。

○中野明君 中野さんのおっしゃ
ることもわからないではありませんが、国の場合
考えてみますと非常に苦しい状況にござい
まして、今のようなお考えに従うわけにはいかぬ
状態にあると申し上げるのは甚だ遺憾千万でござ
います。
おっしゃいますように、地方団体といつてもい
ろいろ千差万別でございまして、地方では貧しい

どうも総理は、それは無理だというふうなお話
で、これ以上押し問答してもしょうがありません
が、私の言うている真意はそこにあります。そう
してやるのが正しいというか、国と地方の信頼

関係をさらに深めていく、今までの信頼関係は壊れそうになっていきますから、その方法じやないかなと、こう思っておりますのであえて申し上げましたが、どうかひとつそういうことも心にためて、そして一日も早く抜本的にきちんと財源配分も含めて検討されて、もう三年と言わずにそれ以内にでも、そして今後は——もう一つ聞いておきますけれども、今後はどうなるんですか、この検討は補助金問題検討会、こんなものはないんですか、という。今後はどこでされるんですか。

○国務大臣(竹下登君) 検討会は一応その役目を終った、こういうことになるわけでありまして。今後の問題については、いわゆる六十四年度予算編成の際に各省が協議する、こういうことになっておるわけでございます。ただいづれにせよ、その間におきましては地方財政計画の実行に支障を来すことはしてはならぬということが一番土台の合意になっておるということでありまして。

○中野明君 細部にわたりますとは同僚委員がそれぞれの立場で質問するようですから、これで終わります。

○吉川春子君 それではまず最初に、中曾根総理の私的諮問機関政治と経済構造研究会報告についてお伺いいたします。

総理は、私的諮問機関をあつかも法的根拠を持つ公的な審議機関扱いをして、その報告をてこに重要な政策転換を図つたり公的審議機関の審議の方向づけをするという手法を多用されてこられた。今回の我が国経済と経済構造の大転換問題でも国会には何ら報告をせず、私的諮問機関に報告をまとめさせてレーガン大統領との日米会談でその実施を公約して、これを国際的な公約として国民に押しつけようとしています。こうした諮問機関政治は私はきつぱりとやめるべきではないかと思うんですけれども、まず最初に見解を伺います。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点は前から申し上げますように、行政の独善を排して広く民意を尋ねつつ政策を進めるといふ私の考え方に基づいて

てやっておりますものであります。しかし、国家行政組織法八条に基づき機関と私的諮問機関との区別というものは明瞭に意識してやっております。意見書に対してはこれは参考として、我々は独自の立場に立つて党内閣で政策を練り上げていく、そういう立場を持っておりますのでございます。

○吉川春子君 総理が大変多用されます私的諮問機関政治は、国会を軽視して議院民主主義を踏みにじるということと同時に、国家行政組織法上も今お話があったように重大な問題があるわけですね。私的諮問機関のあり方はこれまで国会でたびたび取り上げられてきて、古く新しい政治問題であると思ひます。政府は、これまで国家行政組織法違反の疑いを受けないようにするといふふう

に答弁されてきましたし、昭和三十六年には「懇談会等行政運営上の会合の開催について」の行政管理局長通達等出してきました。この局長通達の内容はどういう内容であったんでしょうか。そして、それは現在でも効力を保っているんでしょうか。

○政府委員(古橋源六郎君) お答えいたします。

委員お尋ねの国家行政組織法八条の審議会と、いわゆる行政運営上の懇談会の差異といふものにつきましては昭和三十六年の行政管理局長通達で述べておりますけれども、その内容は、今総理からもちよつとお話がございましたけれども、審議会等にあつては、その審議を構成する各、個々の委員の意思とは別個の合議体としての意思を決定いたしました。それを答申等といったしまして公の権威を持つて表明をする、一つの合議体としての意思を決定するというのが審議会の特色でございます。行政運営上の懇談会というものは、行政運営上のい

わゆる懇談会といふものはそういうものではございませんで、行政運営上の懇談会の場合、あるいは意見の交換をする、各、個々の委員が一方的に意見を言う、それを行政側がお話を伺うと、そういうものでございまして、個々の意見の交換の場である、こういうふうには御理解をいただきたいと思ひます。

○吉川春子君 いまだにその通達の効力については保っているんだということでございますけれども、その通達の内容は今日に至るも余り守られていないんじゃないかと私は思ひます。

私的諮問機関が報告書をまとめこれを公的審議会の機関意思であるかのように扱うことは、今の御答弁でもありと許されたいわけですが、この点、後藤田官房長官が総務庁長官の時代に参議院の予算委員会におきまして御答弁されております。この答弁の内容は、私的諮問機関は公的な審議機関の意思決定と紛らわしい報告のまとめ方ではないんだ、私的諮問機関の報告を公的審議会の答申であるかのように扱うのは好ましくないといふふう

に述べておられるわけですが、そういうふうには理解してよろしいのでしょうか。そして、この点で今回の経済構造研究会の報告のまとめ方と取り扱いはこの答申の趣旨に反するのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) 渉外関係のためにこれまで大変恐縮でございます。

今の、政府委員からも答弁しましたように、私的諮問機関といふのは、これは各閣僚、もとより総理を初め閣僚の意見を広く聞くというのであります。法律に基づく審議会の場合は、公的な回答をいただく、そしてそれを政府も相当な尊重をし、制約を受けるわけでありまして、私的諮問機関の場合は自由な発言をしていただいて、民間の意思を広く求めて、そしてその上で政府の責任においていいものは取り上げる、取り上げられないものについてはこれは自由裁量ができる、そのあたりが公的諮問機関と私的諮問機関の大きな違いであ

る。

今私、駆け込んできたわけでありまして、今度の前川委員会と俗称に言っております結構の問題にしましても、これは総理の私的諮問機関といふことでありまして、中長期の見通しに立つた一つの報告書、リポートをいただいたわけでありまして、総理からもお答えがあったかと思ひますが、それらについては党内閣でありますから党側とも十分協議をしながら実行に移していく、これは段取りとしてはそういうことになっていくものと御理解をお願いしたいと思います。

○吉川春子君 報道によりますと、この結構の報告書の中身について、中曾根総理はキャンブ・デービッドの日米首脳会談で、これは百年ぶりの手術であり、その実行はエベレストよりも高い一萬メートルの山に登るような苦痛を伴うが、党や閣僚の抵抗を排して自分の責任で実行すると、文字どおり国際公約と言へる強い決意を表明したと伝えられております。これまでも事実だとすれば、総理の私的諮問機関に検討させたものを、国民的合意のないままレーガン政権への公約として国民に押しつける、こういうことになるのではないのでしょうか。総理いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) キャンブ・デービッドであります。ホワイティングハウスでありましたか、私は今度出た前川報告というものはこういう性格のもので、そういうことをちゃんと話してありまして、審議会のいわゆる答申とは違つて、自由に発言していただいたその意見を党は自由な立場に立つてこれを政策として練り上げていく、参考意見である、しかし、その内容は我々としては高く評価している、時宜に適して貴重な適切な内容を持つておる、そういうふうには評価している、今のようにこれだけの大きな輸出の黒字というものを、均衡を回復していくことは非常に困難なこと、いわばエベレストは八千メートルだけれども、この山は一萬メートルもあるような高い山で前人未踏のところを行くのだ、非常に苦し

いけれども、しかし国際経済に調和した日本をつくらなければならない。自分はその努力をやり切らなければならない。自分はそう思う。党並びに国民の皆さんの御理解と御協力をいただいてこれを自分は推進したい、そういう意思を表明したので、別に公約とか何とかというのではない。また、自分はこうしたいと、そういうことを言ったのでございます。

○吉川春子君 日米両首脳の新聞発表も拝見いたしました。その中でレーガン大統領は、中曽根首相は「日本がとるべきいくつかの重要な大変重要な転換の概要を示した最近の大事な報告書について、私に説明されました。首相は、基本的な政策転換を実施する決意であり、云々というふうに述べられておられるわけですが、これを拝見すると、単に説明しただけ以上の受けとめ方を向こうは、アメリカのレーガン大統領はされているんじゃないか、こういうふうには私は受け取ったんですけれども、そうではありませんか。

○國務大臣(中曾根康弘君) つまり、これを参考にして党と政府でその政策を練り上げて実行したい、そういうふうには私は自分の考えを表明したわけであって、アメリカの大統領がそういうふうには言うということも妥当なことであると。先方からすればそういうふうには受け取ったでしょう、私はそういうことをやりたいと言ってきたんですから。

○吉川春子君 この報告書の中身ですが、日本の市場の全面開放を要求するアメリカ、そして多国籍企業化の新展開を策する財界の要求に徹頭徹尾奉仕するものになっていると私たちは受け取っております。積極的な産業調整ということでは中小企業、石炭産業、農業に破壊的な打撃を与えるものではないか、そういうものではないか、したがって、それは今日、日本経済の真の構造転換の焦点の課題である内需拡大の道に逆行するものではないかと、そういうふうには思うわけです。

私の持ち時間が少ないので農業問題は後日取り上げることとして、きょうは雇用の問題を中心に

伺いますが、報告書は、日本の黒字減らしのために直接投資の促進、すなわち多国籍企業化、製品の輸入の促進を大々的にうたっています。

ところで、二月に出されました産構審の中間報告では、多国籍企業化の新展開、そして輸入拡大によって二百万人以上の大量の失業者を生み出すことを明らかにしております。これは通産大臣、そのとおりですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は産構審のその中間報告も前に目を通したことがありますから私からもお答えいたしますが、今おっしゃるような二百万人の失業云々というような問題ではございません。しかし、今のうちに五百億ドルあるいは六百億ドルも黒字が累積していくという状態が続けば、結局はまた円は強くなっていかざるを得ない。円が強くなるといけば中小企業がまた困ってくる、輸出を阻害してきます。そういうようなことからやはり基本的な構造改革をある程度やって、そして今のようないくつかの輸出と輸入のバランスを回復していくということが、大体この辺でみんなが安定していけるという道を選ぶ方法になるわけなんです。そういうような、国際経済というものは浮かんでいる船のようなものですからね。

ですから、そういう一つの内外調和という形の上に立たないと、これは世界からも孤立して日本は貿易国家として生きていけないということになる、国内的にもひどいショックが出てくる、非常な惨事が出てこないとも限らないわけであります。一方においては、保護主義法案が万一通るようなことになったらもうひどい失業が出てくるわけであります。そういうような前後を全部考えつつ、段階的に、そして国際経済と調和のとれたやり方をやっていくという考えに立っておるもので、中小企業を痛めつけようとかんとかいう考えは毛頭ございせん。

○吉川春子君 産構審で言っている内容では、製造業の輸入中間財、部品等の投入比率を八〇年度水準五・二％の二倍に引き上げることで直接間接を通じて約五十五万の雇用機会の減少がある。ま

た、最終製品の輸入比率を二倍化することによって約五十万の雇用機会の減少があったものと試算されているわけですね。また、製造業の海外直接投資累積額年平均伸び率を二％として雇用に対する影響を試算すれば、二〇〇〇年度の雇用機会の減少は五十六万人と見込まれ、さらに伸び率を政策的に一五％に引き上げた場合、雇用機会の減少はさらに四十一万人と、こういうふうには言っています。これを合計してさっき二百万人以上の失業者が生まれると私は申し上げたわけですが、また経企庁の技術革新・国際移転研究会が最近発表したところによりますと、海外直接投資拡大による二〇〇〇年の雇用減は三百六万人とさらに大きく見積もっているわけなんです。

いずれにしても、経構研の言う直接投資の促進、製品輸入の促進も、その結果として失業を予測すればこういう数字が出てくるのではないかと、この点を伺ったわけですが、これも、こういう中身も含んでこの報告書を総理としては高く評価されておられるんでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 産構審の答申と経構研の研究報告とは必ずしも一致していない、同じものではないです。全く別の、質の違う、質のいいものと、片方は八条機関に関連する中間報告であり、片方は私的諮問機関のものでありますから違うものであります。

それから、今失業が出るという推計数字はどこから出たか、私は必ずしも責任を持った数字であるとは思いません。しかし一面において、片方においては我々は高度情報社会へ前進する、ハイテクを目指してまた進めよう、それがまた雇用機会をさらに拡大しつつあるわけです。あるいはさらに流通や第三次産業のソフト化、そういう面に対してもまた政策をたくましく前進させよう、これもまた大きな雇用機会をつくってきてもおもしろい。日本の戦後以来、各産業の構造変化を見ますと、そういう古いものは発展途上国そのほかの方に大体移して、そうしてさらに高度の付加価値の高いものに随時移行してきて、それで日本の

国力や経済、技術力というのは高まってきておるわけですから、そういう進歩発展の過程としてとらえていただきたい。共産党は暗い面ばかり見ますけれども、明るい面も少しは見えていただきたいと思ひます。

○吉川春子君 ハイテク産業が雇用を創出するかどうかという問題については、国会でも特別委員会がありまして検討していますが、なかなか複雑な問題があつて、劇的な変化という結論も出ないかわりに、すこくふやすという結論も出ないし、マイナスイ面がかなり多いということも特別委員会の中では報告書として国会に出されると思ひます。

西側の一員としての政府の立場ではなくて、日本の総理として国民の雇用を守る、経済を安定させる、そういうことが最大の責務であるということとは私が申し上げるまでもないと思ひますが、そういう立場から、アメリカに從属して日本の経済と国民生活を破壊させるような方向へ持っていくということは私たちとしては絶対に認めることはできないわけです。

政府の諮問機関である産構審でも二百万人の雇用減を予想する一方で、ME化等による雇用増を百十七万としている。だから、一方でふえても一方で減ると、こういう関係にあるわけです。この点については総理と考へが一致しないわけですが、私も、私たちはやはりこの研究会報告を尊重するということだが、失業の問題一つとっても、日本の経済と国民の生活の破壊につながるのではないかと、こういうことをやっぱり強く指摘しておきたいと思ひます。失業者の増大というのは中小企業の倒産ということによってかなりあらわれるわけであつて、またそれは労働者全体の賃金を抑制するし、労働者の労働時間を引き延ばしていきまふ。経構研が幾ら口先で内需拡大をうたつても、その提言が示す方向はGNPの六割を占める国民の購買力の拡大、こういうところとは結びつかないんじゃないか、望むべくもないんじゃないかと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○國務大臣(江崎真澄君) 通産大臣おりません

が、私、国際経済の特命相でもあります。

そこでお答えをいたしますが、今総理が言われたように、本当に暗い面、失業の面だけを見ると、私は私に当たらないと思えます。例えば、石油ショックのときには、油が標準価格が三十八ドル、スポット物は四十ドルを上回る。あのときには百六十七万人の失業者が出たんです。これは、大変なことでした。しかし、それはハイテクにも吸収されたし、サービス関係、特に大スパーから小スパー、それからいわゆる旅館がホテルにかわるとか、あるいは造船などではその当時養蠶業にかわるとか、非常に無理な、不自然なこともありましたが、やはりそういうショックを受けながら日本は絶えず苦難を乗り越えて今日の経済発展を遂げたわけですね。

ですから、現在私は、いろんな角度から失業者の数を算出しておりますが、さつき総理の答弁にありましたように、新しい産業、そして特に付加価値の高い産業に日本が移行しなければやはり生きていくことはできません。これはもう当然そういう仕組みになっておりますから、相当新しい雇用がそこに生まれることは否定できないと思います。その証拠に、昭和五十三年、円高を記録したことがございます。今はそれ以上に円高になりましたが、あの当時の試験が非常な何となく、日本の中小企業に至るまで何とか生き残ろうというお互いに努力をしたために、それがその次に襲ったいわゆる石油ショック、昭和五十四年、五十五年ずっと続きました。それを乗り切ったんですよ。あのときの円高というものは一年足らずでまた円安にだんだん戻っていく過程をとるわけですが、そのときにどうしても生き残らなければならぬというので合理化され、新しい産業が起り、そういうものが雇用を吸収したり、そしてまた体質が改善されて能率的になって、そして何とかこの間の石油ショックを乗り切って、唯一世界の中で日本のみがあの第三次と言いますか、四次とも言いますが、あの石油ショックを、数え方によっていろんな言い方がありますが、私は第三次と言っています。

います。その石油ショックを乗り切る大きな要因になった。

こういうことを考えますときに、今私は、総理よくやっておられると思いますよ、本当に。もしそれじゃこのまま五百億ドル持つて、そしてGNPの三・六%も経常収支を抱えて何ら対策をしない、特にサミット主催国として黙っておるなんというようなことをすれば、これは保護主義にどうしても走りません。これはアメリカばかりじゃありません。ECからも非常に強い要請が出てきておることは御存じのとおりであります。サウジアラビアが、四十ドル以上スポットがしたあのときでも年間四百億ドル。そして相当社会還元をしたり、いろいろ発展途上国に向けての協力態勢をとったことなどを考えますと、日本がそのままでの情勢でいけるはずはない。輸出立国ですから、ポイコッたってあるでしょう。日本商品を買わなければならぬという理由は何もないですからね。この円高のときに、また二〇%もいわゆる輸入税をかけるとか何とかというふうな事態でも起れば、失業者はますますふえるということになりますね。

ですから、私もこの次をどうするかということを考えて、失業者が出ないようにやはり付加価値の高いものを追求し、そして新しい産業にだんだん移行していくことも考えなければならぬでしょう。とりあえず今のところは緊急避難としても、やはり何らかの国際的な協調態勢に入らなければ日本としては孤立化します。まさにサミット国としての仲間外れにならざるを得ない。これはやはり当然の対策として今後経緯の相当部分をとり入れて、私はこれを政策化していくことも必要であろうというふうに考えます。雇用の問題はもとより、御心配のないようにこれも対策をしていかなければならぬことは当然だと考えております。

○吉川春子君 日本経済の問題に対して、外国からのいろいろな要望について、内需拡大をどういうふうにするかという点については、国民の立場に立つのかあるいはアメリカの要求をのみ大きな企業の立場に立つのか、こういうことでも違ってくると思えますが、きょうはそこまで立ち入る時間はありませんが、私たちはこの経緯の方向をやはり推し進めていくことによって失業が増大する、そのことによって内需はむしろ冷え込むんじゃないか。むしろ雇用を促進したり、労働時間を短縮したり、あるいは賃上げをしたり、そういう方向で内需拡大であれば、もちろん国民からも支持されるでしょうけれども、そういう問題についてこの経緯の中身は、それを真つすぐに推し進めていくと非常に国民にとって大きな抑圧になるんだということを私は指摘しておきたいと思うんです。

それで、今審議されておりますこの補助金の一括法案につきましても、これは内需拡大という方向からいけばやはりかなり逆行ではないか。むしろ個人消費はますます冷え込んでいくんじゃないか。地方自治体の公共料金の一斉値上げその他の問題もあるわけですから、こういう立場から次に補助金一律カットによる地方自治体への影響について、総理の見解を伺いたいと思うんです。

それで、今審議されておりますこの補助金の一括法案につきましても、これは内需拡大という方向からいけばやはりかなり逆行ではないか。むしろ個人消費はますます冷え込んでいくんじゃないか。地方自治体の公共料金の一斉値上げその他の問題もあるわけですから、こういう立場から次に補助金一律カットによる地方自治体への影響について、総理の見解を伺いたいと思うんです。

国庫補助率のカットによる地方自治体への影響は、六十一年度当初予算案で前年度の二倍、約七千六百一十一億に上る。経常経費や補助金カットのなかつた五十九年度を水準にした場合に、全国都道府県の六十一年度予算案への影響額は約三千二百十五億、一般財源化分はこれは除いていますが、前年度に比べて二・八倍にもふえています。これは共同通信社のまとめた数字ですけれども、これは地方自治体に対する明白な影響ではないんです。どうか、これで住民に被害がないとどうして言えるんでしょうか。まず総理の見解を伺います。

○国務大臣(小沢一郎君) 今回の措置、いわゆる補助負担率の問題でございまして、これは国と地方のお互いの責任の度合いによりまして、そしてお互いの仕事のいわゆる事務事業等の見直し等によりまして行われたものでございまして、市町村から行政サービスを受ける個々の国民に対するいわゆるその水準の切り下げという問題ではございませんで、国と地方の負担の問題でございまして、そのいわゆる地方の負担増につきましても、たばこの消費税の引き上げあるいは地方債等の措置を講じて、さらに地方交付税の後年度の加算あるいは地方債の元利償還等につきましても交付税で今後必ず見ていく、そういうような補てん措置を講じておることでございまして、したがって地方公共団体の財政運営に支障がないというふうに考えております。ましてや個々の住民に対する行政サービスの低下を招くものではないと、そのように考えております。

○吉川春子君 埼玉県北部つまり群馬県に近い方ですけれども、加須市という人口五万人足らずのミニ市があります。この市議会が三月二十七日に、全会派一致による「地方自治体に対する国庫補助金一律カットに反対する意見書」を国に上げています。添付資料によりますと、この補助率カットを三年間続けた場合に同市の削減額は五億です。同じく事業費換算額は十三億となり、これは六十一年度の当初予算九十六億八千万に比して一三・五%の額になるというふうにしていらっしゃるけれども、こういう切実な地方議会の要望書について総理は御存じでしょうか。

○国務大臣(小沢一郎君) 加須市の市議会におきましてそういうような議決がなされたということは承知いたしております。

私どもといたしましては、先ほど申し上げましたけれども、そのように地方の個々のいろいろな公共団体におきましても、借入金や地方債の増大というふうなこともありまして、ふえていることは事実であります。したがって、そのような点につきましても、今後交付税措置等によりまして、その地域の財政運営に支障を来さないようにということでもって万全の措置をとってまいりたい、そう申し上げておるわけであります。

○吉川春子君 万全の措置をとっているという答弁が繰り返されているわけですが、しかし、

これが三年間続いた場合にもう自治体としては耐えられないんだと、こういう声を加須市の議会では上げているわけで、これは別に共産党の強い議会ではなくて保守系の圧倒的に強い議会なんですね。こういうところからもこういうような悲痛な声が上がっているということについて、総理はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 自治体でございますから議会が自由に御意見を御表明なさることは自由であり、我々はそれを参考意見として拝聴していきたいと思っております。ただ、自治体も苦しいけれども国も苦しいと考えるので、長寿社会になりまして老人医療費だけでも相当の大きな膨張をやっておるわけです。そのお金をどこから生み出すか、そういうようなことも今遭遇しておるので、地方自治体も苦しいところもあるでございまして、国についてもまた御同情願いたいと思うわけであります。

○吉川春子君 六十一年度の予算では保育所など福祉施設への補助率の大幅引き下げ、この影響が大いわけですが、厚生省に伺います。保育所の措置費に対する国、県、市町村、保護者の負担割合はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育所の費用総額に占める保護者負担あるいは国と地方の負担の割合についてお答えをいたします。

(委員長退席、理事北修二君着席)

昭和五十九年度におきましては、費用総額に占める保護者の負担率が五二%でございます。残りの四八%が国と地方の負担ということになるわけであります。そのうち国が三八・四%、地方が九・六%という比率になっております。これは国が公費負担のうち八割、地方が二割という補助率で出てくる数字でございまして、六十年年度になりますと保護者の負担率が五二・二%、公費負担率が四七・八%、国と地方との割合は、昨年特例的に国七割、地方三割となりまして、国が三三・五%、地方が一四・三%となっております。それから六十一年度予算におきましては、保護者の負担率は

五一・一%となっております。公費負担率が残りの四八・九%、六十一年度は国が五割、地方が五割という暫定的な率ということで予算を編成しております。その数字をいたしましては国二四・四五%、地方二四・四五%、こういう結果になっております。

○吉川春子君 国が十分の八の補助率という水準を保っている、保育所の運営等については大変自治体の持ち出しというのが多いということが今の数字でおわかりいただけたと思うんです。

埼玉県川越市の保育所の措置費内負担割合を見ても、補助率カットのなかった五十九年度は措置費内負担割合は国が三〇%であります。それが六十年年度には二六%に下がり、六十一年度は一八・五%ということになって二割を割っています。しかも実際に保育事業に係る保育事業費総額、つまり自治体がいちいち持ち出してやっていますけれども、それに対しては国の負担割合は五十九年度の水準でも一七%、それが六十年年度は一四%になり、これは国の負担率はわずか一〇%になってしまっています。保育所の運営に当たっては、国の補助率が十分の八のときでさえ地方自治体は大変な財政的な負担を負っていたわけですから、この補助率の切り込みによって一層自治体に対する負担が劇的にふえているということを自治省はお認めになりますか。

○政府委員(持永義民君) 全体の経費に対します負担割合は先ほど厚生省からお答えがあったとおりでございまして、地方の負担がふえてまいっておりますのは国の負担割合と地方の負担割合、つまり補助負担率が従来十分の八だったものが十分の七となり、そしてこれから三年間は二分の一、こういうことで当然地方の負担割合がふえてまいります。しかし、これは申し上げるまでもなく、国と地方の役割分担の見直しを行った上でこういう措置をとったということについて御理解いただきたいと思います。

○吉川春子君 六十一年度の保育所措置費国庫負担分はおよそ千八百五十二億なんですけれども、

仮に従来どおり十分の八の負担率のベースに直しますと、地方自治体に対する今年度の影響額は幾らになりますか。それから子供一人で割った額は幾らになりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 六十一年度におきましては、予算で国と地方の負担割合を二分の一、五分五分といたしておりまして、今お尋ねがありまして、仮にこれが八割とした場合との比較で申しますと千二百億円ということになるわけでございまして、それから六十一年度の保育児童の予算上の人員は百七十九万八千人ということになっておりまして、この千二百億円を百七十九万八千人、仮に割り算をいたしますと、一人当たり月に五千五百四十四円、こういう数字になるわけでございまして。

○吉川春子君 つまり、ことしの補助率カットによって一人当たり五千何らかの負担を住民に転嫁しない限り、去年の十分の八の水準は保てないわけなんです。保育園に預けている子供一人当たり五千何らかの金額は、これは一家庭当たりすると大変な金額になるということがおわかりいただけたと思うんです。

これも川越市の場合ですけれども、国の基準どおりの額を保護者に支払わせると六十年年度では六億七千万になりますけれども、実際には四億二千万程度しか徴収せずにその差額は市の持ち出しで負担しているわけなんです。地方公共団体というのは住民の生活実態をもちろよく知っていますので、厚生省基準の高い保育料をそのまま徴収しているところは少ないわけなんですけれども、しかし補助率のカットが今後三年間も続くというようなことになれば、結局は保育料の値上げ、住民負担ということによって補わなくてはならなくなってくるのは明瞭ではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 国と地方の補助金の負担割合と申しますか、国が地方に交付する補助金の負担割合は変わるといたしましたが、それに見合う地方財政対策を講じるわけでございまして、

で、これが直接に住民に対する例えば保育料の引き上げといったようなものにつながるということはないかと考えております。

それから、先ほど申し上げました国の補助率の変更によって、例えば八割の場合との差が千百十二億円、仮に保育所に入っている児童一人当たりにして月五千五百四十四円と申し上げましたけれども、この数字に對しましても見合う地方財政対策がなされるわけでございまして、住民に對する直接の負担増ということにはならないと考えておる次第でございまして。

○吉川春子君 ちょっと総理にお伺いいたしますが、今保育料の値上げにはつながらないんだというお話でした。しかし、川越市では六十一年度の最高の数字を示して出してきたわけなんです。結果としては四・二五%の値上げにとどまったわけですが、各市区町村が保育料の大幅な値上げに追い込まれているということはちょっと私が埼玉を調べてみただけでも明らかです。埼玉県では三十九市があるんです。その中で値上げを予定しているところが二市、値上げをしなかったところが三十三市、値上げしないところは一割なんです。九割の自治体がかつと保育料の値上げをせざるを得ないところに追い込まれている。こういうことが補助率カットの影響として出てきているので、保育料の値上げにつながらないなどというのんきなことを言っているのではないんです。

そこで、総理は保育園に子供さんをお預けになったことがあるかどうか存じませんが、若し家庭が子供を保育園に預けて夫婦共働きをしている。今度の補助率カットで圧倒的多数の自治体が保育料を値上げしなきゃならないところに追い込まれている。この若いお母さんたち、お父さんたちが保育料の負担に苦しまないようにぜひ御尽力いただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の措置は国と地方との負担区分の問題で、直接住民の皆様方には御迷惑をおかけしない、そういう趣旨のもとに改

革がなされていると私は聞いておりますが、詳細については厚生省から答弁させます。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育料の値上げという場合にはそれぞれいろいろな理由があるかと思うわけでございまして、例えば従来何年か保育料を据え置いていたけれどもこの年度においてはある程度引き上げを考えたという場合もございまして、それから国におきましても年々保育内容についての改善を行ったり、あるいは実際に保育に従事する職員の方の人員費が上がる、あるいは保育に必要な物件費が物価の上昇等によって上がってくる。それに見合せて保育料の総額も上がります。国においても保育料の基準というものが大体それに見合った程度の引き上げというものを考えておるわけでございまして、そういった意味での保育料の改定というものはいろいろな理由によって各市町村ごとに出てくるのではないかと考えております。もちろん個別の事情というものはいろいろありますので一律に言えないわけでありまして、私も各各市町村における保育料の引き上げというものが直接国の補助率の変更によって出てくるものではないというように理解をいたしておる次第でございまして。

○吉川春子君 答弁はともな納得できるものではないし、こういう具体的な事実を示しているわけですから、やはり補助金のカットの影響というあらわれ方はいろいろでしようけれども、住民負担には絶対行かないんだ、負担区分の変更だけだということではとどめられないということをお私に指摘しておきたいと思ひます。

今回の補助金削減は、機関委任事務を団体委任事務に一部切りかえていく方向と抱き合せて行われようとしております。もし仮に、保育所の入所措置について団体委任事務に改められ、あるいはまた、施設の最低基準についてはできる限り簡素合理化するという補助金問題検討会の方向になるとすれば、保育所の現在の水準を維持していけるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

厚生省令六十三号の児童福祉施設最低基準によれば、保育所の給食は学校給食と違ってセンター化はできない、それから民間委託もできないというふうになつております。ところが、こういう基準がある現在でさえ市町村によってはセンター化、民間委託を行い、さまざまなトラブルを発生させているわけなんです。補助金カットとセットで行う施設の最低基準の簡素合理化、団体委任事務化等は全体として保育の質を低下させずにはおかないのではないかと思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育所の最低基準につきましては、これは国が必要なものを選びきと決めたもので、各地方においてもそれに従つていたただくことにいたしております。ただ、今回補助金問題検討会におきましても、国の補助率あるいは機関委任事務を団体委任事務にするということとは別個に、いろいろな行政事務について簡素合理化を図るべきであるという御意見もございまして、ちやうど時期的には同じ時期に実施するわけでありまして、最低基準については、時代に合致なくなつた面であるとか、あるいは余りにも詳細であつてそこまで決める必要のないものとか、いろいろの面において見直しを行おうとしておるとは事実でございまして、これは補助率の問題とかあるいは機関委任事務の問題とは別に、そういう簡素合理化の見地から実情を十分考えて実施をいたしたいと考えておるものでございまして。したがつて、あくまでも保育所における保育の水準というものは低下をさせることのないように十分配慮いたすわけでありますので、今お尋ねのあつたような御心配はないと私どもは考えておる次第でございまして。

○吉川春子君 保育所の問題を例に補助金カットによる国民への被害を指摘してきたわけですが、これは埼玉だけではなくて全国共通の姿であるわけなんです。総理にこの問題の最後に伺ひますけれども、今指摘したようなことも含めて、それでも補助金の

カットは国民への被害を全く及ぼさない、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 直接の国民の皆様に対する影響はできるだけ防いで、中央と地方との負担区分の調整でいこう、そういう趣旨でやつておるものでございまして。

○吉川春子君 趣旨は趣旨として、しかし現実にはかなり国民への直接の負担がかかっているといふことを私は指摘して、次の問題に移りたいと思ひます。

三年間の暫定措置問題ですけれども、今回の補助金カット一括法案は十省庁四十八法律にまたがり、国庫負担、補助率引き下げによる地方負担増は一兆二千八百億に上ります。その結果、地方公共団体の値上げ、行政サービスの低下などはかり知れないものがあるといふことは今保育の問題で申し上げました。

(理事北修二君退席、委員長着席)

昨年の補助金カット一括法案の審議の際に、政府は一年限りの措置という説明を繰り返してきまして、けれども、これが事実と反していたといふことは既に明らかにいたしました。ことしは三年間の暫定措置といふふうな説明がなされておりますが、そこで総理にお伺ひしたいんですが、暫定措置と言ふからには、今回のカット対象四十九項目の大部分は三年後にもとに戻すといふふうな考えのものが常識かと思ひますが、総理もそのようにお考えでしやうか。

○国務大臣(竹下登君) これは、昨年は一年かかつて基本的に検討させていただきましたと、したがつて一年間のいわゆるアバウト一割削減で御容赦願ひたいというのが昨年の法律。したがつて、今度は閣僚会議、その下に検討会を設けまして、一年かかつて議論をいたしまして出した結論に基づいての法律を今御審議いただいております。

そこで、暫定期間として三年ということを設定しておるわけでありまして、六十四年度以降はどうかというところにつきましては、その際の国、地方の財政状態とか諸般の事情を考えまして、こ

れに対して検討を加えて政府の責任においてこれを決める、こういうことになつておりますので、いわば五十九年の時点の補助率に返るといふ考え方はございしません。

○吉川春子君 もとに戻すといふことを前提としない暫定措置だといふことで、大変危険な御答弁であると思ひます。

自治省は、昨年の十二月の補助金問題検討会報告の考え方、すなわち、「補助率の見直しに当たつては、国及び地方公共団体が、双方で等しく負担を分かち合う性格の事業の補助率は二分の一が適当」、これをベースにして高い方は三分の二、低い方は三分の一の水準が適当とする、この考え方を基本的には受け入れておるんでしやうか。

○政府委員(持永堯民君) 検討会の報告で今御指摘のような指摘がされておるわけでございまして。この報告には、今お読みになりました部分に関連いたしまして、「もとより個別補助率の見直しに当たつては個々の補助金の目的、性格等の相違を考慮する必要がある、画一的に押しつけられないものがある」といふうまひもありません。ということもつけ加えておるわけでございまして。私どもとしては、従来から申し上げておりますように、やはり基本的には、特に国庫負担金につきましては、国と地方の責任の度合いなりあるいは役割分担に應じまして個々の事業なり仕事の目的、性格に応じて、そういう点を判断して決めていくべきものだらう、こういうふうな考えでおる次第でございまして。

○吉川春子君 自治大臣に一言簡単に伺ひますが、そうしますと、基本的にこの考えを受け入れておるものではないんだということですね。

○国務大臣(小沢一郎君) 補助負担率の基本的考え方につきましては、今政府委員から答弁ございまして。

補助金の簡明化論という、いわばそういう中から出てきた議論につきましても、それはそれなりでは、基本的にはやはり国と地方の役割分担、責任の度合い、そういう点を考えて負担率を決める

というのがまず第一義的に求められるのではないだろうかというふうに考えております。

○吉川春子君 生活保護費の国庫負担率について、昨年十二月二十日、補助金問題関係係会議において論議されたが、大蔵大臣と厚生大臣は三分の二、自治大臣は十分の八を主張して意見が一致せず、物別れに終わったと聞いておりますけれども、これはどうだったんですか。

○国務大臣(竹下登君) 私どもは、先ほど来お読みになっておりました地方と国とで半々というものは二分の一、それを基礎にして、国により比重のかかったものは三分の二と、その三分の二を念頭に置きましていろいろ意見を交わした、こういうことでございます。

○吉川春子君 政府・与党の連絡会議にゆだねられて、自民党の政調会長から、「生活保護費の国庫負担率については本来十分の八であるべきであるが、国の財政事情を考慮して緊急避難的に三年間十分の七とし、その後の在り方については生活保護制度の果たしている役割等に充分配慮して関係大臣で協議する」等の裁定があったと言われていますが、小沢自治大臣、これは前大臣から聞いておられますか。

○国務大臣(小沢一郎君) そのような昨年末の予算編成の過程の中で議論につきましては聞いております。

○吉川春子君 大蔵大臣はいかがでしょうか。こういうことでよろしいわけですか。

○国務大臣(竹下登君) 最終的には三大臣の覚書というものがございまして、それによって措置を決めた、こういうことでございまして。その際、政調会長も立会人としての御署名をいただいております。

○吉川春子君 そうしますと、補助金問題関係係会議の決定やこれについての関係口頭了解で、生活保護に係る補助率は三年間は十分の七とし、後のあり方については大蔵、厚生、自治の三大臣が協議して決めるということ、こういう経緯を踏まえてこういうふうになったということでしょうか。

しいわけですね。

○国務大臣(竹下登君) そのとおりでございます。

○吉川春子君 そうしますと、こうした経緯からしても、十分の八が本来のあり方であり、三年後には当然十分の八に戻すのが本筋ということになると思いませんか。中曽根総理、この三大臣の意見が合わない問題で、三年後には当然生活保護の性質からいっても戻すのが本筋というふうに思いませんか。総理のお立場としてはいかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) そのころの地方と中央との事務分担の状況とかあるいは中央、地方の財政状況とか、諸般の状況を考えながら検討すべきものと思っております。

○吉川春子君 自治大臣に伺いますが、本来十分の八であるべきで、十分の七は緊急避難、こういう考え方については自治大臣はどう思いますか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど来大蔵大臣、そしてただいま総理からも御答弁ありましたが、この問題につきましては検討会でも関係会議でも結論を見なかつたところでございまして、今後三大臣で協議するわけでございます。

生活保護については、いろいろな考え方等々あると思っております。私もといたしましては、この生活保護というものの本質は社会保障の基盤的な、基幹的な、基礎的な制度であるから、それだけに、より強い国の責任が求められるのではないかと、いうような考え方に立っておりますけれども、それが今十分の八が適当なのか、七なのか六なのか、あるいはもっと高いのか、そういう点につきましては、今後三大臣でいろいろな状況を踏まえて検討していくところでございます。

○吉川春子君 そういたしますと、大蔵大臣、生活保護については三大臣が協議して決める場合に、何らかの検討機関を設けておやりになる、そういうことですか。

○国務大臣(竹下登君) 具体的なことは今後検討していく、こういうことになっておりますが、何らかの形で各般の御意見をいただくことは必要であらうと思っておりますが、今審議会をつくることかあるいは検討会をつくるかというのを決めたわけではございません。

○吉川春子君 そういふ機関をつくってやる可能性もあるということですか。

○国務大臣(竹下登君) 各般の意見を聞くということになれば、それも一つのメソッドとしては、選択肢としてはあり得るのではなからうかと思っております。

○吉川春子君 結核命令所、児童扶養手当、特別障害者手当等は、補助金問題検討会報告では、国の負担割合は生活保護に準ずるものとして十分の七になっておりますけれども、そういたしますとこれも三大臣の協議して定める中に入りますでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) おっしゃいました結核の命令所等であるとか精神措置入院の負担割合につきましては、補助金問題検討会報告でもありましたが、「生活保護に準じたものとする」ことが適当」とされておりますので、生活保護の補助率の三年後の取り扱いについては関係三大臣で協議する際にあわせて検討すべきものだと考えております。

○吉川春子君 持ち時間が少なくなりましたので先へ行きますが、一般財源化について伺いますが、文部大臣、公立学校の事務職員、栄養職員について、一般財源化の問題についてどう考えるかということ、それから大蔵大臣、三年間は少なくともこの二つについては一般財源化しない、こういうふうでよろしいんですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 学校事務職員、栄養職員は、これは学校の基幹的な職員と我々は位置づけしておりますので、一般財源化しないことが望ましいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては、今回共済費追加費用及び恩給費等について三年間の特例措置を講ずることとした。そこで、今御指摘の事務職員、栄養職員の問題につきまして

は、これは財政当局といたしましては各種の文教施策のあり方とあわせて各方面の意見を聞きながら絶えず勉強していく課題だと思っております。

○吉川春子君 そうすると、ちょっと確認ですが、これも、三年間は動かさないという意味ではないということですか、大蔵大臣のお考えは。

○国務大臣(竹下登君) 教育諸般の問題として、絶えず検討をすべき課題であるというふうな御指摘を受けておるわけでございます。

○吉川春子君 文部大臣も言われましたように、基幹的な職員なわけですから、これを一般財源化するなどということは絶対にやるべきではないと申し上げておきたいと思っております。

三年後に今回カットされた補助金はどうなるのかという問題でありますが、考え方として、もとに戻すのか、継続して恒久化するのか、多少手直しして続けるのか、それから一般財源化していくのか、大幅な制度改正に吸収していくのか、私が考えたのはこの五つぐらいに当てはまると思っておりますけれども、大体このどれかになるのじゃないんですか。

○国務大臣(竹下登君) これはまさに、六十四年度以降の取り扱い、今後の諸情勢の推移とか国と地方との財政状況等を勘案しながら、その時点で適切な対処をすべき問題である。だから、今から予見をもって申し上げるわけにはまいらない。しかし、幾つかの選択肢をおっしゃっておりますが、我々もいろいろなことを考える参考にはなるお話だなと思っております。

○吉川春子君 暫定措置というのは、やっぱり日本語で言うところの暫定措置なんです。それが恒久化するということではなくて、もとに戻るといふふうに考えるのがさきき申し上げましたように常識的だと思っておりますけれども、もとに戻すということは明言されていない。そうすると、今の五つの考え方のどこかに入るとすると、これよりうまくいくという方向は余り出てこないように思っておりますけれども、しかし、この中でも幾つか

はもとに戻すものもある。もとに戻すものがある
とすればそれは何か、おっしゃることでありますか。
○国務大臣（竹下登君） それこそまさにその時点
で協議して決定すべきものであって、今から予見
をもつて申し上げるという環境にはないというこ
とでございます。

○吉川春子君 もとに戻すということが、先ほど
総理の御答弁にもありましたけれども、明言され
ない。大蔵大臣もされない。それで、暫定という形
で補助金のカットということと三年間やつていく
ということとは、本間に国民に対する負担増ある
は国民や国会を欺く説明だというふうに思うわけ
です。私たちはそういう意味でこの法案を絶対に
認めるわけにはいかない、こういうことを最後に
申し上げまして、時間が参りましたので質問を終
わりたいと思います。

○井上計君 この法案の審議につきましては、私
も昨年と同じようなことを繰り返しておるとい
うことについて、けさほど来そういう感じが強く
たしております。なぜこのようなことを繰り返す
ようなことになるのかということについては、先
ほど同僚委員からもそれらについていろいろと質
問が行われました。また、大蔵大臣からも御答弁
がありましたから、これは理解をいたしますので
私はあえてこれ以上申し上げませんけれども、た
だ、この法律案は毎年、去年も同じように同
じようなことを繰り返しておるといふことは、
ただ単に国の財政と地方財政という問題だけ
でなくて、政治のあり方というふうなこともな
るんではなからうか、こんなふうな感じがいた
します。とにかく抜本的な今後三年の間に直
し、それから同時に、今度、このようなことをやる
場合には、法案の提出の方法あるいは本予算案と
の関係等々、十分お考えをいただきたい。言へば、予
算関連法案の重要な法案が、このように年度が変
わつて日を過ぎて、地方財政に大きな負担をか
けることがないように今後ともぜひひとつ御留意
をいただきたい。このことは、あえて要望であり
ますからお答えを要りませんけれども、冒頭それ

をお願いしておきます。

そこで、具体的な質問に入りますけれども、膨
大な補助金が依然として続いております。六十
一年度一般歳出の四三・三％でありまして、三十
二兆五千八百四十二億円という一般歳出の四三・
三％は約十四兆一千億円という膨大な金額にな
ります。これらの補助金すべてが削減すべきと
あるいは整理すべきとは言いませんけれども、し
かしこの中には、もっと慎重に検討すると当然削
減すべきもの、あるいは削減してはいけぬもの、
あるいははもとと積極的に事業等を推進するために
増額すべきもの、あるいはもう廃止してもいいも
のというふうにもっと区分されると思うんです。
さらに検討すれば、そこで私は、先日、十八日の本
会議でも提言をいたしましたけれども、従来の検
討会にかえて、これから三年間は必要ないという
先ほど大蔵大臣の検討会の役目は終わったとい
う御答弁がありましたけれども、私はこの際、さら
にもっと積極的な、根本的な見直しをするため
に、やはり第三者機関による検討会といふことが、
あるいは審議会といふことが、補助金削減のため
の、補助金検討のためのいわば専門的な、そ
ういふような機関を設置すべきであるといふことを改
めて提言をいたしますけれども、これについて総
理、総務庁長官それから大蔵大臣、改めてどのよ
うな御見解をお持ちでございますか、お伺いを
いたします。

○国務大臣（竹下登君） それじゃ、まず私からお
答えいたしますが、問題は、何らかの意見を聞く
必要はあるなということはお答えしているとお
りありますが、今まで出た臨調、行革審それから
もう一つ財政審がございます。既存の機関の中
で、したがって、その辺は絶えずいろいろな貴重
な御意見をいただいております。既存の機関の中
で、専門的補助金問題等審議会でも申ししまし
うか、そうしたところへいきなり踏み切るとい
う考え方は今のところはございません。が、財政審、
行革審等の進みぐあいを見守つていく必要はあ
るかと思ひますが、今のところは、臨調、行革審、

財政審等で御指摘いただいておりますことが、
大体我が作業を進めていく上の基本的な考え方
になつておるんじゃないかというふうに考えてお
ります。

○国務大臣（江崎真澄君） 先回、本会議で私に
対しての御質問でございましたから、本会議でさ
ら簡単に御答弁したわけですが、一つの御提案だ
と思つて拝聴したわけですが、現在では考えており
ませんと、これを申し上げたのは、今、大蔵大臣が
申し上げたとおりでございます。

そこで、この不断の見直しについては、これは
やっぱり積極的に行わなければならぬと思つてお
ります。詳しくちよつと申し上げると、例えば昭
和三十四年度それから五十五年度に補助金の整理
合理化に関する行政監察をやつております。これ
は廃止三十二件、減額百五件、統合九件、その他運
営改善等を含め二百六十八件の整理合理化が図ら
れたわけでありまして、相当な効果を上げ、それで
行政機関の横断的な調査を含めてこの成果が得ら
れたわけでございます。

そこで、我々総務庁としては、そういう状況を
踏まえ、井上さんの今の御提案もありませんが、御
承知のように昨年の十月から十二月にかけて、全
省庁、これを対象にして行政監察を実施したわけ
であります。そして、現在その結論を鋭意取りま
とめんと。それから、今回の措置については、地方
公共団体の関係者も交えて補助金検討部会で協議
したことは御存じのとおりでございます。した
がつて、この結果、取り急いでおりますので、何せ
十二月にかけてですから、もう結論を出さなけ
りやいけませんね。そして、これは当然、必要があ
れば各省庁に厳重に警告を致しますし、それから
また改めるように要請をする、同時にこれは国会
にも公表をし国民にも公表をしたい。こういう経
緯でございまして、当然これは我々に課せられ
た総務庁の任務でありますので、今第三者機関を
どうかという御提案は御提案として承つておきま
すが、やはり直接の任務として今後も絶えず中央、
地方を通じてこの補助金のあり方については検討

を深めてまいりたい、かように考えております。

○国務大臣（中曾根康弘君） 前のお二人の答弁の
とおりであります。

○井上計君 現時点では特に考える必要がない、
いわば一応役目は終わったということ、これも理
解できます。しかし、今総務庁長官お答えいた
だきましたように、とにかく今もこれでよろしい
と、ことしはそう思つても実は来年にはとまた
環境の変化等々によつて必要でないもの、ある
は見直すべきものが出てくるわけでありまして
から、間断なくと申し上げていいと思ひますけれ
ども、常に総務庁長官お話のような形で補助金に
ついての整理あるいは見直し等については今後も
御努力をいただかなくちゃいけないと要望をひと
つにしておきます。

この補助金の整理の中で、やはり一番大きな問
題は箱物の整理と零細補助金の整理だ、こう思
うんです。零細補助金については六十年代まで
は都道府県及び政令都市に対する零細補助金一
千万円を一千五百万円に引き上げた、それより
あります。それから市町村については百万円を百
五
十
万
円に引き上げた、民間団体については一千万
円を千五百万円に引き上げた、このよう
に何つておりますが、実際にこれは、先ほどや
り同僚委員からもこれについての御質問があり
ましたけれども、百五十万円ぽつたりと言いま
せんけれども、いわばその程度の零細な補助金
を本
当に必要としておるのかどうか。そういういわ
ば零細な補助金をもたらうために、これも先般上
げましたけれども、各都道府県あるいは市町村が
費やしている努力あるいは事務というのは莫大
なものだと思ふんですね。そのようなものをや
はり一括して一般財源にするとか、あるいは中
にはもうなくていいのだというものはたくさん
あるんではないか。事実私もそういう声を聞くん
です。こんなわずかな補助金はもたらわぬでも
いいんだ、しかしずっと継続してもらつておる
から自分のときにこれをもらわなければ困るんだ
云々と。したがって、そのためには膨大な努力を

費やさなきやいかぬと、こんなふうなことを聞くわけですね。そういう整理をもっと積極的にやっていくべきだと、このように考えます。

また、箱物についても、これは昨年の十二月であります。箱物等について、零細補助金の整理等について地方制度調査会がこのように出しておりますが、「実質的な補助率が著しく低いものに係る補助金等の整理。職員設置費に係る交付金に例がみられるような地方行政として既に定着同化している事務事業に対する補助金等の一般財源化。会館等公共施設に係る補助金等の地方債及び地方交付税による財源措置への振替え。地方団体が地域の実情に応じて独自の判断で対応することとした方が適当であるものに対する補助金等の廃止を主張している。」わけですね。だから、こういう声が随分と起きておるわけでありまして、もっと積極的に箱物の整理あるいは零細補助金の整理統合というものを考えをいただく必要があると、こう思います。

関連いたしますけれども、民間団体に対する補助金です。千五百万円に引き上げられておりますけれども、民間団体というものは大体外郭団体がほとんどでありまして、こういう例が多いんです。どの団体とは言いませんけれども、例えて言うと同千三百万円の補助金をもらってある団体がある、じや三千万円が何に使われておるかすると、それは天下りの役員の給与、退職積立金に全部なくなってしまうんですね。一般職員だとか、あるいはその団体の事業費等は、その団体に加入をしておる民間の団体あるいは民間の企業の会費あるいは事業を行うときの分担金で全部賄われておる、補助金は天下り役員の給与である、こういう団体が相当多いんです。だから、したがって、その団体にしろん役員は全然要らぬとは言いませんけれども、仮に五人の役員を、五人も要らないようなところはありますが、三人に減らせば実は補助金が減ると、こういうケースも相当あるのではないかと考えますが、これは総務庁長官どうお考えでしょう、こういうケース。

○国務大臣(江崎真澄君) それらを含めて十月から十二月までの行政監察に付したわけでございます。だから、やはり政府機関というものは、特にこういう民主主義の時代というものは、サービス機構というのは大きくなつたり、今御指摘のようなそういう何か不当な補助金というようなものがふえがちです。それから絶えず見直しを行つていく、今御注意のありました点等については十分配慮をしていきたいと考えております。

○井上計君 十分注意をされると、十分わかつておるといふことでありますから結構であります。が、もう一つ同じようなことであります。私の感じを申し上げます。

「箱物補助一覽」というのをいただきました。これも先般申し上げましたけれども、四万四千五百八十六万所あります。約八百億円のものが箱物補助として出ておりますけれども、この中に例えて言う、国土庁のコミュニティセンターであるとか高齢者コミュニティセンター、あるいは同じようなものが文部省にも、名前は若干違いますがけれども、同じようなものがあるんですね。文部省にもあります。それから厚生省にも老人福祉施設、児童福祉施設というものがあります。それから林野庁にも集会所施設というのがあります。農水省に。それから労働省にも働く婦人の家だとか勤労青少年ホームだとか、自治省にはどんなものですか、リージョンプラザですか、こういうものがあります。体育館、テニス場等については、国土庁補助の体育館もあります。文部省の補助の体育館もある。もちろんこれが同じ地域に全部競合しているとは言いませんけれども、このようなものをもう少し統一すればかなり整理ができるのではなからうか。

四、五年前のことでありますけれども、実は東北のある県へ参りましたときにびっくりしたのは、同じ建物ですが入り口が二つある。そうして、中に入ると事務所が二つある。図書館が二つある。どうしてかと聞いたら、いやこちらの入り口は文部省の補助です、こちらの入り口は実は自治省の

補助です、どうしても入り口を二つつくらなかつたや許可になりませんでしたという、実は全くとって笑話のようなこともあるんですね。全国かなりあるようです。そういうようなのが。

だから、受ける側もまことに困つておる。これらのものをどつてか統一をして、同じようなものを統一することによって整理もできますし、またさらに効果的なものもできますし、地方自治体も希望しておるんだけれども、実は国の補助のいわば縦割りによつてなかなかそれができない。こんなふうなネックになつておる。これが随分あると思ふんですが、これらのものをあわせて総務庁としても調査を願ひながら、ひとつお考えをいただかないかといふかねと、こう思ふんです。

ですから、私は先ほど第三者機関と申し上げておるの、なかなか現在の行革審あるいは既存の機関では十分そのようなことについて目が行き届かぬであらう、あるいは十分な調査ができないであらうから、そういうふうな意味を考えると、やはり第三者機関による専門的なこのような検討機関が設置されることが必要ではなからうかと、こういう提言をしておるんでありますが、これは大蔵大臣、それから総務庁長官、さらに地方の自治体の問題でありますから自治大臣、このようなことについてはどういふ御見解をお持ちでありますか、お伺いをいたします。

○国務大臣(竹下登君) まず会館等各種施設、今例示していただいておりますが、確かに箱物補助金、これは本当は個々の補助金ごとに検討して一般財源化を進めていくということが本筋であるといふふうに思つて、今どうしておるか申しますと、従来より会館等施設関係予算というのは非常に抑制いたしまして、したがつてそういう一般財源化する方向の政策誘導という少しオーバでございまして、そういう考え方で対応しております。

それから、五十六年度でございますが、交付要綱というものをくりまして、いわゆる複合化の推進ということ始めて、入り口が二つあったり、

あるいは渡り廊下だけは会計検査院が来たときにはそれを取り外すとか、そんなことがないように、これは五十六年の基準でかなり進めておるということでございますが、おっしゃるとおりであります、これは。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は我々も経験しておるところです。見ておるところです。実際、こういう不合理をこの中曾根行革でやつてのけようと、こういうわけですから、私も総務庁長官就任以来、この縦割り行政というものは大臣になるたびに縦割りが強くなつておる。これはよくないで、セクト主義が強くなつておる。これはよくないで、今、既に事務当局とも話し合ひをしておるところであります。各大臣にも協力をしてもらふところである。これはやっぱり中央の合理化と言ふのなら、簡素にして能率的な役所づくりというの、これをおいてほかにないです。まず、手取り早くそれを手がけておるところであります。

○国務大臣(小沢一郎君) 補助金の整理合理化、特に先生御指摘の箱物等につきましては、大蔵大臣、総務庁長官のお話のとおりだと思つておりますが、この問題はなかなか言うべくして非常に現実には大変難しい面もある。各省庁それぞれ政策的な目的を持つてこの補助金というものを提出しておると思ひます。したがって、そういう意味においては、先生の御提言のように、第三者機関みたいなところで客観的に論議してもらうということも一つの大きな有力な考え方ではないかと、そのように思ひます。

○井上計君 自治大臣は大変遠慮に言つておられますけれども、何も縦割り行政すべてが悪いんだと私言ふわけじゃありませんけれども、縦割り行政の弊害が末端に行くと至るところにあるわけですね。この箱物だけじゃありません、ほかの行政等、あるいは公共事業等についても、これは総務庁長官が、大臣になるたびにどうしてこんなに役所のセクト主義が強いのか、自分でも感じておるとおっしゃつた。そのとおりだと思ふんです。

ね。ですから、この辺のところをやはり根本的に見直しをして、そういう弊害を早く除去することが行革の私は最たる目的でなくてはいかぬと、こう考えるんです。

くどくど申しません。もうおわかりのことです。りますから申しませんが、やはりそういう点をもっと積極的に組み込んでいただいて、そういう整理をしていただく。同時に、これがむだな補助金の使われ方ということとあわせて政治不信の大きな原因になっておるといふこともこれは明らかでありますから、これらについても十分というか、今まで以上に御努力をせひいただかなうか、今更だに思ひます。自治大臣は大変難しいと、各省庁のなにかあつて難しいということ、全くそうだと思いますが、だから政府がそういうことを統一してらつて、こうだということになれば、これは自治大臣は大変やりやすくなつて一番恩恵をこうむられるんだと、こう思ひますから、もう御答弁はわかつていますから要りませんけれども、特にこれは強く要望をして提言をしておきます。

次に、補助金とは違ひますけれども、やはり重大な関連があると思ひますので農水大臣に伺ひたい、こう思ひます。

一昨日でありましたか、ある新聞に秋田県の大潟村のまた記事が載つております。「秋田・大潟村の挑戦」というふうなサブ見出しで、大見出しは「減反黙殺 今年も確実」、こういうふうな見出しであります。これについては詳しく言ひません。要するに大変な国費を投じて、約六百億円弱になりますか、を投じて八郎潟の干拓をやつた。ところがそれについて入植した農家が借入金、要するに償還金を返すためにはこのような減反ではとても返せないというふうなことであり、大変なこれは農政としては大きな問題であらう、こう思ひますけれども、私はこのことを今言ふんじやなくて、言へば大変な国費を投じて、なおかつ結果においてこれはもう政策の転換——政策の転換は環境の変化、食糧事情の変化等からやむを得な

いと思ひますけれども、こういうふうなことが今後もし起る可能性があるんではないか、農業政策の中で、農業問題の中で、そういうふうなことを私懸念をしておるんですが、農水大臣どうですか、この大潟村のようなものが今後もし起ると、現在工事をやつておる、あるいは工事をやろうとしておる計画の中でこういうふうな将来のことを考えると果たしてやるべきかどうかというふうな疑問をお持ちのようない、そのようないものは現在ありませんか。

○国務大臣(羽田孜君) 今先生から御指摘のごさいましたような点につきましては、確かに経済事情ですとか食糧の事情というものがこの長い期間の中に大きく変わつてきておるといふことで、当初計画してきたときと完成するときと事情が変わつておるといふようなことがございまして、そういう問題で問題を起しておることがあります。それからまた、非常に工期がおくれてしまつておるといふようなことで、その負担が大変大きくなつておるといふことで今議論がある問題は実は幾つか抱えております。

○井上計君 そこでお伺ひをいたしますけれども、これは竹下大蔵大臣の地元の問題であります。が、例の中海の干拓と六道湖の淡水化計画であります。

これが既に昭和三十八年から工事に着手して、従来、当初計画から見ると随分と上がつておりますが、八百八十億円の工費で、これは中海干拓だけで既に六百二十二億円を投入しておる。六十一年度予算で四十八億円、六十二年以降二百十億円、合せてまだ約二百六十億円ぐらゐ今後の工事をやるために必要な資金を投入しなくてはいかぬ、こういう問題であります。これが昭和三十八年、工期に入つたときと現在とは、先ほど申し上げた大潟村と同じようにも環境がまるで変わつてきておる。それから同時に食糧事情も大幅に変わつてきておる。だから三十八年ころの計画と同じ考え方でこれからは工事を続けていくとすると大変なむだが起きるんではなからうか、こういう

感じがするんですね。地元のことでもう大蔵大臣十二分に御承知でありましようが、私どものように全く部外者であつても、言へばこの地域に關係のない者の耳にも賛否両論依然として入つてくるわけですね。だから、これを仮に現在でも続けていくといふことが必要だとお考えであるのかどうか。あるいは余り必要ではないけれども、将来的に考えると、この辺で何らかの方法で政策転換をしてもいいんだとお考えになつておるのか。その場合に一時凍結をするとか、あるいはさらにもう一度政策を見直してどうするかといふ、このやうな政策転換の御意向等については、農水大臣、何かお考えありませんか。どういふふうな御所見でありますようか。

○国務大臣(羽田孜君) この問題につきましては昭和三十八年から始まつておりまして、あそここの地域の農業というものは大変零細であるといふこと、そしてやつぱり既農家の皆さん方の水といふものもどうしても必要であるといふことで干拓並びにその淡水化といふものを図らうといふことで今日まで進めてきております。ただ今日、一方では今先生からお話がありましたように水質を汚濁するんじゃないか、あるいは自然に對して影響を及ぼすんじゃないかといふ声もございまして、これに對する反対の住民の方たちのあることも事実であります。それと同時に、やはりぜひともひとつこれを進めてほしいといふ両方の意見があるといふことでございまして、県の方でもこの問題につきましても、助言者会議といふんですか、こういうたものをつくりながら、ここの今助言の報告が私どもの方にも実は寄せられておるといふことであります。また、県の方でも今検討しておるといふことでございまして、これはいづれにしましても法律に基づいて物事を進めておりますので、もともと申請者であります県の方からいづれにしましてもどういふ方向であるといふことが私どもの方にまた上がつてくるんじゃないかと思ひます。そういう中で私どもとしても適正に判断をしていきたいといふふうに考えております。

○井上計君 県の申請でやはり法律に基づいて行つておる、したがつて県から言へば何らかの答えがなければ国としては現状ではこのまま進めていく以外に方法はない、要約するとこういう御答弁にならうかと思ひますが、聞くところによると県も大変困つておるようですね。というのは、当時と現在とはこの干拓あるいは淡水化をやることによるメリット・デメリットが、当時は工事着手ころは確かにメリットの方が多かったと、こう思ひます。しかし、その後もう二十年以上たつて、現在では逆にデメリットの方が多くなつた。これは多くは逆におつても不思議はないわけですね、状況が全く変わつておるんですから。しかし、その当時の二十数年前と同じメリット・デメリットですつと従来も来、またこれからはいふといふことになつてくるとそこ問題がある。事実そういうふうな意見が地元で相当強くなつておるわけですから、

だから、県の方から来ればというお話でありましたが、積極的に農水省は乗り出して県をどのように指導する、あるいは県の意向をもっと早急に煮詰めて確かめていく、それについての対策をどうするか、転換をどうするか、このようないふことまでお考えになる必要があるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(羽田孜君) 今先生のお話でございまして、現実には地元の方からぜひこれを推進してくれといふ声も実はまだ現状であるといふことでございまして、これは相当強い声は実はあるわけですね。ですから、その辺の調整というのは申請者のもとであります県、これは当然やつぱり県といふのがこれからのいろんな面で指導していただかなきゃならないので、県の方と十分我々としても連絡をしていきたいといふふうに思つております。

○井上計君 もっともつと突つ込んだ調査をされる必要があると思ひます。これはもう大蔵大臣地元で、大蔵大臣には本当は聞きたいんですが、大蔵大臣としてもお立場上お答えがしにくいので

しょうからお聞きいたしませんけれども、地元の声を聞くと、全くこれは政争の具に供されておるといふ意見が相当ありますよ。本当はやめた方がいいんだ。しかし、今さらやめると言えないんだと言ふ人もあるわけですね。それから私、実は現実に私のある地域の友人に聞きますと、本当はもうやめた方がいいんだ。しかし、今さら我々としてはやめるといふことは言えないんだと、こ

う言う人がいるわけですよ。だから私は、これなんかについては、言えはむだだとは言いませんけれども、過去のことはやむを得ぬとして、これからさらに二百何十億国が貴重な金を投資する必要があるのかどうか。投資した場合の効果があるのかというように、なことを改めてひとつ御検討いただくことを、特に強く主張をしておきます。

それから、資料をちょっと配ってください。

【資料配付】

○井上計君 次に、去る四月四日の当院予算委員会の締めくくりに総括質問の中で、私、健康保険の問題等について資料をお配りをして申し上げました。そのとき余り実は時間がありませんでしたので、まだ提案の足りないところ、また意見を申し上げるの十分でなかった点等もありますので、いま一度繰り返しになりますけれども申し上げたい、こう思うわけであります。

私が資料をお配りいたしましたのは、現在の政府管掌の健康保険がこのまままいますと、幸い当面は剰余金が出ておる形になっておりますが、実際にはしかし今のこれは剰余金じゃなくっていわば国庫補助を含めての剰余金でありますから、実質的にははつきり言つて赤字であるというふうな状態が依然として続いている、こう申し上げていいと思うんです。そこで改善策について提案をいたしました。そのときに厚生大臣の御答弁も、さらにこれについては私の提言した考え方をもとにして「積極的にこれを実現したらいいか」がどうとうというふうな感じを強く持っているもので云々と、こういうふうな厚生大臣の御答弁をいた

できました。また、江崎総務庁長官も、大変興味深いこの資料を見た、政管から民間の自主的な組合管掌健康、これに移行することは民間活力の導入という上からも行政改革の趣旨に全く沿ったものだ、こういうふうな御答弁をいただきました。また中曽根総理からも、これを見た結果大変参考になったと、こういうふうな御答弁をいただいております。

さてそこで、厚生省としてはこれらの問題についてどのような御検討をされておるのか。特に健保の運営改善について、私が提言をしておりますような従来の業種別健康保険組合、それを地域の健保組合の創立までというふうな御検討をされておるのか、まずそれを厚生大臣からひとつ伺いをいたしたい、こう思います。

○国務大臣(今井勇君) まず最初に、地域の健保の組合についての考えでございますが、健保の組合につきましても、従来、共同連帯意識の強い単一の企業やあるいは同一の業種につきましても設立を認めてきたものであります。御要望のございます地域健康保険組合につきましては、私も先般ここで先生に御答弁申し上げましたとおり、既存の健保組合と同様に効率的な運営が図られる場合についてその設立を認めることが適当であると考えております。既に私のところに幾つかの非公式の打診もございますので、業種は異なりますが、地域的に相当なまとまりがある場合につきましてはひとつ十分検討させたい、このように考えておりますことをまず御答弁をいたしたいと思ひます。

それから、健保組合の効率的な運営の問題でございますが、必要にして適切な医療を確保しながら医療保険制度を安定的に運営していくために、その運営の効率化を図るといふことは極めて重要なことだと考えております。具体的には、やっぱり保険者によります効率的な運営の確保ということと医療費の適正化の徹底が何よりも必要だろうと考えているわけでございします。そこで、先生の御指摘の地域総合健保組合とい

うようなものは、これは小規模のメリットを生かしながら経営の合理化が図られますし、地域におきまきめ細かな疾病予防あるいは健康管理などの被保険者の福祉の向上にも非常に資するものでありますから、先ほど申し上げたとおり前向きに取り組んでまいりたい、こう考えているものでございします。さらに各保険者におきましてサポート点検あるいは医療費の通知の促進、それから支払基金などにおきまして審査体制の充実ということなど、医療費適正化といふことの対策は、先生おっしゃいますように一層推進してまいらねばならぬ、こう考えておるものでございします。

○井上計君 総合的な御答弁をいただきました。ただ、大臣今おっしゃったように、ただ考えておるとおっしゃってなかなかこれは容易なことじゃありません。

そこで、先般の予算委員会ときと重複いたしますけれども、いま一度改めて、私はお配りした資料に基づいて全国印刷健保がどのような方法をやつてどういふ成果を上げておる、どういふふうな努力をしたかといふことを申し上げて、ただ単にこれは厚生省だけの問題ではない、こう思います。政府全体がこの問題と取り組んでいただかないとなかなかこのようない実現が不可能であるし、また効果は上がらぬと、こう考えますので、あえて重ねて御説明を申し上げたい、こう思うわけであります。

二枚目をひとつごらんをいただきますと、これは一つ重要であります。従来、新聞報道あるいは厚生省のお考えも、健康保険組合は大企業を主とした組合で、大企業のサラリーマンを被保険者としておる組合であるしたが、標準報酬も高い、またいろいろな面で恵まれておるから黒字が当たり前だ、こういうふうなことがしばしば言われておりましたが、実際は現在約千五百ある健保組合のうち約半分の八百幾らは中小企業の総合健保なんです。いわば政府が管掌しておる同じような事業所を集めた健保組合が半数以上あるということ、これが第一点です。

そこで、例として、私が関係しております全国印刷健保と政管との比較がこの二枚目の半ペラの数字であります。政管の被保険者数は千五百三十六万二千、全国印刷健保は十二万六千七百、といひますのは、全国印刷の組織は沖縄と九州の宮崎、大分等、一部を除いた四十四都道府県にまたがっておるわけなんです。その被保険者数が十二万六千七百一人である、印刷業の中小企業ばかりです。大企業はこれに入っておりません。零細な企業もかなり入っております。そこで、平均年齢は政府管掌四十歳に對して三十八・五歳、若干若いですが大して変わりません。ただ、扶養者の数に於いては政府管掌は被保険者数の一・一四倍で約千七百万人であります。印刷健保は一・二四倍ですから扶養者をたくさん抱えておるわけですね。平均の標準報酬一カ月政府管掌十九万七千五百八十八円に對して印刷健保は二十三万七千五百八十一円、高いです。高い理由は、これは同業のこういうふうな組合でありますから、標準報酬のつかみ方が的確なんです。政府管掌の場合のように一方的な申告と違ひますから、やはり実態をつかんでおると、こう思う。ですから、もしこれが小さな地域の組合になれば政府管掌の平均標準報酬は私は必ず上がると、こう思います。それからあと一人当たりの保険料等々ありますが、省略いたしますけれども、余り大した変わりはないですね。

しかも、ここで表の最後にありますように、料率は政府管掌は従来は千分の八十四、今年度から引き下がつて八十三、印刷健保は従来千分の八十三、政府より一安いです。さらに六十一年度から八十一というふうな二下げるわけですね。これらのほかに政府管掌と違ひのがたくさんあります。それは、まず本人及び家族の自己負担分を、五千円の足切りはありますけれども、それ以上は給付しているわけですね、現金給付。それから、出産と死亡等の付加給付も政府管掌のさらに上積みをしておる。だから、実際に支出は政府管掌よりはるかにいいわけですね。だから、被保険者は大変喜んでおるわけですね。こういうふうないわば政府

管掌と比較して、実際は中小零細企業の集まりである健保組合で、しかも、こういうふうなことを行つておつて、そこで五十九年度の収入、支出の実態を、一枚目をこらんだとわがかりますけれども、政府管掌の場合には保険料収入が三兆一千二百六十四億四千万円、ところが、さらに五千五百三十六億四千万円という国庫の補助が入つてゐるわけですね。その他を入れますと三兆六千九百三十五億四千万円という収入であります。支出は三兆四千八百九十五億四千万円でありまして、剰余金が二千四百億四千万円、こう言われておりますが、国庫補助の五千五百三十六億四千万円を差引きますと、実質的には三兆八百億四千万円の赤字になるということですね。これがなぜこのようになるのかと。後で申し上げますが、要するに医療給付費が保険料収入の八二%に上がつてゐるわけですよ。これが一番大きいんです。差が。

なお、もう一つつけ加えますが、支出の中で職員給与の三百三十六億四千万円というのはこれは社会保険事務所のトータルでありますから、いわば厚生年金の職員も入つております。私の推定で六〇%が健康保険にかかつておるであらうということ、三百三十六億四千万円という推定を出したということでありまして、これは必ずしもどんぴしやり正確ではないということ、御了承をいただきたいと、こう思います。

これに對しまして印刷健保の方は、以下ずっと読むのを省略いたしますけれども、ずっと参りまして、国庫補助が五千二百四十万円、微々たるものです。これは事務補助であります。これらのものをずっとトータルいたしまして、実質的な剰余金が国庫補助の五千二百四十万円を抜きまして二十四億四千四百六十万円という実質的な剰余金があるわけですね。政府管掌よりも料率が低い、そして政府管掌よりも上積みが多い、なおかつこれだけの実質的な剰余金があるというの、印刷健保の場合には医療給付費が六三・八%であるということ、すなわち極端に医師にかかる等のいろいろな抑制をしているかという、全くそうじゃありません。

せん。積極的に健康診断等受けさせたりいろいろなことをやっておるわけですね。特に入院ドックなんかについてもかなりの補助金を出してやつておる。そういうことをやりながら、なおこれだけの黒字が出ておるわけですね。しかし、全国的に全部黒字じゃありません。先ほど申し上げました四十四都道府県を十三の支部に分けていますが、そのうち赤字の支部が七支部あるわけですね。これは創設以来ずっと赤字です。例を挙げますと、北海道あるいは四国、中国、東北、九州もそうでありまして、ずっと赤字です。その赤字をどこでカバーしているかというの、それは東京、大阪あるいは東海、神奈川とか大都市周辺のところではカバーしてありますけれども、ただ単にこれは標準報酬が安いから赤字ということではなくて、地方へ行けば行くほど扶養者が非常に多いこと、それから医療費が非常に高いこと、それから赤字になること、かなり努力してゐるけれどもやむを得ぬということですが、これらをカバーして、なおかつこういう剰余金が出ておるということ、大変な経営努力をもう二十年來やってきておるわけですね。

なぜ剰余金が出ておるのかというの、大変な経営努力をもう二十年來やってきておるわけですね。レセプトの点検を二十年來から実施しました。当初随分と実は抵抗がありました。しかし、それだけでは十分でない、五十二年からは、八、九年前であります、医療費の通知制度というのをやりました。若干月がおくれますけれども、あなたは何月には病院へ何回通つて幾らの医療費を払つてゐます、健康保険組合から幾ら払いましたと、こういう通知をするわけですね。そうすると、最初は随分と、そんなに病院にかかつていませんという返事が来るわけですね。いや一日は行つたけれども五日も行つていませんとか、あるいは風邪だけの随分返つてくるわけですね。だから、これについて当時、はつきり申し上げたけれども、日本医師会から大変な圧力が加つてきたんです。印刷健保はけしからぬ、印刷健保の患者は今後診ないとか、うるさ過ぎると随分圧力が加つてきた。

た。しかも、当時厚生省からも実は強い行政指導があつたんです。このようなことをやってはいかぬと、こういう行政指導があつた。しかし、それを我々は実はね返してつとこれをやってきたんです。そのために現在のようになつた大変な成果があらわれておるということでありまして、だから、五十九年度だけ見ても、このレセプト点検によつての要するに過誤訂正ということ、支払基金を通じて医療側から返つてきた金が十二億七千万円あるわけですね、五十九年度だけで。だから、いろいろな経営努力に加えてそういうものを加えますから、先ほど申し上げましたように、実質二十四億四千万円という剰余金が出ておるということなんです。これはもちろん努力した結果でありまして、実は努力できるような組織体制にあるということ、現在のようになつた、言へば政府管掌の全国一本の運営では、厚生省がどんなに努力されてもこれは不可能だ。だから、できるだけ小さな単位、適正規模は三千人なのか五千十人なのか、これは地域によつて違つてまいりますが、そのような従来と違つた地域の健保組合をつくつて、その健保組合でそのような経営努力をする。同時に、それは医療費の抑制ということじゃなくて、文字どおり節減です。医療は後退しません。逆に前進します。健康診断をやつたりいろいろなことをやりますから、逆に前進します。私はこのようなことをやれば、考えられるこういうメリットというものが、そういう効果は随分あると思うんです。要するに、適正な医療等の本人の認識は深まつてまいりますし、定期的な検査もできます、実質的に。

それから地域には、例えて言うとう会館、先ほど箱物の整理を申し上げましたけれども、総合的なそういうふうな会館ができればその中に事務所も置く、あるいは若干の検査設備も置く、あるいはまた老人クラブ等々の集会所を置いて老人医療の問題も扱える。いろいろな面で私は地域の、町の開業医等々とタイアップすることによってかなり疾病予防にも効果がありますし、また成人病、老人

病等のやはりそういう効果のある指導ができる。現在、病院等では、もう皆さん御承知のように外来が非常に多い。特に老人外来が多くて、朝六時から七時に受け付けを済ませてやつと終わるの、お昼ごろだというふうな大変なむだが多いですね、各地どこへ行つても、このようなくともやつぱりある程度整理できるんではなからうかと、こう思ひます。

それから、社会保険事務に精通した職員がたぐさんおられます。そういう人たちの退職後の職場も確保できるわけですね。あるいは行政改革の中で、余剰人員等であればそういうところに確保できれば、すべていいことばかりとは言いませんけれども、そういう面では、この際根本的に健康保険のあり方、運営を考えていくことによつて、私は冗費の節約、これから今後ほうつておけばますます高騰するであろう医療費、それについての適正な抑制、さらには医療の後退ではなくて逆に医療の前進というふうなことに相通じていくであろう、このように考えます。これについては特に厚生大臣から御答弁をもらわぬでいいですが、あわせて申し上げます。

ところが、それをやるためには健康保険の運営のあり方、組織のあり方を変えらると同時に大変な努力が要りますが、もう一つは現在支払基金の問題があります。現在、いただいた資料によりまして、五十九年度は取扱件数が五億二千万件、大変な数です。金額が七兆一千四百六十億四千万円、の取り扱い金額ですね。これをどの程度の人數で全国四十七カ所の支部でやつておられるか。約六千名の職員で点検をしておるわけですが、実際にこのレセプトの点検をどういう形でやつてゐるか。事務点検の面では七・五秒で一人一枚やつてゐるんでしよう、レセプトの点検を。医師の請求されるいろいろな請求書を一人が七・五秒でどうやつて点検をしておるか、こういう問題ですね。だから、このあり方をまず変えていかなくちゃならない。だから、印刷健保が先ほど申し上げました十二兆幾らと

いう過誤訂正でもらえるのは、この事務点検、支払基金で行う事務点検のそこでもらっているわけですね、見つけているわけですね。だから、支払基金がやっておる医師の審査なんというものは、一切健保組合、資格ありませんからできないわけでしょう。職員がやっておるその段階で既にそういうものがあるわけですから、だから支払基金の審査の方法、あり方、これまた根本的に考え直しをすれば、私はもつともつとむだな医療費というものがみつかったのではないかと、こう思います。

もちろん、お医者さん、病院の全部が間違っておるとは言いません。非常にまじめな方もおられます。しかし、悪意とは言いませんけれども、人間ですから間違いがあるわけですね。一日しか来ない外来患者を五日に書き間違えることもあるでしょう。あるいは実際には使わなかった、やらなかった治療をやったことにする場合、間違いがあるかもしれないが、まずそういう点検をできる体制というものをつくっていくなくては、私はなかなかこの医療費問題については解決しない、このようにもう前々から強く感じているので、今まで時に触れて提言したんですが、なかなか一向に進みませんので、予算委員会に続いてきょうは特にこのことを、これは厚生省という問題では解決しませんから、総理、総務庁長官にぜひこれらについて本格的な取り組みをひとつお願いをしたい、こういう要望をするわけでありまして。

あわせて、国民健康保険についてもそうでありまして。国民健康保険に対する国庫補助額が二兆一千億、六十一年度あるわけですね。前年度と比べて八兆七十九億四ふえております。このうち二兆百六十二億四というものは医療に対する補助です。これは全部市町村に任じておるからこうなるんです。これも、健保と申し上げたが、健保と同じように国保についても地域で国保組合をつくっていく。そして、適正規模の組合をつくって、そのよう指導をしていけば、随分と私は国保についてもむだな医療費の節減ができるのではない

か、こう考えております。

資料説明を含めて大分長くなりましたけれども、以上のような問題を含めて、まず厚生大臣に伺って、あと総務庁長官に伺って、できますれば総理からも御所見をひとつ伺いたい、こう思います。

○国務大臣(今井勇) 先ほど先生のお話に先立ちまして全体的な答弁をいたしてまいりました。やはり先生おっしゃいますように、やっぱり適切な医療を、しかも十分な必要な場合にどこでも診ていただけるような医療を確保し、しかも医療保険を安定的に運営していくというためには、おっしゃいますように運営の効率化を図らなければならぬことは当然だと思っております。

そこで、具体的に申し上げますれば、保険者によります効率的な運営の確保と、それから医療費の適正化の徹底が何よりも大事であろうと思うわけでございます。さらにまた各保険者におきまして、先生おっしゃいますようにレセプトの点検、また医療費通知の促進、それから支払基金などにおきまして審査体制の充実など、医療費の適正化対策、これは極めて大事なことでございまして、一層推進していかなければならぬと考えております。

それから、支払基金におきまして審査体制の充実の問題でございまして、先生のおっしゃいますとおりでございまして、これはひとつ今後とも十分に力を入れてやってまいらねばならぬというふうに考えているものでございまして。

○国務大臣(江崎真澄) この参考資料を拝見して、本心に敬服したりまた驚いたりしておるわけですね。まさに一年間にこれは本人、家族、十二億余の返還があるんですね。老人保健でも少ないときで九千八百萬、これは大変な御努力だということをしみじみ思います。だから、規模が適正規模であること、これはやっぱり必要でしょうね。余り大き過ぎると、今の七秒でレセプトを点検すると、私の記憶に間違いがなければ、レセプトというのは患者数で割るというと三秒で一枚の割にレセプトが出てくる、一体どういう診察をするのだろう

と。その後改められたかもしれないが、そういうことが言われた時期がいつときありましたね、本当に。そのチェックがこの成果になってあらわれてるわけですから、今これは我々総務庁としても、厚生省だけの問題じゃないと思っております。やはりよく御趣旨の存するところを体しまして、行政監察というところもありますし、それから適正規模にしていく方法が一体どういうふうなものか、そのあたりも含めて今後の検討課題として重要な御提言と承っております。

○国務大臣(中曾根康弘) 総務庁長官と同じであります。

○井上計君 私、この支払基金の問題は、たしか昭和五十四年であったかと思えますが提言したことがある。率直に言って大して改善されていません。それから健保問題等についても昭和五十四年、五十五年ごろ予算委員会等でも当時の厚生大臣にも提言をして、若干の改善をされておりますけれども、大した改善の跡が見られない、年々医療費は増高して赤字の累積があった、こういう問題があります。

この印刷健保も最初から何も赤字であつたわけじゃないんです。実は二十年前大変な赤字になりました。もう組織がもたない、組織を全部分けて、もうもう政府管掌に引き取ってもらおうと、そういうこともあったんです。ところが、厚生省に引き取ってもらえなかったんです。だから、厚生省に引き取ってもらえないでこんな赤字が累積したのでは大変なことになる。そこでどうするかというところで考えたのが、先ほどから申し上げているように、レセプトの点検、これだけでは十分ではない、そこで医療費の通知運動をやらうと

いつて、かなり圧力が加わりましたが、やってきてこの結果を生んだということですから、一朝一夕に効果があつたものではないと思ふけれども、しかし国がやる気になれば私はできると思ふんですね。

しかも、こんなことを申し上げてどうかと思ふますけれども、もう十年ほど前から全国で、お医

者さんに言わすと、私も親しいお医者さんも多くさんおられますが、印刷健保の患者はもう本当に骨が折れる、どうして骨が折れるんだ、印刷健保の患者は請求のときに気を使わなくちゃいかぬ、間違いがあつたんではいかぬからといって慎重にやっておつて、慎重な請求でなおかつこうなんですから、私はこの率より本当に国、政管、国保がやれば大変なことになる。だから、健康保険の本人の割負担が六十二年から二割負担になりますけれども、私は二割負担なんかなくても一割負担でやっていると、国庫補助もなくてもやっていると。しかし、それは組織を考へる、運営を考へる、経営努力を考へる。厚生大臣言われたように、ただ単に厚生省が検討するとかどうかということでは、到底このようなことは成果は出ません。根本的に見直しをしようというのを強く提言をします。

同時に、私は先ほど来申し上げましたように、一般補助金の問題にもこれと同じようなことがたくさんあると思ふんです。随所に。だから、この際重要な問題でありますから、大きな政治課題としてこの補助金の問題を含めてこういうふうなことをもつと考へていく、こういうことを強く主張し、ぜひひとつ強くお願いをしておきます。総務庁長官、もう一回決意を伺いたい。総理大臣にはあえてお聞きせぬでもいいですから。

○国務大臣(江崎真澄) 全く御提言については前向きなお話と承って、感銘を深くしております。これは感銘を深くしておるだけじゃありませんから、私の職掌柄行政監察もやりますし、また何かの組織を厚生省とも相談をしながら、これをやはり新しく検討する必要があるというふうに思ひます。

○井上計君 最後に、もう一つ申し上げておきます。

もう何年も前から、先ほど申し上げたように、提言したが一向に進展しません。だから、この問題は私が国会にいる限り毎年でも質問して、その進捗状況をお聞きすることにしますから、ひとつ

よろしくお願いいたします。

として一応考えております。

○下村泰君 下村泰君、今回の補助率引き下げは障害者にとつて大変多くの、そして大きな問題をはらんでいることをお伝えしておきたいと思ひます。国際障害者年中間年に当たりまして、こういうことが行われるのはまさに残念で仕方がございません。私はこうした観点に立つて、この補助金問題についてお尋ねしたいと思ひます。

幾つかの問題の中で、まず措置費に關連しまして身体障害者福祉ホームについてお伺いしたいと思ひます。措置費は、本来国庫十分の八、自治体十分の二であるべきものが、六十年代一年限りといふことで国庫十分の七に引き下げ、そしてことしそれをさらに引き下げて十分の五、二分の一にして向こう三年間行ふといふわけなんです、そこでその措置費の対象にさへなっていない施設があるわけなんです。五十九年の身体障害者福祉法改正の折に加わりました身体障害者福祉ホームがそれなんです。

私は、これができたときに大変施設の規模が小規模になりました、二十名ですから、地域化が進むと大変期待をしたんです。日ごろいつも私が社労委員会でも申し上げておったことなんです、大変これはすばらしいことだと思つたんです。仙台でこのホームをつくらうとして、筋ジストロフィーの患者さんたちがいろいろ準備を進めてきました。ところが、重度の障害者はだめだといふことになったわけです。自立できる人、自炊できる人が対象といふことになった。

そこでお伺いするんですが、この福祉ホームが考えられた経緯といふのは一体どういふ経緯なんですか。

○政府委員（小島弘伸君） 在宅では日常の諸活動が困難なような障害者の方を入所の対象にいたしました、軽微なといふか、軽度のお世話をしなから、その日常生活と申しますか、例えばそこを利用いたしまして福祉工場あるいは事業所といふような働く場所に通勤願うといふような拠点の施設

として一応考えております。

私は、こうした小さな地域につくられる福祉ホームを本望に望んでいるのは重度の方だと思ふんです。重度であるがために、自分の住みかからあるいは実家から遠く離れた大規模の三十名とか五十名とかいふような施設に入るわけです。そうしますと、プライバシーは十分に保障されずじまわけてですね。小規模になれば少しは御自分の家に近くなる、近いところになる、だからプライバシーも今よりはましになるだろう、そういう強い願いがあると思ふんです。

ですから、彼らはそれを求めて運動もしたし声を上げてきたんです。これはもう三塚運輸大臣も御存じのはずなんですけれども、実は仙台の山田富也君という筋ジストロフィーの患者さん、この方が一生懸命周りに呼びかけて、そして仙台市、宮城県そのものは大変理解がありまして、土地その他も提供もされてきております。そして、周りの方々の熱い御後援によりまして、法人組織にもたしかなるはずで、ことしのうちには、こうして運動してきたわけなんです。今回の答申や法改正に私は大いにこれは反映したと、この人たちの運動がこのまま法の改正につながったと喜んでおったわけですね。ところが、こういうふうな今局長が答えたようなことで、何とかこの入所基準といふのを緩和できないものなんですかね。

ここにございますね、厚生省社会局長の「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」、この中で、「ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除くものとする」、こういう一項が入っている。このためにできなくなつた。これは何とかなりませんか。

○政府委員（小島弘伸君） 社会福祉施設の類型、いろいろあるわけですが、特に常時介護を必要とする重度の障害者の方々といふようなものにつきました。現在でも障害者の療養施設、医療とあわせて行ふといふような療養施設といふような施設を、これも全国で百五十八カ所整備い

たしております。重度の障害者について、常時日常生活が自分ではできないといふような方々につきました。それは、それ相応のやばり人的、物的設備を必要といたしますので、小さな施設でというのはなかなか難しい面があるかと思ひます。職員の交代制といふようなことも考えましても。

したがしまして、このよう方々につきましては、身近なところという御要望には必ずしも沿いがたい面がありますが、療養施設といふようなものを御活用願う、また今お話しした福祉ホームは、障害者の社会参加といふことを促進する意味でその御活動の拠点として利用願うといふような形で整備したものですから、こういうような区分になつてゐるわけでございます。

○下村泰君 じゃ、社会局長に伺いますが、山田富也君は厚生省の方はどう見えていますか。あれは重度ですか軽度ですか。

○政府委員（小島弘伸君） 私まだお目にかかつてないと思ひますので、その障害者の程度について御判断を申し上げる状況にございません。

○下村泰君 実は重度なんです、この方は。その重度な方が中心になつてこういう運動を展開して、そして仲間たちと一緒に自分たちで自立ホームをつくらうと努力しているわけなんです。ところが、こういった通達のためにその人たちが入れないんです、今、大変希望を失っているといふのが現状なんです。

ではお伺いしますけれども、実際に現在この設置状況はどうなつていますか、この福祉ホームは。○政府委員（小島弘伸君） 現在全国でこの設置をいたしましたのは、熊本まだ一カ所という状況でございます。

○下村泰君 その熊本の状況を御存じですか。○政府委員（小島弘伸君） これはある関連会社に勤める人々を主として対象としていたと。その関連会社の事業開始と申しますか、それらが多少おくれたために本日開所し二名入居した、現在のところ入居希望者は二名を含めまして八名であるといふように伺つております。

○下村泰君 これはたしか「希望郷」といふのですか、どこかそっちの方らしいですね。これは県の方が社会事業団に委託して運営してもらう、だから県から予算が出るわけですね。ですから、運営そのものは大して心配ないわけですね。ところが、何とこへ入る方々がおらなかつたそうなんです。これは内輪の話ですからね。得た情報によりますと、県の方から頼んで歩いた、この委託された社会事業団の方が頼んで無理やりに入つてもらつたといふような形跡があるんですが、そういうことを聞いていますか。

○政府委員（小島弘伸君） この関連工場で働く予定の障害者の方々は十五名程度と伺つております。そのうち七名は自宅から通勤可能であるといふことで、現在のところはまだ八名にとどまつておるといふことでございますが、特に無理に頼んでといふようなことについては事情を承知しておりません。

○下村泰君 とにかくこの山田富也君がこういうふうにして、自分たちの仲間が現在まだ大きな施設に残っている。その施設に残っている同じ筋ジストロフィーの患者さんたちがこの福祉ホームができることによつて——自力でこれをつくつてゐるんですよ。一生懸命自力でつくつてゐる。これはもう三塚大臣もよく御存じなんです。自力で自分たちのホームをつくらうといふのに、この一項のために入れないんです。山田富也君自身は重度なんですから御自分のおうちにいらつしやる。そして彼らが一番気をつけていることは風邪を引かないこと。風邪を引くと筋ジストロフィーといふのはすく命にかかわるんです。ですから、それは御自分で気をつけております。常時介護といふのはまことにそれはそれとおりなんですけれども、彼自身はそういうふうにして日常の生活を送つて、この福祉問題に一生懸命活躍して取り組んでいるわけですね。その富也君と同じような状態で自立の福祉ホームで生活をしようと望んでいる人たちがいるのにもかかわらず、この一項によつてストップされているんです。

厚生大臣、このところ、この項目何とかなりませぬかね。こういう人たちは、自分たちでやろうとしているんですよ。それをこういう一項が、局長の通達だけですからね、これによってこの人たちはどうにもこうにも動けないんだ。ですから、せっかく仙石の皆さん、大きな愛情が一つになってこの人たちを助けるべく、また、この人たちも一生懸命更生できるように御自分たちで仕事を求めながらやろうとしているのにもかかわらず、こういう一項目のためにこの人たちの運動がストップする、あるいは希望を失う。これで果たしていつも総理がおっしゃっているようなことになるんですかね。このところ本当に僕はどうも納得がいかなんです。ですから、私は厚生大臣にこれは何か一言言っていただきたいと思います。

○政府委員(小島弘仲君) 施設の利用目的と申しますか、先ほど申し上げましたように、社会参加の拠点として社会活動をお助けするというような趣旨で設けた施設でございますので、職員も実際は定員二十名でございますと専門の指導員は一人、それから施設長と嘱託医と、これは非常勤でもいいことになっております。その範囲でお世話できるということに考えますと、常時介護を必要とするという方に入居いただくというような施設にはなっていないわけでございますので、したがって常時の介護とか医療を必要とする方はこの対象とは考えないという運営をしているわけでございまして、一般的に障害の程度、軽度ということとは区別いたしまして、たとえ障害は重度であっても、日常軽度のお世話で社会活動がおできになる、日常生活をお続けになるという方は入居を願う取り扱いになっております。

○下村泰君 大体、今の局長のおっしゃったような状態の方でしたら、恐らくこういう福祉ホームというのは必要ないんじゃないかと思えますよ。御自分で働いてそれだけの収入があるような障害者であるならば、自分でアパートを借りるか、あるいは自分の家から通うか、私はそういうことをしていると思うんですよ。本日の福祉ホームとい

うものを利用しようとする人は、こういった山田富也君のような方たちが本望に望んでいるのではないかと。またそういう階層の人が望んでいるんではないかと思うんですよ。だから、せっかく法を改正したって何の意味にもならないと思います。本望に自立できる程度の人でしたら、こういうホームに入る必要はないんですからね。

この身体障害者福祉法の改正された部分、第二十三条なんか見るとすばらしいですよ、これは「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるよう努めなければならぬ」と、こういう条文が立派にあって、この条文に即するために一生懸命本人たちがやっています。ところが、今局長がおっしゃったような解釈でこれをとめてしまっている。そうしますと、福祉ホームというのは一体何のためにこの条文が加えられたのかという疑問が出てくるわけですね、ここに第三十条の二に「身体障害者福祉ホームは、低額な料金を、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適合するよう居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする」、これは合わないようになってくるんじゃないですか。

○政府委員(小島弘仲君) 今、関係条文を挙げて御指摘いただきましたように、これは安い料金で利用していただくという利用施設になっているわけでございます。したがって、療養ホームとかそれから厚生援護施設のような措置施設でございまして、したがって、この運営はその利用料を基礎として運営するという仕組みになっております。したがって、障害者につきましましては現在、全体の施設体系もさらに見直しを必要とする時期だというふうな考えで進直しを進めておられるところでございますが、やはりその施設の目的に兼ね合ったような形での運営ということを考えていかねばならぬかと考えております。先ほど申し上げましたように、特に日常生活に

常時の介護を必要とするあるいは医療を必要とするという方々の施設と考える場合には、やはり現在の療養施設をどのような形で、また機能面で見直すかという問題で対処していくのが基本的な方向ではなからうかと考えております。

○下村泰君 この山田君が今一生懸命やっているのは、自分たちで運営したいと努力しているんですよ。仲間同士で何とかして運営したいんですよ。その目安も立っている。それから、自分たちで運営していくための資金その他も確保できている。ただし、建設費その他が非常に多額なものであるから、そちらの方の準備はまだちょっとできかねておりますけれども、その運営は彼ら本人たちでやる。ですから、今利用費がどうの云々ということは、彼らはそれなりに考えて運営していくということの彼らの話も聞きました。ですから、私の考えていることとそれから今局長がお答えくださったこととどことなく食い違いがあるんですね。その食い違いの点を、今局長がおっしゃったように箇条書きでくると、どうしてもそこそこが食い違ってくるんですよ。御本人たちがうまく運営しようとしておられるんです。それを運営しようとしているのに局長の方の通達でくると、つまりあくまでもそれは社会局長の立場としては法の上にとつて、法をうまく運用するための答え方なんです。けれども、やっている方はそういうことをすべて自分たちで処理しようとしてやっているわけなんです。ですから、特例と申してはなにかもしませんけれども、彼らの方の現状によつては彼らの望んでいるような方向に進めてやるべきが私は行政当局のあり方ではないかというふうな気がするんです。そこなんです。それについてお答え願いたいと思ふんです。

○政府委員(小島弘仲君) その山田さんのお考えの中身を承りまして、どのような施設体系の中で対処できるか、十分検討させていただきたいと思っております。○下村泰君 いや、ありがとうございます。そう答えてくだされば助かるんですよ。そうすれば私

はこんな長くしゃべることなかったんです。大変いいお答えでございました。ですから、その上乗せに厚生大臣、ひとつお願いします。

○国務大臣(今井勇君) 今いろいろ局長とのやりとりを伺っております。御指摘のケースにつきましてはよく事情を確かめまして私なりに判断をしてみたいと考えております。

○下村泰君 大分総理もお疲れのようですから、これ以上おめするのはいけませんからもうこの辺で私は終わりたいと思ふんですが、総理、お願いをしておきますけれども、今も申し上げましたように、こういうお話の仕方ですね。あくまでもああいふ答えが返ってくるわけですね。あくまでも法というものは人間がつくったものであって人間が運営するもので、その法の中にはやっぱり血が通わなきゃいかぬといつも私は思ふんです。ですから、今の話のやりとりを聞きになって、もし総理が何かお感じになるか、あるいは今後こういうふうなことはその場の措置が必要である程度はケース・バイ・ケースの措置が必要であると思ふんですが、いかがでございましょうか。総理のお声を聞いて終わりたいと思ふます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 役所とか法律というのは画一的に物をやりたがるものであります。が、人間のためにやるものですから、特に身体障害者の場合は完全参加と平等という、そういう立場な目標があるわけでありますから、参加したいという方、自分でやりたいという方、これはいろいろ話でありますから、政府としても積極的な協力して、できるだけ好意的にそれが成就するように協力してあげる、そういうことが法の趣旨でもある、行政の趣旨でもあると思ふます。今、社会局長も御相談に乗ってできるだけ協力するように答弁いたしました。政府としてもそういう趣旨に沿って努力をさせていただきます。

○下村泰君 ありがとうございます。○委員長(嶋崎均君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。明二十二日午前十時に委員会を開会することと

し、本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十一分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局